

第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の策定について

1 「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の概要

就学前教育・保育施設については、「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」（平成29年9月策定）に基づく「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度。以下「第1期計画」という。）により、大住こども園や河原こども園の整備などの再編整備を進めてきました。

引き続き増加する保育ニーズへの対応や第1期計画期間中に明らかになった新たな子育て支援施策への対応の必要性等から「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、再編整備を進めるものです。

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 主な策定過程

- | | | |
|--------------|--------|---------------------|
| 令和7年 | 6月19日 | 策定方針決定 |
| | 8月25日 | 市民みらいミーティング |
| | 8月～11月 | 計画案協議 |
| | | ・教育委員会 |
| | | ・子ども・子育て支援施策推進会議 |
| | | ・子ども・子育て会議 |
| | 11月21日 | 計画案決定 |
| | 12月 8日 | 文教福祉常任委員協議会（計画案の報告） |
| 12月12日～1月11日 | | パブリックコメント |
| | 1月～3月 | パブリックコメント結果の調整 |
| | 3月12日 | 計画策定に向けた最終調整 |
| | | ・総合教育会議 |
| | 3月～ | 計画策定・周知 |

第 2 期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の策定に係る パブリックコメント結果（案）

- (1) 案件名 第 2 期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（案）
(2) 募集期間 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）から令和 8 年 1 月 1 1 日（日）まで
(3) 意見提出者 3 名
(4) 意見の数 1 8 件
(5) 意見への対応内訳

| 対応区分 | 件数 |
|----------------------|-------|
| 計画に追加又は修正するもの（追加・修正） | 0 件 |
| 計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載） | 5 件 |
| 計画実施段階で参考とするもの（参考） | 0 件 |
| その他 | 1 3 件 |
| 合計 | 1 8 件 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|------|--|------|--|
| 1 | 近年、保育現場では人材確保の難しさや職員の負担増加が課題となっており、子ども一人ひとりに丁寧に関わるための体制づくりがますます重要になっています。計画の中に、保育士等の人材確保・定着支援、働きやすい環境づくりに関する具体的な施策がより明確に盛り込まれることを期待しております。 | 趣旨記載 | 30 ページに記載のとおり、再編整備により集約される職員を、特に需要の多い1・2歳児及び特別な配慮が必要なこどもの教育・保育に重点的に配置することとしています。 なお、就学前教育・保育施設における人材確保については、市としても重要な課題として捉えており、令和7年（2025年）3月に策定した「京田辺市こども計画」において、「保育士・幼稚園教諭等の確保事業」として処遇改善や確保するための取組を実施することを掲げ、取組を進めております。 |
| 2 | 子育て家庭への切れ目のない支援を実現するため、保育・教育・福祉・医療が連携した支援体制のさらなる充実を希望いたします。 | その他 | 子育て家庭への切れ目のない支援につきましては、「京田辺市こども計画」において、「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」を基本的な視点のひとつとして掲げており、「こども家庭センター」を中心に保育・教育・福祉・医療が連携した子育て支援に取り組んでまいります。 |
| 3 | 本計画が、京田辺市で育つすべての子どもたちと、子育てに関わるすべての人にとって、安心と希望につながるものとなることを願っております。 | その他 | 「第2期京田辺市立幼稚園・保育所等再編整備計画」や「京田辺市こども計画」に掲載している事業の着実な実施に努め、こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり、こどもを生き育てる喜びが実感できる環境づくり、こどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。 |

| | | | |
|---|---|------|--|
| 4 | 0・1・2歳の小規模園が増えているが、3歳以降の園が少ないので、そこを改善してほしい。または、0・1・2歳の小規模園の提携園があれば良いのでは | 趣旨記載 | 0歳から2歳児までの小規模保育事業所は、開園する際に同時に連携園を確保しており、卒園後の保育に関しても一定確保しているところですが、その一方で小規模保育事業所の増加により、市全体として3歳児以上の受け入れ枠の拡充が課題となっているところです。 そのため、20ページに記載のとおり、市立幼稚園について、3～5歳児を対象とした認定こども園への移行を進めます。 |
| 5 | 城陽市にあるような雨でも遊べる室内遊技場があって欲しい。 | その他 | 市政に対するご意見として承ります。 |
| 6 | 兄弟で別の違う園になるのは大変なので何とかして欲しい | その他 | きょうだい同一施設となるよう一定の配慮を行っていますが、必ずしもご希望に沿えない場合もあることから、受け入れ枠拡充のため、20ページに記載の（仮称）草内こども園の整備事業等を進めているところです。 |
| 7 | 閉園した後の園を有効利用して欲しい | 趣旨記載 | 30ページに記載のとおり、統合整理された市立幼稚園・保育所の跡地に関しては、市の貴重な資源・財産であることから、全庁的な体制で有効活用を図ります。 |
| 8 | 登園の保護者の多くから、3・4・5歳継続したいと求められる事が多くあり、規模拡大を検討してほしい。 | 趣旨記載 | フルサイズの保育施設は、整備に期間を要することや、0歳から2歳までの高止まりする保育ニーズに速やかに対応する必要があったことから、小規模保育事 |

| | | | |
|----|---|-----|---|
| | | | 業所等を整備してきたところですが、3歳以上児の受け入れ枠拡充のため、20ページに記載の(仮称)草内こども園の整備事業等を進めているところです。 |
| 9 | 22 ページ②松井ヶ丘幼稚園の大住こども園への統合に関して、大住こども園への統合ではなく、3～5歳児の保育のニーズを踏まえて、こども園へ移行するという案はないのでしょうか？施設の老朽化があるので、田辺幼稚園のように一時休園し、将来的にこども園へ移行するという選択肢がなく、統合になるのには理由があるのでしょうか？実際、保育所入所の結果発表があった後に、それまで空いていた大住こども園の幼稚園枠が一瞬にして埋まった為に、本来保育所に入所を希望されていた方が松井ヶ丘幼稚園に入園されている事例もあるので、京田辺市北部における3～5歳児の保育ニーズは今後どのように対応されるのでしょうか？ | その他 | 市北部・中部・南部地域ごとに基幹園となるこども園を整備する方針のもとに大住こども園を整備する一方、園児数の減少により集団教育が困難となった松井ヶ丘幼稚園については、第1期計画でお示ししました要件を満たさなくなったため、大住こども園に統合することとしました。 3～5歳の保育ニーズに対しては、市全体として受け入れ枠の更なる拡充を図ってまいります。 |
| 10 | 21 ページ③こども誰でも通園制度の受け皿の確保に関して。実際、既存施設や空き枠はないのではないのでしょうか？私自身は、まだこども園の一時預かりを利用したことはないのですが、知人から一時預かりは就労されている方が優先的に先に予約ができるため、就労していない保護者はキャンセル待ちでなか | その他 | ご意見にありますように、本市において空き枠はほとんどない現状ですが、民間園にも事業参入を促しながら、まずは市立の施設で対応できる範囲で令和8年度より取り組んでまいります。 |

| | | | |
|-----|--|-----|---|
| | <p>なか予約が取れない状況だと聞きました。具体的に、どのように受け皿を確保し、いつ頃から誰でも通園制度を利用できるようになるのでしょうか？是非、活用したいと考えています。</p> | | |
| 1 1 | <p>23 ページ④田辺東小学校区に河原こども園が整備されたことに関して。3～5 歳児の幼稚園枠が若干名(5 名?)であると聞きました。市立の幼稚園に入園希望されていた方が、入園できずに私立幼稚園しか選択肢にないと話されていましたが、田辺地域に市立幼稚園がほぼないという状況はどのように分析されているのでしょうか？</p> | その他 | <p>希望した市立幼稚園に入園できなかった方は、他の市立幼稚園へご案内するなど弾力的な運用を行っています。</p> <p>幼稚園ニーズの減少、施設の老朽化に伴う安全性の確保の観点から統廃合の結果、ご意見のとおり田辺地区において市立幼稚園は減少していますが、同時にこどもたちの教育・保育の機会確保も必要ととらえていることから、私立園と公私連携協定を締結したところです。</p> <p>これまで培ってきた私立園の識見も生かしながら、幼小接続事業の参画等を通じて市教育委員会と連携し、引き続き質の高い教育・保育を提供してまいります。</p> |
| 1 2 | <p>30 ページ 6, 再編整備とともにの(1)(2)(3)に関しては、第 1 期計画の最後のページに書かれている内容とほぼ同じですが、第 1 期計画の成果/課題等の分析はないのでしょうか？再編整備とともに、これらの計画がどのように進められたのか、それを踏まえて第 2 期ではそのように進めていくのかが読み取れませ</p> | その他 | <p>30 ページに記載しておりますのは、再編整備とともに進めてきた内容で、今後も継続してまいります。</p> <p>具体的な取組内容や配置状況は、年度ごとに変わることから令和 7 年 3 月に策定いたしました「京田辺市こども計画」において進捗を管理することとしております。</p> <p>保幼小連携の推進に関しては、これまでも市教育委</p> |

| | | | |
|----|--|------|---|
| | <p>んでした。 また(3)に関して、令和9年度より松井ヶ丘幼稚園は大住こども園に統合予定となっておりますが、統合後は松井ヶ丘小学校とも連携していくのでしょうか。現在、給食体験や図書館の利用、作品展の見学、校庭へ遊びに行くなど、かなり密に連携していただけており、未就学児のうちから小学校がとても身近に感じることができています。幼稚園と小学校が隣接しているからこそ、これほど密に連携できているのではないかと思います。大住こども園に統合された場合、今までと同じ頻度や内容で幼小連携ができるのか不安が残ります。</p> | | <p>員会と連携し、民間園も含め市内の就学前教育・保育施設と小学校との連携に取り組んでおり、今後もこどもたちがスムーズに小学校生活を過ごせるよう取り組んでまいります。</p> |
| 13 | <p>2 ページの「1 計画策定の趣旨」の内容について、まず幼児教育の重要性に触れてほしい。幼稚園教育要領には、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。」と記載があります。 幼児教育とは、読み書きそろばんを教えるのではなく、発達に応じた環境（遊び）を通して学び、生きる力を培うものと理解してお</p> | 趣旨記載 | <p>30 ページに記載のとおり、市立幼稚園、保育所、こども園は、これまで培ってきた京田辺市の就学前教育・保育の特色を継承発展させ、地域に根ざした施設として子育て支援の中心的な役割を担うほか、特別な配慮が必要なこどもへの対応などに取り組んでまいります。 市教育委員会と連携し、質の高い教育・保育の提供に、引き続き努めてまいります。</p> |

| | | | |
|----|---|-----|---|
| | <p>り、京田辺市立幼稚園では遊びを通した学びが大変充実していると感じています。京都府でも非認知能力を伸ばす取り組みをしていると聞きますが、伸びるのは幼児期～小学校低学年です。京田辺の子ども達が健やかに育つために、財政や受け入れ人数の問題だけで議論されるのではなく、計画の趣旨が、質の高い教育・保育の提供のために行われるものであってほしいと強く望みます。</p> | | |
| 14 | <p>8ページの「今後5年間の就学前教育・保育ニーズの見通し」の内容について、「幼稚園ニーズに関しては、市外のこども園等も受け入れ施設となっているため」とあり、実際にそうですが、地域の園に通わせたいと思ったとき、市外の園に受け入れてもらえなければ供給量は需要を下回るのではないのでしょうか？松井ヶ丘幼稚園の閉園により、松井ヶ丘小学校区はそうなると思います。校区内にある松井ヶ丘保育園の1号認定枠は1学年5人程度です。小学校はまだ1学年3クラスあります。市外に通う子どもの数は示さないのでしょうか？市外の園に何かあったとき、京田辺の子どもが通う園がなくなってしまうというリスクはないのでしょうか？</p> | その他 | <p>これまでは概ね小学校区ごとに市立幼稚園を配置してまいりましたが、多様化する教育・保育ニーズ、3～5歳児の保育料無償化により市外の民間園も含めて保護者がそれぞれのご家庭の状況に応じて就学前施設を選択されていることから、市立幼稚園の園児数が減少しているものと認識しています。</p> <p>今後も就学前教育・保育ニーズの動向に留意しつつ、対応を検討してまいります。</p> |

| | | | |
|----|--|-----|---|
| 15 | <p>20 ページの「再編整備の方向性 ①〇松井ヶ丘幼稚園を大住こども園へ統合する時期」について記載がありますが、現在大住こども園の3歳児幼稚園枠は定員オーバーをしているのではないのでしょうか？松井ヶ丘幼稚園に通う3歳児は5歳児に大住へ転園することが決まることになりましたが、定員の問題はないのか。引越しなどで松井ヶ丘幼稚園へ途中入園される方もいます。また、大住小・桃園小校区の方が大住こども園への途中入園を希望されても受け入れ拒否しているのでは？今後、松井ヶ丘幼稚園閉園後、大住こども園への入園が叶わなかった場合、松小校区の子が薪幼稚園（こども園？）まで通うことになるのか？願書提出時点での優先順位についての方向性を示してほしいです。大住が定員溢れているのなら、松井ヶ丘幼稚園の耐震に問題がない保育室部分を分園として活用することも検討してほしいです。</p> | その他 | <p>令和9年4月の統合にあたり、松井ヶ丘幼稚園の在園児は、大住こども園で、受け入れをいたします。統合後、定員を上回った場合は、他の市立幼稚園と同様に運用いたします。</p> |
| 16 | <p>20 ページの「再編整備の方向性 ①〇将来的な園区のあり方について検討する」とあり、検討はこれからかと思いますが、地域の園に通わせることのメリットも汲んでほしいと思います。子どもが地域で育つことは、子どもだけでなく保護者にとっても大きなメリットになると考えています。</p> | その他 | <p>地域での子育て支援の役割は、就学前教育・保育施設だけでなく、地域社会全体で担うものと認識しており、そのあり方については、引き続き検討してまいります。</p> |

| | | | |
|----|--|-----|--|
| 17 | <p>23 ページの「⑤薪小学校区」の再編整備計画において、令和9年度から3歳児以上の認定こども園へ移行とあります。松井ヶ丘幼稚園が大住こども園と統合する際の説明で、松井ヶ丘幼稚園も需要のある「こども園」にできないのか？という質問が保護者から出ていましたが、こども園は市内に3カ所設置予定で、北部は大住のみなので不可と説明がありました。薪の中部は河原こども園があるにも関わらず、なぜ薪はこども園化できるのか納得ができません。26 ページの「⑧普賢寺幼稚園」の再編整備計画にも同様のことを思いますが、公立でのこども園化は、公立幼稚園が培ってきた質の高い教育が確保されるため賛成です。</p> | その他 | <p>生活圏ごとに配置する拠点市立認定こども園については、北部・中部・南部ごとにそれぞれ配置を計画しております。</p> <p>薪幼稚園と普賢寺幼稚園のこども園化については、この拠点市立認定こども園とは別に、それぞれの地域の保育ニーズに応じて計画しているものです。</p> |
| 18 | <p>30 ページの「6 再編整備とともに」の冒頭箇所について、幼児教育センターとしての機能に期待しています。同時に、小学校の先生方の研修や連携を取り、幼小連続カリキュラムの実施に関わる機能にも期待したいです。しかし、この支援が行われる対象が京田辺市内の園・所に限られることが残念です。京田辺市外の園に通う子ども達にも恩恵があるように市外と連携を取るのか、市内の園に戻ってきてもらうような政策を推し進めるのか、今後の方向性について可能であれば言及</p> | その他 | <p>これまでも幼小連携に保育所・こども園も加え「保幼小連携」として捉え、民間園も含め、就学前教育・保育施設と小学校の連携に取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性については市教育委員会と検討してまいります。</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | していただきたいです。「京田辺市の幼稚園は質が高い」と子育て会議でも言われていました。京田辺の子どもは京田辺で育てる方向に戻ってきてほしいと願っています。 | | |
|--|---|--|--|

問い合わせ先 ことも未来政策推進室

電 話 0774-64-1350

Eメール mirai@city.kyotanabe.lg.jp

第 2 期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画
(案)

令和 8 年 3 月策定

京田辺市

目次

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け及び期間 | 2 |
| 3 | 第1期計画の成果と課題 | 3 |
| | (1) 第1期計画の成果 | 3 |
| | (2) 第1期計画の課題 | 5 |
| 4 | 京田辺市の就学前教育・保育を取り巻く現状と課題 | 6 |
| | (1) 就学前児童数の推移及び推計 | 6 |
| | (2) 就学前施設の設置状況 | 7 |
| | (3) 今後5年間の就学前教育・保育ニーズの見通し | 8 |
| | (4) 市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の現状と課題 | 12 |
| | (5) 市立保育所・こども園（保育所枠）の現状と課題 | 16 |
| | (6) 「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の創設 | 19 |
| 5 | 第2期計画 | 20 |
| | (1) 再編整備の方向性 | 20 |
| | (2) 小学校区ごとの再編整備計画 | 21 |
| | ① 大住小学校区・桃園小学校区 | 21 |
| | ② 松井ヶ丘小学校区 | 22 |
| | ③ 田辺小学校区 | 22 |
| | ④ 田辺東小学校区 | 23 |
| | ⑤ 薪小学校区 | 23 |
| | ⑥ 草内小学校区 | 24 |
| | ⑦ 三山木小学校区 | 25 |
| | ⑧ 普賢寺小学校区 | 26 |
| 6 | 再編整備とともに | 30 |
| | (1) 人材の活用・資質向上 | 30 |
| | (2) 看護師の配置 | 30 |
| | (3) 保幼小連携の推進 | 30 |
| | (4) 跡地利用 | 30 |

1 計画策定の趣旨

本市では、多様化する教育・保育ニーズや今後の就園状況の推移、更には小学校への円滑な接続などといった課題に対応し、京田辺で育つこどもたちがきらきらと輝くまちを創っていくため、平成29年(2017年)9月に「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

基本方針では、北部・中部・南部の生活圏ごとに市立幼保連携型認定こども園¹を配置した上で、小学校区を基本に市立幼稚園・保育所の再編・集約を進めることとされており、これを具体化するため、令和3年(2021年)7月に令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とする「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

このたび、第1期計画の計画期間が満了することに伴い、更なる教育・保育ニーズに応えるため、「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」(以下「第2期計画」という。)を策定するものです。

<こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針(抜粋)>

- ・ 本市のまちづくりの基本となっている北部・中部・南部の生活圏ごとに地域の子育て支援拠点となる市立幼保連携型認定こども園を配置する。
- ・ 小学校区を基本に市立幼稚園・保育所の再編・集約を進めつつ、幼保連携型認定こども園をバランスよく配置していく。
- ・ 市立幼稚園及び保育所園舎の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備に併せて計画的に実施する。

2 計画の位置付け及び期間

第1期計画に続き、基本方針の実行計画として位置付け、計画期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

また、本市の最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、幼児期の教育・保育ニーズとその確保方策を定める「第3期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」(「京田辺市こども計画」に包含)及び「京田辺市学校施設長寿命化計画」、「京田辺市福祉施設等長寿命化計画」等との整合を図るものとします。

¹ 幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設。3歳以上であれば、保護者が働いている・いないに関わらずこどもを受け入れて、幼児期の教育・保育を一体的に提供する。また、地域の子育て拠点として、子育て家庭に対する相談活動や集いの場の提供などの支援を行う。

3 第1期計画の成果と課題

(1) 第1期計画の成果

第1期計画では、京田辺市の「めざすこども像」の実現に向けて、将来を担うこどもたちを健やかに育てていく上でハード・ソフト両面において望ましい就学前教育・保育環境を提供することを第一とし、計画策定を行いました。

めざすこども像

- 健康で明るいこども
～健康で、自ら生活を楽しむ～
- 人との関わりを楽しむこども
～人への信頼感と愛情をもち、進んで関わる～
- 意欲をもって遊ぶこども
～いろいろなことに興味や関心をもち、行動する～
- よく考えるこども
～身近なことに関わり、考えや思いを伝え合う～
- 豊かな心をもつこども
～緑豊かな自然や文化に触れ、好奇心や創造性を育む～

その基本方針を踏まえつつ、①安全・安心な施設環境の確保、②一定の集団規模の確保、③公立施設の機能強化の3つの考え方を基本として再編整備に取り組みました。

①安全・安心な施設環境の確保

第1期計画の計画期間内に建築後50年を超え、かつ新しい耐震基準を満たしていない園舎を有する市立幼稚園・保育所について、概ね計画どおりに施設整備や統合を進めることができました。

令和5年(2023年)4月には、大住幼稚園を全面的に改築し、北部地域の拠点となる初の市立幼保連携型認定こども園「大住こども園」を新たに整備したほか、令和7年(2025年)4月には、田辺東幼稚園及び河原保育所を統合し、中部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園「河原こども園」を整備しました。

これらと並行して、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)にかけて0～2歳児を受け入れる民間小規模保育事業所²(3園)及び民間乳児保育所(1園)の計4園を整備し、民間施設での受入れ枠を確保した上で、令和6年(2024年)4月河原保育所分園を本園へ、令和7年(2025年)4月に南山保育所を三山木保育所へそれぞれ統合しました。

②一定の集団規模の確保

幼稚園や保育所においては、同年代の他のこどもと集団活動を行いながら社会性やコミュニケーション力を身に付けることが必要であるため、園児数の減少により集団教育が困難となった園については、原則他園との統合を行い、一定の集団規模を確保することとしています。

令和6年度(2024年度)に、松井ヶ丘幼稚園の園児数が集団教育を実施する上で、困難な数となり、北部地域の拠点として整備した大住こども園への統合に向けて、調整を進めました。

③公立施設の機能強化

北部地域の拠点となる大住こども園、中部地域の拠点となる河原こども園においては、体調不良児対応型病児保育事業を実施するなど、教育・保育環境の向上に努めたほか、一時的保育事業や子育て相談事業などの地域の子育て家庭に向けた子育て支援事業を実施することにより、地域に根ざした基幹園としての施設機能強化を図りました。

再編整備後の市立こども園に限らず、市立幼稚園・保育所においても、引き続き地域とのつながりを深めながら幼小連携、特別支援教育、医療的ケア児の受入れなどにおける中心的な役割を担っていくため、集約される人的・物的資源を効果的に活用し、教育・保育内容の向上に努めました。

² 主に0～2歳児を対象とした小規模な保育施設。利用定員は最大19人。

(2) 第1期計画の課題

第1期計画においては、草内小学校区の就学前施設について、令和7年度(2025年度)から草内保育所の3～5歳児部分を草内幼稚園へ統合し、幼保連携型認定こども園「(仮称)草内こども園」へ移行するとともに、草内保育所の0～2歳児部分については、3～5歳児部分の施設の減築を行い、現在の場所で0～2歳児のみを受け入れる保育所とすることとしていました。

しかし、第1期計画期間中に整備した民間小規模保育事業所等からの卒園児の受け入れ先の不足が市内中南部地域を中心に、当面の間、見込まれることとなり、草内小学校区における再編整備を一旦見合わせることとなりました。

3～5歳児の受け入れ枠を確保しつつ、耐震基準を満たしていない施設の統廃合を進めるため、新たな幼保連携型認定こども園の整備を進めるべく、令和6年度(2024年度)中に草内保育所の近隣地に「(仮称)草内こども園」の整備に係る用地を確保しましたので、早急に整備していく必要があります。

また、松井ヶ丘幼稚園を大住こども園へ円滑に統合していくことが求められています。

一方、社会経済状況を背景に、高まる1・2歳児の保育ニーズに対応するため、民間活力を活用した小規模保育施設を前倒しで整備しましたが、さらに高まっているニーズへ対応するため、民間活力を活用した小規模保育事業所等の整備を引き続き柔軟に進める必要があります。

4 京田辺市の就学前教育・保育を取り巻く現状と課題

(1) 就学前児童数の推移及び推計

- ・ 就学前児童数は、令和3年(2021年)には3,782人でしたが、令和7年(2025年)には3,377人に減少。令和12年(2030年)には3,269人と見込まれています。
- ・ 特に3～5歳児については、令和3年(2021年)以降右肩下がり減少し、令和7年(2025年)の1,884人から令和12年(2030年)には1,748人となり、136人の減となる見込みです。

図1 就学前児童数の推移 (単位:人)

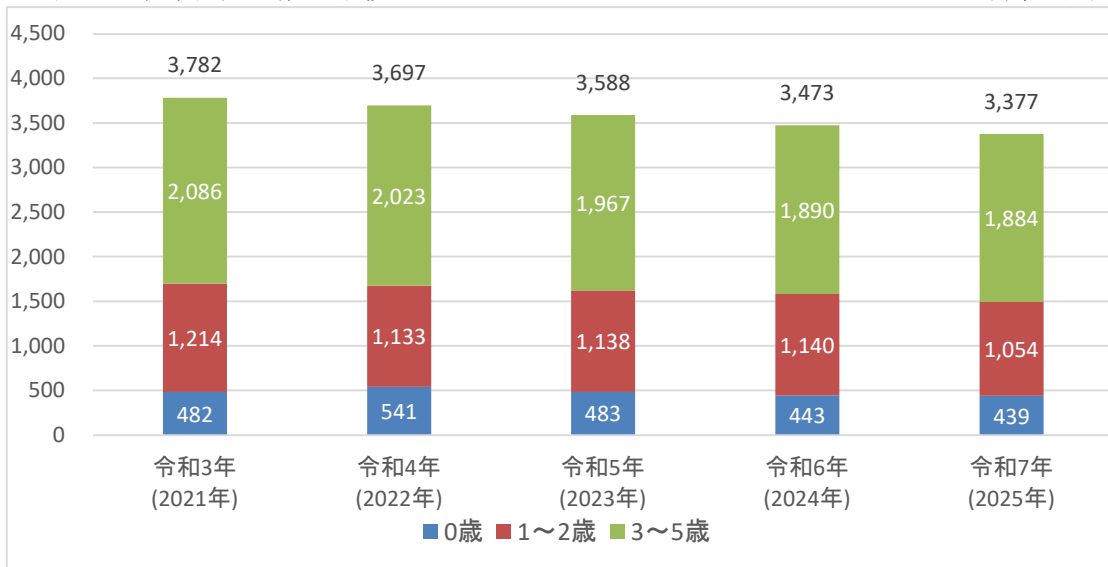
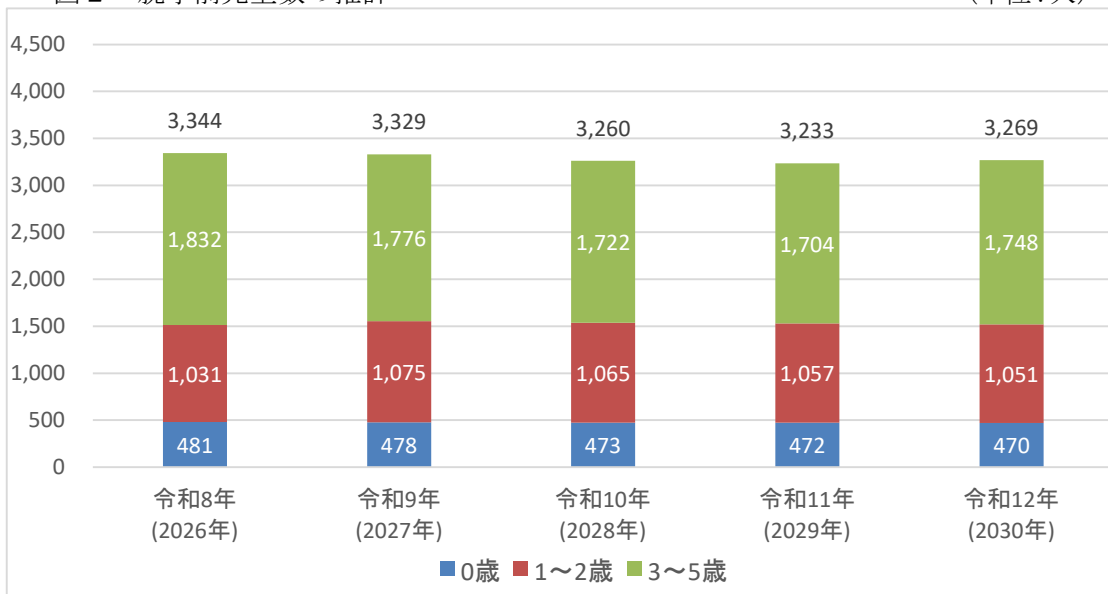


図2 就学前児童数の推計³ (単位:人)



³ 令和8年(2026年)～令和12年(2030年)は、京田辺市こども計画策定時(令和7年(2025年)3月)における推計児童数。

(2) 就学前施設の設置状況

- ・ 幼稚園・保育所等の公立就学前施設が10園（幼稚園6園、保育所2園、こども園2園）、私立就学前施設が12園（幼稚園2園、保育園3園、幼保連携型認定こども園3園、小規模保育事業所4園。認可外保育施設を除く。）設置されています。

表1 京田辺市の就学前施設

| 地域 | 小学校区 | 市立 幼稚園 | 市立 保育所 | 市立 こども園 | 私立 幼稚園 | 私立 保育園 | 私立 こども園 | 私立 小規模保育 |
|----|------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|--------------------|---------------|---|
| 北部 | 大住 | | | 大住 ⁴ | | 大住 | | |
| | 松井ヶ丘 | 松井ヶ丘 | | | | | 松井ヶ丘 | |
| | 桃園 | | | | そよかぜ | | | |
| 中部 | 薪 | 薪 | | | | みみづく | | |
| | 田辺 | 田辺 (R8.4 休園) | | | 聖愛 | | | ニチイ ⁴ ほほえみ ⁴ (京田辺園) |
| | 田辺東 | | | 河原 ⁴ | | | | |
| | 草内 | 草内 | 草内 | | | | | まゆあい ⁴ |
| 南部 | 三山木 | 三山木 | 三山木 | | | ウェルネス ⁴ | こもれび みんなのき | ほほえみ ⁴ (三山木園) |
| | 普賢寺 | 普賢寺 | | | | | | |

⁴ 第1期計画期間中に整備した施設（7園） ニチイキッズたなべ保育園（令和4年(2022年)4月開園）、ほほえみ保育園京田辺園（令和4年(2022年)11月開園）、まゆあいのおうち保育園（令和5年(2023年)4月開園）、ウェルネス保育園京田辺（令和5年(2023年)4月開園）、大住こども園（令和5年(2023年)4月開園）、河原こども園（令和7年(2025年)4月）、ほほえみ保育園三山木園（令和7年(2025年)10月開園）

(3) 今後5年間の就学前教育・保育ニーズの見通し

① 教育（幼稚園）ニーズ

- ・ 幼稚園ニーズは、第1期計画に比べ、令和8年度(2026年度)以降の見込みを大幅に減らすこととなり（5割程度）、令和12年(2030年)までの5年間の計画期間を通じた見込みについては、約620人程度をピークに緩やかに減少するものと見込んでいます。
- ・ 幼稚園ニーズに対応する京田辺市内幼稚園等の施設定員は、施設の再編整備を考慮しない場合には、計画期間を通じてニーズ量を500人～550人程度上回ることとなります。
- ・ 幼稚園ニーズに関しては、市外のこども園等も受け入れ施設となっているため、実際には更に大幅な施設定員の余剰が生じます。

表2 幼稚園ニーズの見込みと施設定員（※再編考慮なし見込み）（単位：人）

| 年度 | | 令和8 (2026) | 令和9 (2027) | 令和10 (2028) | 令和11 (2029) | 令和12 (2030) |
|--------------------|------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 児童数 | | 1,832 | 1,776 | 1,722 | 1,704 | 1,748 |
| ニーズ量① ⁵ | | 623 | 604 | 586 | 580 | 595 |
| 施設定員② ⁶ | | 1,128 | 1,128 | 1,128 | 1,128 | 1,128 |
| 市立 | 幼稚園 | 580 | 580 | 580 | 580 | 580 |
| | こども園 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | 小計 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 |
| 私立 | 幼稚園 | 338 | 338 | 338 | 338 | 338 |
| | こども園 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 小計 | 428 | 428 | 428 | 428 | 428 |
| 過不足②-① | | 505 | 524 | 542 | 548 | 533 |

⁵ 令和8年(2026年)～令和11年(2029年)は、京田辺市こども計画におけるニーズ量。令和12年(2030年)は、こども計画策定時に算出した数値（表2・4・5において同じ）。表3のニーズ量は、こども計画策定時の数値から令和7年(2025年)4月の実績を踏まえ、算出し直した数値

⁶ 京田辺市内の幼稚園・こども園（幼稚園枠）の利用定員。

② 保育ニーズ

< 3～5歳児 >

- ・ 3～5歳児の保育ニーズにおける令和8年度(2026年度)以降の見込みは、第1期計画策定時と比べると、2割程度上回る水準で推移しています。令和8年(2026年)の1,032人をピークに、令和11年(2029年)まで緩やかに減少するものと見込んでいます。
- ・ 保育ニーズに対応する京田辺市内保育所等の施設定員は、施設の再編整備を考慮しない場合には、保育ニーズが施設定員を上回る状況＝定員不足となります。
- ・ 3～5歳児に関しては、市外のこども園等も受け入れ施設となっているところですが(令和7年(2025年)4月現在で124人が利用)、保育ニーズに対応するには十分ではない状況です。

表3 保育ニーズの見込みと施設定員(3～5歳児)(※再編考慮なし見込み)(単位:人)

| 年度 | | 令和8 (2026) | 令和9 (2027) | 令和10 (2028) | 令和11 (2029) | 令和12 (2030) |
|--------|-------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 児童数 | | 1,832 | 1,776 | 1,722 | 1,704 | 1,748 |
| ニーズ量① | | 1,032 | 1,000 | 970 | 960 | 985 |
| 施設定員② | | 965 | 965 | 965 | 965 | 965 |
| 市立 | 保育所 | 246 | 246 | 246 | 246 | 246 |
| | こども園 | 175 | 175 | 175 | 175 | 175 |
| | 小計 | 421 | 421 | 421 | 421 | 421 |
| 私立 | 保育園 | 217 | 217 | 217 | 217 | 217 |
| | こども園 | 297 | 297 | 297 | 297 | 297 |
| | 企業主導型 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 小計 | 544 | 544 | 544 | 544 | 544 |
| 過不足②-① | | ▲67 | ▲35 | ▲5 | 5 | ▲20 |

< 1・2歳児 >

- ・ 1・2歳の保育ニーズにおける令和8年度(2026年度)以降の見込みは、第1期計画策定時と比べると、1割程度上回る水準で推移しています。令和9年(2027年)の614人をピークに、令和12年(2030年)まで緩やかに減少するものと見込んでいます。
- ・ 保育ニーズに対応する京田辺市内保育所等の施設定員は、第1期計画における施設整備により大幅に増加しましたが、更なる施設の再編整備を考慮しない場合には、計画期間を通じて保育ニーズが施設定員を上回る状況＝定員不足が続きます。

表4 保育ニーズの見込みと施設定員(1・2歳児)(※再編考慮なし見込み)(単位:人)

| 年度 | | 令和8 (2026) | 令和9 (2027) | 令和10 (2028) | 令和11 (2029) | 令和12 (2030) |
|--------|-------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 児童数 | | 1,031 | 1,075 | 1,065 | 1,057 | 1,051 |
| ニーズ量① | | 588 | 614 | 608 | 604 | 600 |
| 施設定員② | | 575 | 575 | 575 | 575 | 575 |
| 市立 | 保育所 | 97 | 97 | 97 | 97 | 97 |
| | こども園 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 |
| | 小計 | 192 | 192 | 192 | 192 | 192 |
| 私立 | 保育園 | 139 | 139 | 139 | 139 | 139 |
| | こども園 | 184 | 184 | 184 | 184 | 184 |
| | 企業主導型 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 小規模保育 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| | 小計 | 383 | 383 | 383 | 383 | 383 |
| 過不足②-① | | ▲13 | ▲39 | ▲33 | ▲29 | ▲25 |

< 0 歳児 >

- ・ 0 歳の保育ニーズにおける令和 8 年度 (2026 年度) 以降の見込みは、第 1 期計画と比べ、1 割程度低い水準で推移しています。令和 8 年 (2026 年) から令和 1 2 年 (2030 年) までの 5 年では、概ね 95 人程度で横ばいとなる見込みです。
- ・ 保育ニーズに対する施設定員の不足は解消されており、計画期間中において余剰が生じる可能性があります。

表 5 保育ニーズの見込みと施設定員 (0 歳児) (※再編考慮なし見込み) (単位: 人)

| 年度 | | 令和 8 | 令和 9 | 令和 10 | 令和 11 | 令和 12 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | (2026) | (2027) | (2028) | (2029) | (2030) |
| 児童数 | | 481 | 478 | 473 | 472 | 470 |
| ニーズ量① | | 97 | 96 | 95 | 95 | 94 |
| 施設定員② | | 141 | 141 | 141 | 141 | 141 |
| 市立 | 保育所 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | こども園 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 小計 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| 私立 | 保育園 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| | こども園 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| | 企業主導型 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 小規模保育 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 小計 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 過不足②-① | | 44 | 45 | 46 | 46 | 47 |

(4) 市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の現状と課題

① 園児等の推移

- ・ 市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）の園児数は、幼稚園で預かり保育を拡大した平成27年(2015年)以降回復傾向が続いていましたが、幼児教育・保育の無償化が実施された令和元年(2019年)から急激に減少しています。
- ・ 令和6年(2024年)の園児数は354人で、過去10年間で最少、ピーク時の平成29年(2017年)に比べると405人(53.4%)の減少となっています。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園に対する料金面での優位性が失われたことや、コロナ禍や物価高騰を背景に保育ニーズへのシフトがますます進んだことが大幅な減少の要因と考えられます。
- ・ なお、市立幼稚園で弁当給食を導入したことにより、令和7年(2025年)の園児は357人とほぼ横ばいになりました。

図3 園児数の推移

(単位:人)

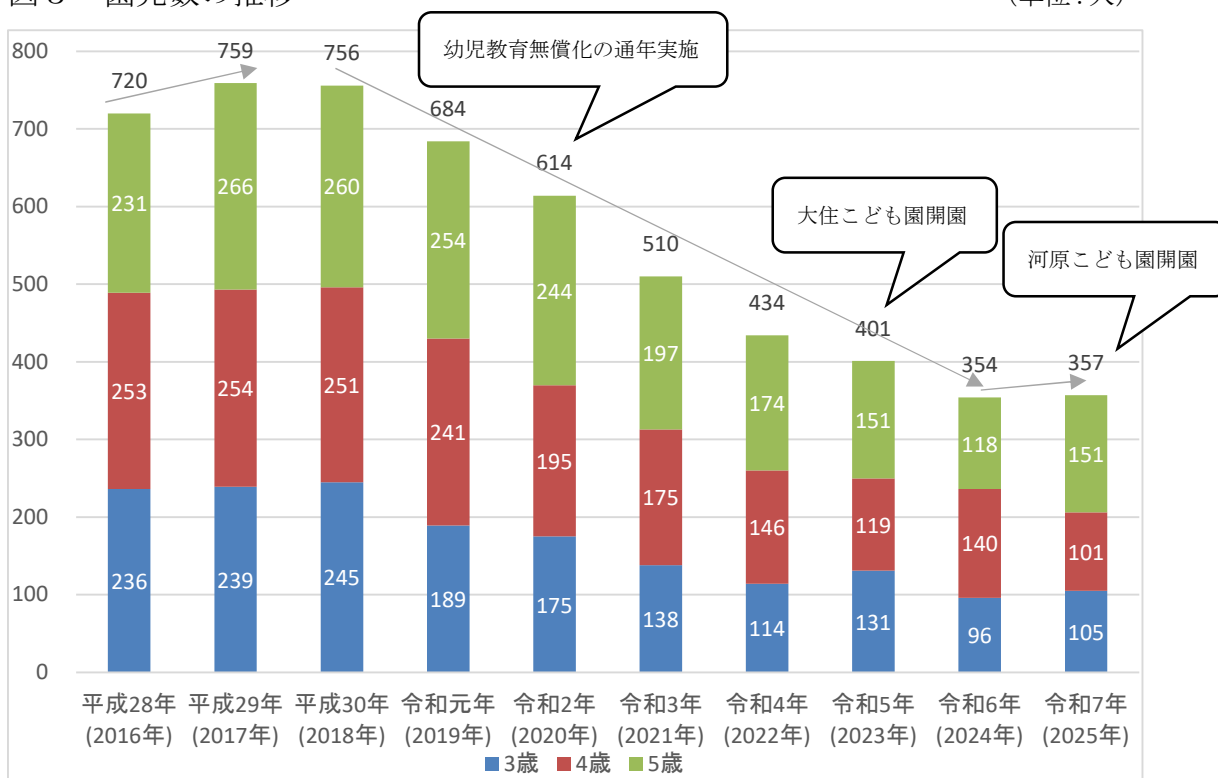


表6 京田辺市立幼稚園・こども園（幼稚園枠）（令和7年(2025年)5月1日現在）

| 幼稚園名 | 敷地面積 | 園児数 | | | | 定員 | 充足率 |
|---------------------|-----------------------|------|------|------|------|------|-------|
| | | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | | |
| 松井ヶ丘幼稚園 | 2,388 m ² | 4人 | 8人 | 7人 | 19人 | 90人 | 21.1% |
| 薪幼稚園 | 3,326 m ² | 14人 | 11人 | 26人 | 51人 | 160人 | 31.9% |
| 田辺幼稚園 | 2,976 m ² | — | — | 22人 | 22人 | 180人 | 12.2% |
| 草内幼稚園 | 1,675 m ² | 20人 | 15人 | 23人 | 58人 | 160人 | 36.3% |
| 三山木幼稚園 | 2,042 m ² | 24人 | 35人 | 35人 | 94人 | 95人 | 98.9% |
| 普賢寺幼稚園 ⁷ | 1,273 m ² | 6人 | 7人 | 10人 | 23人 | 80人 | 28.6% |
| 大住こども園 | 2,787 m ² | 32人 | 21人 | 23人 | 76人 | 105人 | 72.4% |
| 河原こども園 | 3,798 m ² | 5人 | 4人 | 5人 | 14人 | 15人 | 93.3% |
| 合計 | 20,265 m ² | 105人 | 101人 | 151人 | 357人 | 885人 | 40.3% |

⁷ 普賢寺児童館との複合施設。

② 施設状況

- ・ 令和2年(2020年)4月1日現在においては、市立幼稚園の園舎の半数以上が築後40年以上経過していたことから、第1期計画期間中にこども園の施設整備や既存の園舎の長寿命化改修等を行いました。
- ・ 令和7年(2025年)4月1日現在において、新しい耐震基準(新耐震基準)⁸を満たしていない園舎は2園4棟となっています。

表7 市立幼稚園施設の状況 (令和7年(2025年)4月1日現在)

| 幼稚園名 | 棟番号 | 構造 | 建築年月 | 築年数 | 新耐震基準 | 耐用年数 ⁹ |
|---------|-------|-----------|----------|-----|-----------------|-------------------|
| 松井ヶ丘幼稚園 | 001 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和54年3月 | 46年 | × | ○ |
| | 004 | 鉄筋コンクリート造 | 平成17年3月 | 20年 | ○ | ○ |
| 薪幼稚園 | 001 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和55年3月 | 45年 | ○ ¹⁰ | ○ |
| | 004 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和61年2月 | 39年 | ○ | ○ |
| | 005 | 鉄骨造 | 平成17年9月 | 19年 | ○ | ○ |
| | 006 | 鉄骨造 | 平成18年12月 | 18年 | ○ | ○ |
| 田辺幼稚園 | 001 | 鉄骨造 | 昭和46年3月 | 54年 | × | × |
| | 002 | 鉄骨造 | 昭和48年2月 | 52年 | × | × |
| | 003 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和50年12月 | 49年 | × | × |
| | 004 | 鉄骨造 | 平成15年3月 | 22年 | ○ | ○ |
| 草内幼稚園 | 004 | 鉄筋コンクリート造 | 平成5年12月 | 31年 | ○ | ○ |
| | 004-1 | 鉄筋コンクリート造 | 平成14年1月 | 23年 | ○ | ○ |
| 三山木幼稚園 | 001 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和53年3月 | 47年 | ○ ¹⁰ | ○ |
| | 002 | 鉄筋コンクリート造 | 平成9年3月 | 28年 | ○ | ○ |
| 普賢寺幼稚園 | 001 | 鉄筋コンクリート造 | 平成12年3月 | 25年 | ○ | ○ |

⁸ 昭和56年(1981年)6月1日に施行された耐震基準。

⁹ 本計画における耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定められている法定耐用年数(鉄骨造が34年、鉄筋コンクリート造が47年)

¹⁰ 突出部のみ補強が必要となる場所、薪幼稚園及び三山木幼稚園については、令和4年度(2022年度)の改修工事により対応済み。

③ 運営経費

- ・ 市立幼稚園の令和5年度(2023年度)の年間運営経費は、505,861千円で平成30年度(2018年度)の510,162千円と比べて、4,301千円低くなりました。令和5年度(2023年度)決算額のうち、98.8%を市税などの一般財源で賄っています。
- ・ 園児一人に対する一般財源投入額は1,261千円です。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、令和2年度(2020年度)以降は運営経費のほとんど全てが一般財源で賄われています。

表8 市立幼稚園の運営経費（令和5年度（2023年度）決算）

| 歳入 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|-----------|-----------|---------|--------|
| 預かり保育等利用料 | 2,280千円 | 6千円 | 0.5% |
| 国府負担補助 | 3,810千円 | 9千円 | 0.7% |
| 一般財源 | 499,771千円 | 1,246千円 | 98.8% |
| 合計 | 505,861千円 | 1,261千円 | 100.0% |

| 歳出 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|-------|-----------|---------|--------|
| 職員給与費 | 453,830千円 | 1,131千円 | 89.7% |
| 運営費 | 52,031千円 | 130千円 | 10.3% |
| 合計 | 505,861千円 | 1,261千円 | 100.0% |

- ・ 一方で、私立幼稚園等に対する令和5年度(2023年度)の助成費は、338,362千円で平成30年度(2018年度)の97,400千円と比べて、240,962千円増加しましたが、令和5年度(2023年度)決算額のうち、70.8%を国や府からの補助金で賄っています。

表9 私立幼稚園等に係る経費（令和5年度（2023年度）決算）

| 歳入 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|--------|-----------|---------|--------|
| 国府負担補助 | 239,621千円 | 428千円 | 70.8% |
| 一般財源 | 98,741千円 | 176千円 | 29.2% |
| 合計 | 338,362千円 | 604千円 | 100.0% |

| 歳出 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|----------|-----------|---------|--------|
| 幼稚園教育助成費 | 338,362千円 | 604千円 | 100.0% |
| 合計 | 338,362千円 | 604千円 | 100.0% |

(5) 市立保育所・こども園（保育所枠）の現状と課題

① 園児等の推移

- 市立保育所の園児数は、保育士不足により140人の待機児童が発生した平成29年(2017年)を除き、650人程度の水準で推移していましたが、令和7年度(2025年度)は627人となりました。
- 令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)にかけて0～2歳児を受け入れる民間小規模保育事業所(3園)及び民間乳児保育所(1園)の計4園を整備したことから、大幅に民間施設での受け入れ枠が拡充され、令和5年度において市立保育所での受け入れは若干減少しました。
- また、令和6年(2024年)4月の河原保育所分園の廃止及び令和7年(2025年)4月の南山保育所の廃止も、園児数の減少に影響していると考えられます。
- なお、令和7年(2025年)4月の河原こども園の開園に伴い、同園については保育所枠の引下げ(230人→215人)を行っていますが、今後も弾力化運用(定員超過受入)が見込まれるとともに、三山木保育所についても定員250人前後の受入れ状況が続いており、保育環境が過密化しています。

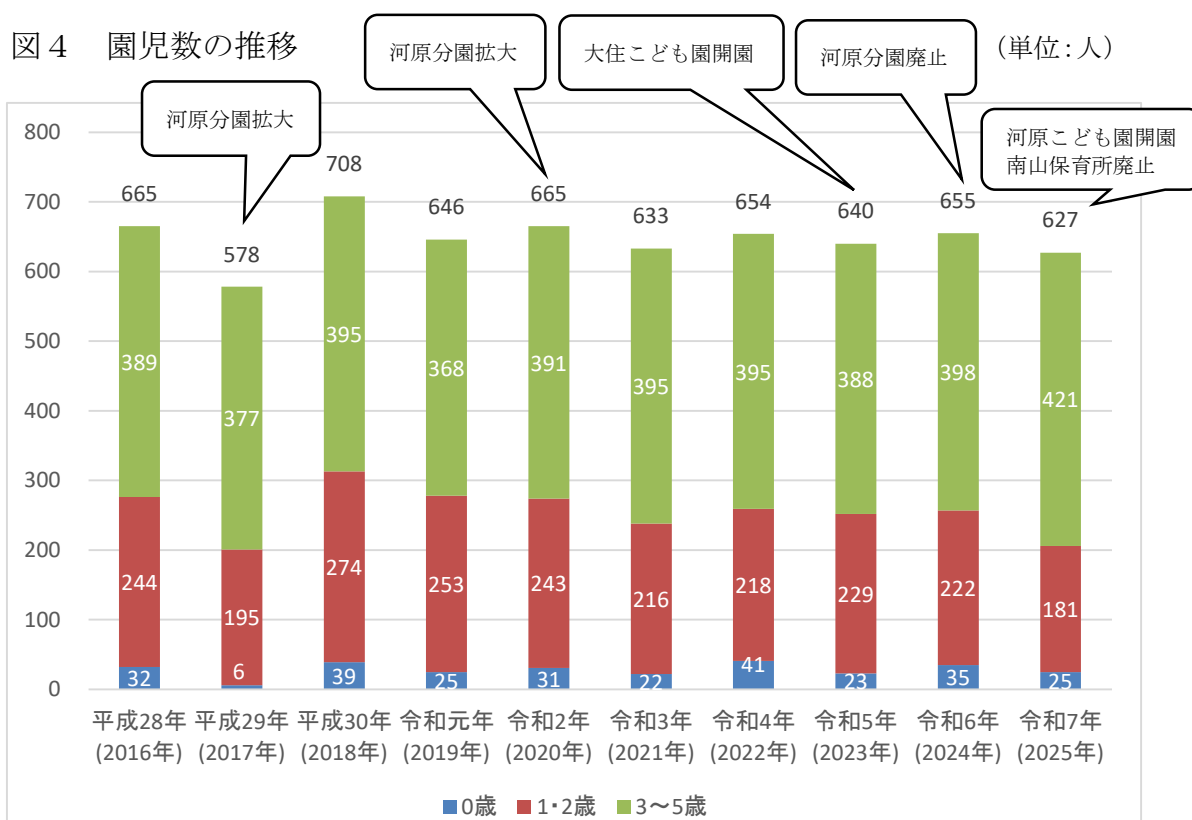


表 1 0 京田辺市立保育所・こども園

(令和 7 年(2025 年)4 月 1 日現在)

| 保育所名 | 敷地面積 | 園児数 | | | | 定員 | 充足率 |
|--------|-----------------------|------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | | 0 歳児 | 1・2 歳児 | 3~5 歳児 | 合計 | | |
| 草内保育所 | 1,677 m ² | 5 人 | 26 人 | 65 人 | 96 人 | 120 人 | 80.0% |
| 三山木保育所 | 4,228 m ² | 8 人 | 65 人 | 166 人 | 239 人 | 250 人 | 95.6% |
| 大住こども園 | 2,787 m ² | 3 人 | 25 人 | 53 人 | 81 人 | 79 人 | 102.5% |
| 河原こども園 | 3,798 m ² | 9 人 | 65 人 | 137 人 | 211 人 | 215 人 | 98.1% |
| 合計 | 12,490 m ² | 25 人 | 181 人 | 421 人 | 627 人 | 664 人 | 94.4% |

② 施設状況

- ・ 令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日現在においては、草内保育所の 1 棟のほか、河原保育所分園及び南山保育所が新しい耐震基準⁸を満たしていなかったことから、第 1 期計画期間中に河原保育所分園及び南山保育所を廃止しました。
- ・ 残る草内保育所の 1 棟については、現在の場所における施設整備が困難です。
- ・ なお、第 2 期計画期間中も出生数の減少が見込まれますが、当面は住宅開発が続くことや共働き世帯増加による保育ニーズの高まりが予想されます。

表 1 1 市立保育所・こども園施設の状況

(令和 7 年(2025 年)4 月 1 日現在)

| 保育所名 | 棟番号 | 構造 | 建築年月 | 築年数 | 新耐震基準 | 耐用年数 |
|--------|-----|-----------|-------------|------|-----------------|------|
| 草内保育所 | 001 | 鉄骨造 | 昭和 50 年 3 月 | 50 年 | × | × |
| | 002 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和 52 年 3 月 | 48 年 | △ ¹⁰ | × |
| | 003 | 鉄筋コンクリート造 | 平成 9 年 3 月 | 28 年 | ○ | ○ |
| 三山木保育所 | 001 | 鉄筋コンクリート造 | 平成 27 年 3 月 | 10 年 | ○ | ○ |
| 大住こども園 | 001 | 鉄骨造 | 令和 5 年 4 月 | 2 年 | ○ | ○ |
| 河原こども園 | 001 | 鉄筋コンクリート造 | 平成 22 年 2 月 | 15 年 | ○ | ○ |

③ 運営経費

- ・ 市立保育所の年間運営経費は、令和5年度(2023年度)決算で1,431,544千円となっています。
- ・ 89.6%を市税などの一般財源で賄っています。
- ・ 園児一人に対する一般財源投入額は2,236千円にも上ります。
- ・ 近年は人件費に係る負担が急激に増加しています。
- ・ 大住こども園の開園や加配保育士の配置など市立保育所・こども園の肥大化が要因と考えられます。

表12 市立保育所の運営経費（令和5年度(2023年度)決算）

| 歳入 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|--------|-------------|---------|--------|
| 保育料等 | 114,822千円 | 179千円 | 8.0% |
| 国府負担補助 | 33,970千円 | 53千円 | 2.4% |
| その他 | 54千円 | 0千円 | 0.0% |
| 一般財源 | 1,282,698千円 | 2,004千円 | 89.6% |
| 合計 | 1,431,544千円 | 2,236千円 | 100.0% |

| 歳出 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|--------|-------------|---------|--------|
| 職員給与費 | 1,132,120千円 | 1,769千円 | 79.1% |
| 保育所管理費 | 299,434千円 | 467千円 | 20.9% |
| 合計 | 1,431,544千円 | 2,236千円 | 100.0% |

図5 市立保育所・こども園職員給与費の推移（単位：千円）

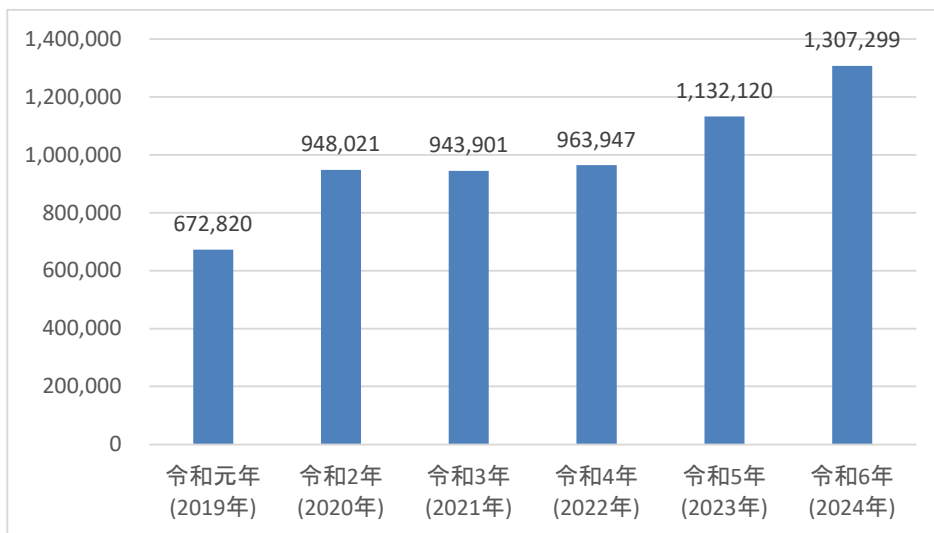


表 1 3 私立保育園等に係る経費（令和 5 年度(2023 年度)決算）

| 歳入 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|--------|--------------|----------|--------|
| 保育料 | 49,949 千円 | 52 千円 | 3.9% |
| 国府負担補助 | 927,927 千円 | 976 千円 | 73.0% |
| 一般財源 | 294,471 千円 | 309 千円 | 23.1% |
| 合計 | 1,272,347 千円 | 1,337 千円 | 100.0% |

| 歳出 | 決算額 | 園児一人当たり | 構成比 |
|---------|--------------|----------|--------|
| 委託費・給付費 | 1,128,749 千円 | 1,186 千円 | 88.7% |
| 運営補助金等 | 143,598 千円 | 151 千円 | 11.3% |
| 合計 | 1,272,347 千円 | 1,337 千円 | 100.0% |

（6）「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の創設

- 「こども誰でも通園制度」とは、令和 8 年(2026 年) 4 月から児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として位置づけられる制度です。
- 保育所その他の施設において、保育所等に入所していない満 3 歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 令和 8 年(2026 年) 4 月からの実施に向けて体制を整備する必要があります。

5 第2期計画

(1) 再編整備の方向性

① 市立幼稚園・保育所等のこども園化、統合等の推進

- 第1期計画においては、北部地域及び中部地域に拠点となる市立幼保連携型認定こども園を配置し、地域内の市立幼稚園及び保育所の集約・統合母体とし、地域の基幹園として施設機能強化を図りましたが、南部地域については、第2期計画期間中においても、就学前児童数の増加が見込まれることから、集約・統合の時期につき、慎重に検討を進めていきます。
- 園児数の減少により集団教育が困難となった園は、原則、地域内の拠点市立幼保連携型認定こども園に統合するという方針に基づき、松井ヶ丘幼稚園を大住こども園へ統合する時期を令和9年(2027年)4月とします。
- 保育ニーズの増加により3歳以上児の受け入れ枠の確保が課題となっていることから、市立幼稚園について、3～5歳児を対象とした認定こども園への移行を進めます。
- 「(仮称)草内こども園」について、令和9年(2027年)4月の開園に向けての準備を進めます。
- 再編整備により幼稚園の統合を進める中、幼稚園の通園区域(園区)を小学校区に合わせることが困難となってきたため、教育委員会とも協議、連携し、将来的な園区のあり方について検討します。

② 更なる民間活力の活用

- 新設の「(仮称)草内こども園」については、多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、民間活力を活用した整備を進めます。
- 社会経済情勢や最新のニーズ調査からも、当分の間は、1・2歳児の保育ニーズの増加が見込まれるため、民間小規模保育事業所の整備により、引き続き待機児童の発生防止を図ります。

③ こども誰でも通園制度の受け皿の確保

- 既存施設や空き枠の活用、必要に応じて新たな実施場所を確保するなど、利用を希望する全てのこどもが利用できるように整備を進めます。

(2) 小学校区ごとの再編整備計画

北部地域

① 大住小学校区・桃園小学校区

ア 大住幼稚園 / 大住こども園

令和5年(2023年)4月に、大住幼稚園を全面的に改築し、北部地域の拠点となる初の市立幼保連携型認定こども園大住こども園を新たに整備しました。

表14 大住幼稚園 / 大住こども園の園児数の推移

| | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 大住幼稚園 | | 大住こども園 | | |
| 0歳児 | | | 5人 | 5人 | 5人 |
| 1歳児 | | | 13人 | 13人 | 13人 |
| 2歳児 | | | 10人 | 15人 | 15人 |
| 3歳児 | 14人 | 20人 | 28(13)人 | 40(19)人 | 48(32)人 |
| 4歳児 | 18人 | 17人 | 33(17)人 | 35(20)人 | 42(21)人 |
| 5歳児 | 29人 | 19人 | 19(16)人 | 22(15)人 | 39(23)人 |
| 合計 | 61人 | 56人 | 108(46)人 | 130(54)人 | 162(76)人 |

()内は1号認定の数

② 松井ヶ丘小学校区

ア 松井ヶ丘幼稚園

令和6年度(2024年度)において、集団保育が困難となったため、北部地域の拠点として整備した大住こども園へ令和9年(2027年)4月に統合します。

表15 松井ヶ丘幼稚園の園児数の推移 (各年5月1日現在)

| | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 3歳児 | 9人 | 8人 | 5人 | 8人 | 4人 |
| 4歳児 | 13人 | 11人 | 10人 | 4人 | 8人 |
| 5歳児 | 11人 | 11人 | 13人 | 11人 | 7人 |
| 合計 | 33人 | 30人 | 28人 | 23人 | 19人 |

中部地域

③ 田辺小学校区

ア 田辺幼稚園

昭和46年(1971年)に開園した田辺幼稚園は、主要な園舎が現在の新しい耐震基準を満たしておらず、第1期計画期間内に建築後50年を経過しました。

敷地や敷地周辺に仮設園舎を設置する余裕がないなど、現在地で改築等の施設整備を行い、園児にとって安全・安心な施設環境を確保することは困難であるため、令和6年度(2024年度)から新入園児の募集を順次停止しており、令和8年度(2026年度)から休園します。

表16 田辺幼稚園施設の状況 (令和7年(2025年)4月現在)

| 棟番号 | 構造 | 建築年月 | 築年数 | 新耐震 基準 | 耐用 年数 |
|-----|-----------|----------|-----|-----------|----------|
| 001 | 鉄骨造 | 昭和46年3月 | 54年 | × | × |
| 002 | 鉄骨造 | 昭和48年2月 | 52年 | × | × |
| 003 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和50年12月 | 49年 | × | × |
| 004 | 鉄骨造 | 平成15年3月 | 22年 | ○ | ○ |

表 1 7 田辺幼稚園の園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 3 歳児 | 24 人 | 15 人 | 23 人 | — | — |
| 4 歳児 | 26 人 | 25 人 | 14 人 | 22 人 | — |
| 5 歳児 | 38 人 | 26 人 | 24 人 | 13 人 | 22 人 |
| 合計 | 88 人 | 66 人 | 61 人 | 35 人 | 22 人 |

④ 田辺東小学校区

ア 河原保育所 / 河原こども園

令和 7 年(2025 年) 4 月に田辺東幼稚園及び河原保育所を統合し、中部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園河原こども園を整備しました。

表 1 8 河原保育所 / 河原こども園の施設の概要

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 河原保育所 | | | | 河原こども園 |
| 0 歳児 | 10 人 | 18 人 | 8 人 | 14 人 | 9 人 |
| 1 歳児 | 43 人 | 43 人 | 38 人 | 27 人 | 27 人 |
| 2 歳児 | 57 人 | 58 人 | 48 人 | 42 人 | 38 人 |
| 3 歳児 | 58 人 | 53 人 | 47 人 | 47 人 | 50(5)人 |
| 4 歳児 | 56 人 | 55 人 | 52 人 | 46 人 | 51(4)人 |
| 5 歳児 | 44 人 | 55 人 | 55 人 | 50 人 | 50(5)人 |
| 合計 | 268 人 | 284 人 | 238 人 | 226 人 | 225(14)人 |

() 内は 1 号認定の数

⑤ 薪小学校区

ア 薪幼稚園

昭和 5 5 年(1980 年)に開園した薪幼稚園は、京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、令和 4 年度(2022 年度)に園舎の長寿命化改修等を実施しました。

また、市全体として、保育ニーズの増加により 3 歳以上児の受け入れ枠の確保が課題となっていることから、駐車場を整備して、令和 9 年度(2027 年度)から認定こども園へ移行します。

表 1 9 薪幼稚園の園児数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 3 歳児 | 30 人 | 16 人 | 24 人 | 10 人 | 14 人 |
| 4 歳児 | 38 人 | 28 人 | 18 人 | 24 人 | 11 人 |
| 5 歳児 | 36 人 | 39 人 | 29 人 | 18 人 | 25 人 |
| 合計 | 104 人 | 83 人 | 71 人 | 52 人 | 50 人 |

⑥ 草内小学校区

令和 9 年(2027 年) 4 月に民設民営の幼保連携型認定こども園「(仮称) 草内こども園」を新設します。

ア 草内幼稚園

「(仮称) 草内こども園」の新設に伴い、同園への統合に向けた調整を進めます。

表 2 0 草内幼稚園の園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 3 歳児 | 20 人 | 17 人 | 24 人 | 17 人 | 20 人 |
| 4 歳児 | 19 人 | 23 人 | 17 人 | 24 人 | 15 人 |
| 5 歳児 | 27 人 | 19 人 | 23 人 | 18 人 | 23 人 |
| 合計 | 66 人 | 59 人 | 64 人 | 59 人 | 58 人 |

イ 草内保育所

「(仮称) 草内こども園」の新設に伴い、同園への統合に向けた調整を進めます。

表 2 1 草内保育所施設の状況 (令和 7 年(2025 年)4 月 1 日現在)

| 棟番号 | 構造 | 建築年月 | 築年数 | 新耐震 基準 | 耐用 年数 |
|-----|-----------|-------------|------|-----------------|----------|
| 001 | 鉄骨造 | 昭和 50 年 3 月 | 50 年 | × | × |
| 002 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和 52 年 3 月 | 48 年 | △ ¹⁰ | × |
| 003 | 鉄筋コンクリート造 | 平成 9 年 3 月 | 28 年 | ○ | ○ |

表 2 2 草内保育所の園児数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 0 歳児 | 6 人 | 8 人 | 4 人 | 6 人 | 5 人 |
| 1 歳児 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| 2 歳児 | 14 人 | 15 人 | 15 人 | 15 人 | 14 人 |
| 3 歳児 | 25 人 | 19 人 | 21 人 | 24 人 | 20 人 |
| 4 歳児 | 19 人 | 25 人 | 19 人 | 22 人 | 24 人 |
| 5 歳児 | 21 人 | 16 人 | 25 人 | 20 人 | 21 人 |
| 合計 | 97 人 | 95 人 | 96 人 | 99 人 | 96 人 |

南部地域

⑦ 三山木小学校区

南部地域においては、引き続き就学前児童数の増加が見込まれることから、当分の間は、現施設で三山木幼稚園、三山木保育所としての運営を継続します。

その後、南部地域の拠点市立幼保連携型認定こども園「(仮称) 三山木こども園」への集約・統合に向けて、検討を進めます。

ア 三山木幼稚園

昭和 5 1 年(1976 年)に開園した三山木幼稚園は、京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、令和 4 年度(2022 年度)に園舎の耐震補強を実施しました。

表 2 3 三山木幼稚園の園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 3 歳児 | 26 人 | 23 人 | 33 人 | 31 人 | 24 人 |
| 4 歳児 | 34 人 | 30 人 | 25 人 | 34 人 | 35 人 |
| 5 歳児 | 35 人 | 34 人 | 33 人 | 25 人 | 35 人 |
| 合計 | 95 人 | 87 人 | 91 人 | 90 人 | 94 人 |

イ 三山木保育所

昭和 2 9 年(1954 年)に開所した三山木保育所は、平成 2 7 年(2015 年)に新築移転された園舎です。

表 2 4 三山木保育所の園児数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 0 歳児 | 6 人 | 16 人 | 9 人 | 12 人 | 8 人 |
| 1 歳児 | 31 人 | 31 人 | 30 人 | 28 人 | 31 人 |
| 2 歳児 | 32 人 | 38 人 | 38 人 | 59 人 | 34 人 |
| 3 歳児 | 52 人 | 51 人 | 51 人 | 46 人 | 70 人 |
| 4 歳児 | 65 人 | 53 人 | 49 人 | 50 人 | 46 人 |
| 5 歳児 | 54 人 | 68 人 | 51 人 | 50 人 | 50 人 |
| 合計 | 240 人 | 257 人 | 228 人 | 245 人 | 239 人 |

⑧ 普賢寺小学校区

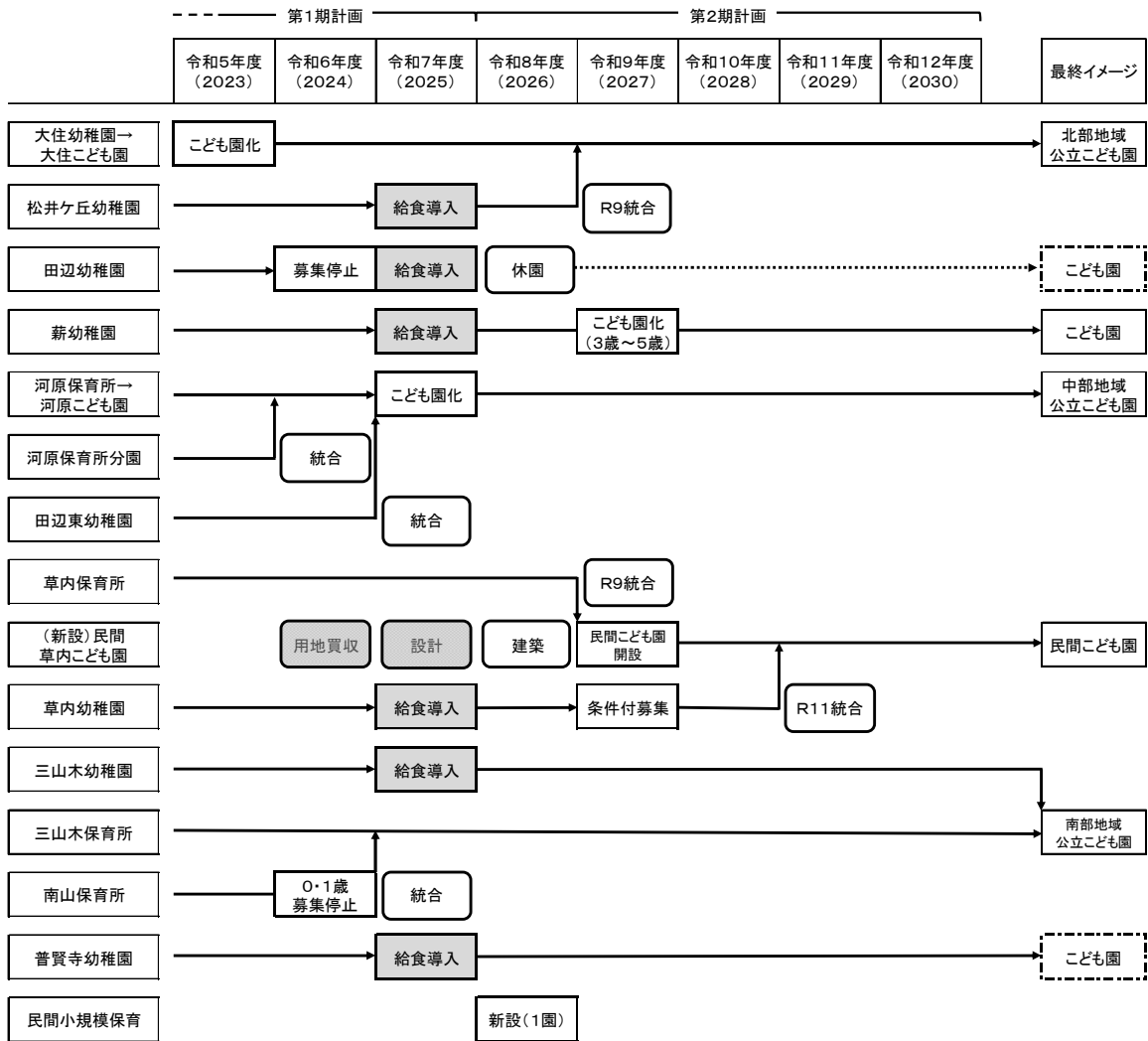
ア 普賢寺幼稚園

平成 1 2 年(2000 年)に開園した普賢寺幼稚園は、少人数ではあるものの、地域特性があることや、小規模特認校制度を採用している普賢寺小学校へのつながりもあり、当分の間は、現施設で幼稚園としての運営を継続しますが、市全体として、保育ニーズの増加による 3 歳以上児の受け入れ枠の確保が課題となっていることから、将来的には、認定こども園へ移行します。

表 2 5 普賢寺幼稚園の園児数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

| | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) | 令和 6 (2024) | 令和 7 (2025) |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 3 歳児 | 11 人 | 11 人 | 7 人 | 6 人 | 6 人 |
| 4 歳児 | 18 人 | 9 人 | 12 人 | 8 人 | 7 人 |
| 5 歳児 | 16 人 | 17 人 | 9 人 | 11 人 | 10 人 |
| 合計 | 45 人 | 37 人 | 28 人 | 25 人 | 23 人 |

＜第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画チャート＞



- ・草内地区における統合は、代替施設となる民間こども園の整備が前提となります。
- ・草内幼稚園の条件付募集は、(新設)民間草内こども園への統合が前提の募集です。
- ・このチャートは現時点での予定であり、就学前児童数や保育ニーズの状況により変更する場合があります。

<再編整備後の教育・保育ニーズの見込みと施設定員>

表 2 6 教育(幼稚園)ニーズの見込みと施設定員 (単位:人)

| 年度 | | 令和 8 (2026) | 令和 9 (2027) | 令和 10 (2028) | 令和 11 (2029) | 令和 12 (2030) |
|--------|------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 児童数 | | 1,832 | 1,776 | 1,722 | 1,704 | 1,748 |
| ニーズ量① | | 623 | 604 | 586 | 580 | 595 |
| 施設定員② | | 1,128 | 1,018 | 1,018 | 858 | 858 |
| 市立 | 幼稚園 | 580 | 330 | 330 | 170 | 170 |
| | こども園 | 120 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | 小計 | 700 | 530 | 530 | 370 | 370 |
| 私立 | 幼稚園 | 338 | 338 | 338 | 338 | 338 |
| | こども園 | 90 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| | 小計 | 428 | 488 | 488 | 488 | 488 |
| 過不足②-① | | 505 | 414 | 432 | 278 | 263 |

表 2 7 保育ニーズの見込みと施設定員(3~5歳児) (単位:人)

| 年度 | | 令和 8 (2026) | 令和 9 (2027) | 令和 10 (2028) | 令和 11 (2029) | 令和 12 (2030) |
|--------|-------|-------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 児童数 | | 1,832 | 1,776 | 1,722 | 1,704 | 1,748 |
| ニーズ量① | | 1,032 | 1,000 | 970 | 960 | 985 |
| 施設定員② | | 965 | 1,039 | 1,039 | 1,039 | 1,039 |
| 市立 | 保育所 | 246 | 162 | 162 | 162 | 162 |
| | こども園 | 175 | 255 | 255 | 255 | 255 |
| | 小計 | 421 | 417 | 417 | 417 | 417 |
| 私立 | 保育園 | 217 | 217 | 217 | 217 | 217 |
| | こども園 | 297 | 375 | 375 | 375 | 375 |
| | 企業主導型 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 小計 | 544 | 622 | 622 | 622 | 622 |
| 過不足②-① | | ▲67 ¹¹ | 39 | 69 | 79 | 54 |

¹¹ 保育所(園)、こども園の定員弾力化(定員超過受入)により対応するため、実際には不足は生じない見込み。以下の過不足数についても同じ。

表 2 8 保育ニーズの見込みと施設定員（1・2 歳児） (単位：人)

| 年度 | | 令和 8 | 令和 9 | 令和 10 | 令和 11 | 令和 12 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | (2026) | (2027) | (2028) | (2029) | (2030) |
| 児童数 | | 1,031 | 1,075 | 1,065 | 1,057 | 1,051 |
| ニーズ量① | | 588 | 614 | 608 | 604 | 600 |
| 施設定員② | | 588 | 609 | 609 | 609 | 609 |
| 市立 | 保育所 | 97 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | こども園 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 |
| | 小計 | 192 | 165 | 165 | 165 | 165 |
| 私立 | 保育園 | 139 | 139 | 139 | 139 | 139 |
| | こども園 | 184 | 232 | 232 | 232 | 232 |
| | 企業主導型 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 小規模保育 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| | 小計 | 396 | 444 | 444 | 444 | 444 |
| 過不足②-① | | 0 | ▲5 | 1 | 5 | 9 |

表 2 9 保育ニーズの見込みと施設定員（0 歳児） (単位：人)

| 年度 | | 令和 8 | 令和 9 | 令和 10 | 令和 11 | 令和 12 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | (2026) | (2027) | (2028) | (2029) | (2030) |
| 児童数 | | 481 | 478 | 473 | 472 | 470 |
| ニーズ量① | | 97 | 96 | 95 | 95 | 94 |
| 施設定員② | | 147 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 市立 | 保育所 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | こども園 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 小計 | 51 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| 私立 | 保育園 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| | こども園 | 37 | 49 | 49 | 49 | 49 |
| | 企業主導型 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 小規模保育 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| | 小計 | 96 | 108 | 108 | 108 | 108 |
| 過不足②-① | | 50 | 54 | 55 | 55 | 56 |

6 再編整備とともに

市立幼稚園、保育所、こども園は、これまで培ってきた京田辺市の就学前教育・保育の特色を継承発展させ、地域に根ざした施設として子育て支援の中心的な役割を担うほか、特別な配慮が必要なこどもへの対応などに取り組んでいきます。

また、生活圏ごとに配置する拠点市立幼保連携型認定こども園については、幼児教育センターとしての機能も担い、保育教諭等に研修機会を提供するほか、京田辺市内全ての幼稚園・保育所等に対する総合的な支援を行って、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

(1) 人材の活用・資質向上

再編整備により集約される職員を、特に需要の多い1・2歳児及び特別な配慮が必要なこどもの教育・保育に重点的に配置します。

また、幼児教育アドバイザー¹²の活用や研修等を通じて職員の資質向上を図り、個に応じた適切な就学前教育・保育を提供します。

(2) 看護師の配置

医療的ケア児の受け入れを含めたこどもの健康管理等のため、拠点市立幼保連携型認定こども園を中心に看護師の配置を継続するとともに、拡充を検討します。

(3) 保幼小連携の推進

市立幼稚園、保育所、こども園における就学前教育が、その後の教育の基礎を培うものであることから、教育委員会との連携・協力により「幼小接続カリキュラム」等を通じて就学前教育から小学校教育への円滑な接続を実践強化し、その成果の市内私立園への普及を図ります。

(4) 跡地利用

統合整理された市立幼稚園・保育所の跡地に関しては、市の貴重な資源・財産であることから、「公共施設マネジメント推進会議」等において、全庁的な体制で有効活用を図ります。

¹² 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

京田辺市新しい学校づくりプラン（案）の概要

プランの基本事項

1. 趣旨

京田辺市の未来を担う子ども達の「生きる力」を育む学校環境を整え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

2. 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図ります。

3. 計画の期間

令和 8 年度(2026)から令和 27 年度(2045)までの 20 年間とします。

10 年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については令和 18 年(2036)に計画を改定して示します。

現状と課題

1. 学校規模

小学校は適正規模校が 5 校、小規模校が 3 校、31 学級以上の過大規模校が 1 校、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各 1 校となっています。

2. 新しい時代の学びへの対応

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教室などの学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

また、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実や義務教育 9 年間を見通した教育に取り組んでいくことが求められています。

3. 学校施設の状況

多くの学校で校舎の老朽化が進んでいます。また、給食施設の大半が現在の学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されています。

小学校のプール施設については、水泳授業が民間の屋内プール施設で実施されていることから、その跡地の活用方策を検討していく必要があります。

プランの基本方針

1. 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

(1) 望ましい学校規模

本市における学校規模（適正規模）の基準は以下のとおりです。

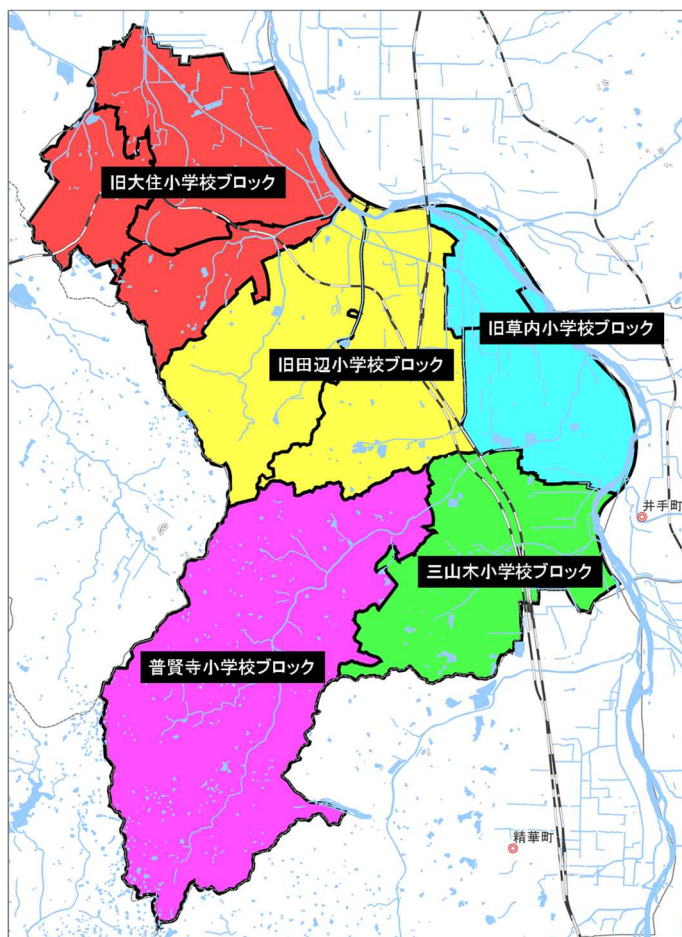
ただし、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については適用しません。

| 区分 | 基準 | 前期計画で許容する範囲 |
|-----|--------------|-------------|
| 小学校 | 1校あたり12～24学級 | 1校あたり6～30学級 |
| 中学校 | 1校あたり12～24学級 | 1校あたり9～30学級 |

(2) 望ましい学校配置

① 学校配置の検討区分

本市における学校の配置については、現在の市立小中学校の源流となった5小1中（旧大住小、旧田辺小、旧草内小、三山木小、普賢寺小及び旧田辺中）のブロックごとに検討し、対策を講じるものとします。



※左図は小学校の検討ブロック

※中学校の検討ブロック＝旧田辺中ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものです（承認番号 平19総複、第460号）。8ページの地図も同じ。

② 通学距離及び時間

本市における望ましい通学距離及び時間は以下のとおりです。

なお、通学距離が3km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、徒歩による通学時間が1時間を超えるような場合は通学支援を行うものとします。

| 区分 | 基準 | | 備考 |
|-----|-------|-------|---|
| | 通学距離 | 通学時間 | |
| 小学校 | 4km以内 | 1時間以内 | 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援 |
| 中学校 | 6km以内 | 1時間以内 | 通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援 |

(3) 適正化の考え方

前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組みます。

2. 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針

(1) 学校施設の目指すべき姿

① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設

児童生徒が自分に合った学び方を柔軟に選択できる学校施設を目指します。

- 対話が生まれやすい学習環境を整備します。
- 多様な学び方に対応できるよう、学校で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等を整備します。
- 普通教室についても、学習空間の柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行います。

② ゆとりのある学校施設

ゆったりとした余裕のある空間、自然に触れながら交流できる場所がある、居心地の良い学校施設を目指します。

- 心が落ち着ける空間を学校内の複数箇所で整備します。
- 友達と安心して過ごせる場や自分のペースで学べる個別の学習スペースを整備します。

③ 地域とともにある学校施設

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点となる学校施設を目指します。

- 地域住民との関係を深める活動場所を整備します。
- 体育館等の地域開放を進めます。
- 災害時にも児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用方法を検討します。

④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

計画的に設備の更新等を行い、安全で安心な過ごしやすい学校施設を目指します。

- 空調設備の計画的な更新、照明設備の LED 化、トイレ環境の改善、防犯設備の充実を進めます。
- 全ての児童生徒が快適に学習や生活を営むことができ、地域の人々も利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- 民間の活力を活用し、学校施設の効率的な維持管理と施設の安全性の向上を図ります。

(2) 教室等の整備水準

① 普通教室

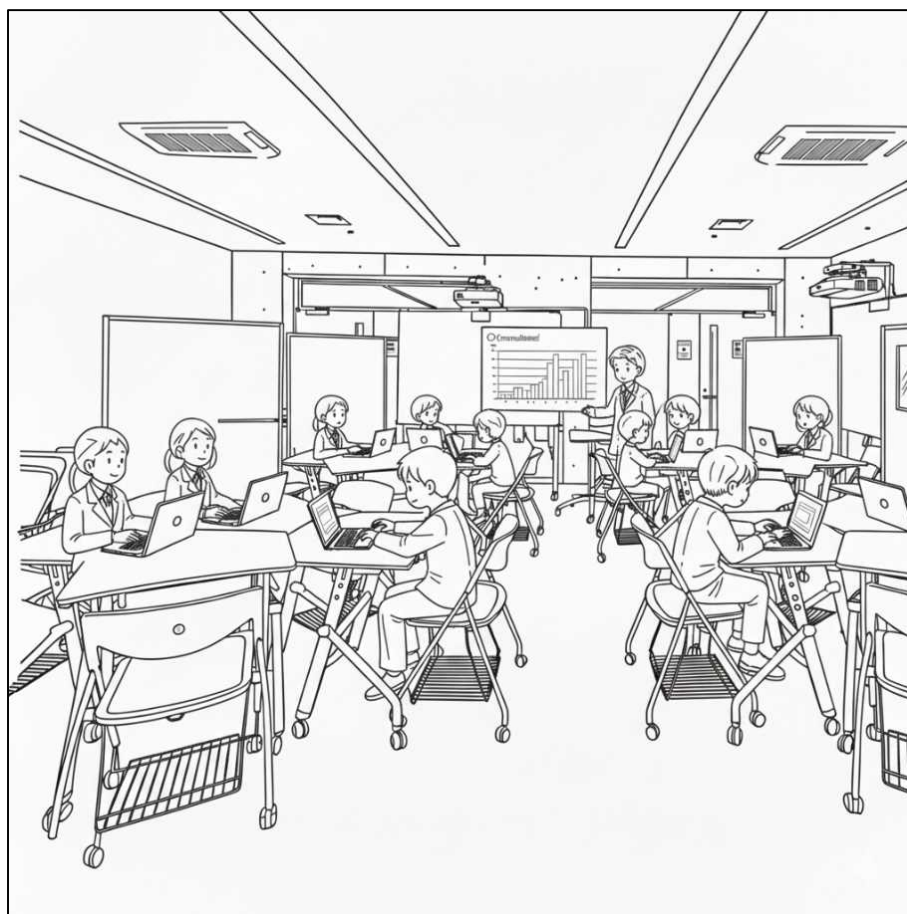
- 新 JIS 規格の机や天板を拡張する製品等の導入<小学校>
- 教室面積の拡充と廊下との一体的な活用

- 黒板のホワイトボード化
- 個別スペースや防音設備など児童生徒の特性に応じた環境の整備
＜特別支援学級・通級指導＞

② ラーニング・コモンズ¹

- 創造的・探究的な学び等が実現できる「マルチ・ラーニングルーム」の整備
＜中学校＞

【マルチ・ラーニングルーム イメージ図】



- 1人1台端末環境下で、タブレット端末だけでは実現困難な学習活動を展開する新しい形態のコンピューター教室
- 高性能PCや最新の電子機器により、問題解決型学習やSTEAM教育を推進し、生徒の情報活用能力の向上を実現
- 技術家庭科だけでなく、美術科、総合学習、特別活動などでも利用

¹ 児童生徒が集まって、電子情報・印刷物を含めた情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、児童生徒の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。

③ 子どもの居場所となる空間

- 児童生徒が落ち着いた空間の中で学習・生活できる学校内の居場所として、校内教育支援センターを設置
- 自習スペースの整備<中学校>

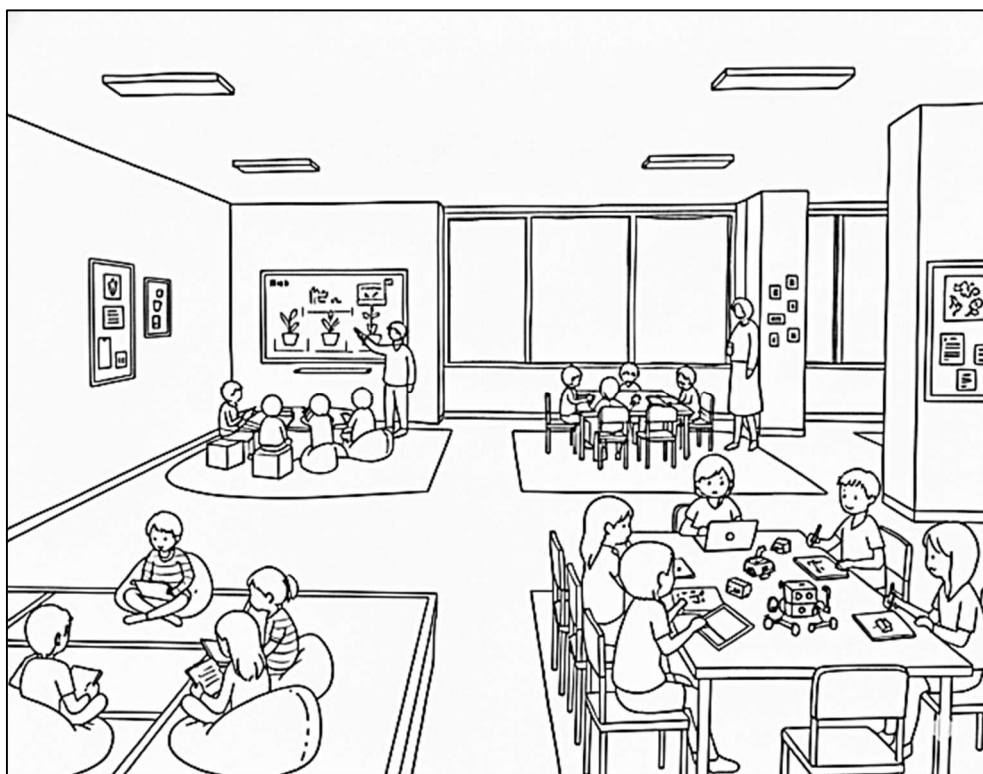
④ 地域の活動空間

- コミュニティ・スクールの活動拠点の整備

⑤ オープンスペース

- グループワークなどの協働的な学びができる多目的で開放的な共有空間として「コモンルーム」を整備

【コモンルーム イメージ図】



- グループワークや個別学習だけでなく、教職員のミーティングスペース、子どもの居場所、地域の活動拠点などとしても利用できる多目的な空間
- 可動式パーテーションで仕切ることが可能な柔軟な空間設計
- 利用者が安心して過ごせる環境となるよう畳やソファなどを配置

⑥ その他

- 児童生徒のプライバシーを確保する更衣室の整備
- グラウンドの利用環境の向上を図るため、人工芝等を導入

3. 学校附属施設のあり方に係る基本方針

(1) 小学校給食施設

自校調理方式による給食施設の更新整備は、半数を超える小学校において物理的に困難です。

一方、親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備は、搬入・配送車の通行や周辺環境への影響、用地の確保などといった施設整備上の課題を解決するだけでなく、施設規模の設定に影響を及ぼす児童生徒数の推移を慎重に見極める必要があります。

そのため、現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

小学校プール施設撤去後の跡地については、教育環境の充実を基本として、各小学校が抱える課題の解決を最優先に個別に活用方針を定めます。

ただし、特段の課題が認められない場合は、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた保留地とします。

なお、プール施設の撤去により給食施設の更新整備が可能と考えられる大住小学校及び松井ヶ丘小学校は同施設も選択肢とします。

| 小学校名 | 活用方針 |
|---------|---|
| 大住小学校 | 教職員や来客用の「駐車場」又は「給食施設」 |
| 田辺小学校 | 第2グラウンドとしても活用できる「広場」 |
| 草内小学校 | 「留守家庭児童会施設」 |
| 三山木小学校 | 留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」又は「留守家庭児童会施設」 |
| 普賢寺小学校 | 地域交流の場や留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」 |
| 田辺東小学校 | 将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」 |
| 松井ヶ丘小学校 | 将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」又は「給食施設」 |
| 薪小学校 | 「グラウンド」の拡張用地 |
| 桃園小学校 | 留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」 |

前期計画（令和 8 年度～令和 17 年度）

1. 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

前期計画では、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域（校区）の変更による適正化に取り組みます。

（1）旧田辺小学校ブロック（田辺小、薪小）

◆ 適正化対策

大規模な開発が計画されている田辺中央北地区及びその周辺地域に今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を田辺小学校区から田辺東小学校区へ変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度²を導入します。

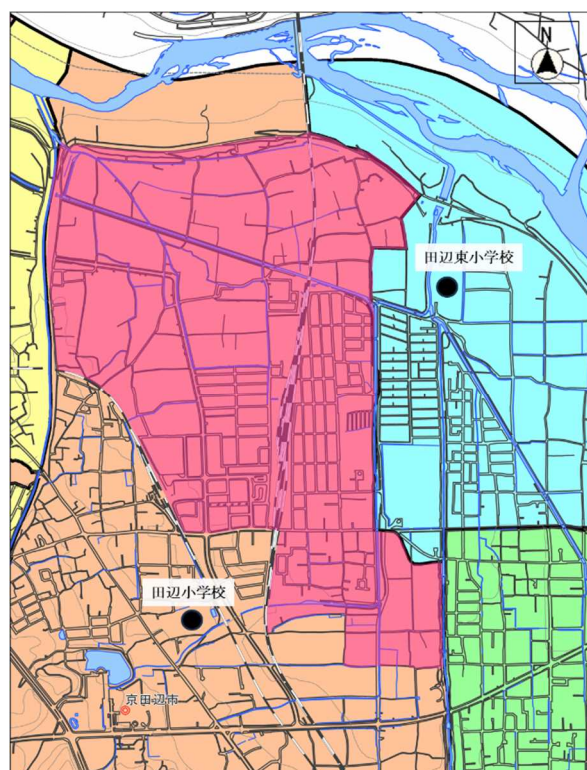
◆ 実施時期

令和 8 年度(2026)からとします。

◆ 10 年後の学校規模

田辺小学校、薪小学校のいずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も適正規模となる見込みです。



● 小学校の位置

田辺小学校区

田辺東小学校区

田辺小学校区（対象区域）

※今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする。

※上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

² 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

(2) 三山木小学校ブロック（三山木小）

◆ 適正化対策

学校敷地の拡大やプール跡地の活用により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します。

◆ 実施時期

特定地域選択制度を導入は令和 9 年度(2027)以降とします。

◆ 10 年後の学校規模

過大規模は解消される見込みです。

(3) 旧田辺中学校ブロック（田辺中、大住中、培良中）

◆ 適正化対策

現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅は、校区を田辺中学校から培良中学校へ変更します。

◆ 実施時期

令和 8 年度(2026)からとします。

◆ 10 年後の学校規模

田辺中学校、大住中学校、培良中学校のいずれも適正規模となる見込みです。

2. 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画

(1) 照明設備の LED 化

◆ 内容

教室等の照明設備を全て LED 化します。

◆ 実施時期

令和 8 年度（2026）

(2) 空調設備の更新

◆ 内容

耐用年数を迎える教室等の空調設備を更新します。

◆ 実施時期

令和 10 年度（2028）～令和 14 年度（2032）

(3) トイレのリニューアル

◆ 内容

小中学校トイレのリニューアルを進めます。

◆ 実施時期

令和9年度(2027)～令和17年度(2035)で毎年2棟程度

(4) 教室等の整備

◆ 内容

マルチ・ラーニングルーム、コモンルームの整備や黒板のホワイトボード化等を順次実施します。

3. 学校附属施設に係る計画

(1) 小学校給食施設

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を順次実施します。

あわせて、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

財源の確保状況にあわせて、跡地活用の前提となるプール施設の解体撤去を順次実施します。

ただし、跡地への施設整備等が決定した場合には、当該施設整備とあわせて解体撤去を実施します。

問い合わせ

京田辺市教育委員会学校教育課

住所：〒610-0393 京田辺市田辺80

TEL：0774-64-1392

FAX：0774-64-1391

E-mail：gakko@city.kyotanabe.lg.jp

京田辺市新しい学校づくりプラン

～未来を担う子ども達の学びを支える学校環境を目指して～

(案)

令和8年1月

京 田 辺 市

目次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 プランの策定にあたって | 1 |
| 1-1 趣旨..... | 1 |
| 1-2 計画の位置付け..... | 1 |
| 1-3 計画の期間 | 2 |
| 第2章 現状と課題 | 3 |
| 2-1 学校の変遷 | 3 |
| 2-2 学校の配置状況等 | 4 |
| (1) 学校の配置..... | 4 |
| (2) 通学距離と時間..... | 5 |
| 2-3 児童生徒数の推移等..... | 7 |
| (1) 児童生徒数の推移 | 7 |
| (2) 今後の大規模住宅開発 | 7 |
| 2-4 学校規模..... | 9 |
| (1) 国における区分..... | 9 |
| (2) 小中学校の規模の現状 | 10 |
| (3) 小規模校・大規模校の課題 | 11 |
| 2-5 新しい時代の学びへの対応 | 13 |
| (1) 教室などの学習空間 | 13 |
| (2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応..... | 15 |
| (3) 小中一貫教育 | 17 |
| 2-6 学校施設の状況..... | 17 |
| (1) 校舎・屋内運動場..... | 17 |
| (2) 給食施設 | 20 |
| (3) 小学校プール施設 | 22 |
| 第3章 プランの基本方針 | 23 |
| 3-1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針 | 23 |
| (1) 望ましい学校規模 | 23 |
| (2) 望ましい学校配置..... | 24 |
| (3) 各ブロックについて | 26 |
| (4) 適正化の考え方..... | 31 |
| 3-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針..... | 32 |
| (1) 学校施設の目指すべき姿 | 32 |

| | |
|--|-----------|
| (2) 教室等の整備水準..... | 33 |
| 3-3 学校附属施設のあり方に係る基本方針 | 37 |
| (1) 小学校給食施設..... | 37 |
| (2) 小学校プール施設..... | 41 |
| 第4章 前期計画..... | 51 |
| 4-1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画 | 51 |
| (1) 旧田辺小学校ブロック | 51 |
| (2) 三山木小学校ブロック | 53 |
| (3) 旧田辺中学校ブロック | 54 |
| 4-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画..... | 56 |
| (1) 照明設備のLED化..... | 56 |
| (2) 空調設備の更新..... | 56 |
| (3) トイレのリニューアル..... | 56 |
| (4) 教室等の整備 | 56 |
| 4-3 学校附属施設に係る計画..... | 56 |
| (1) 小学校給食施設..... | 56 |
| (2) 小学校プール施設..... | 56 |

第1章 プランの策定にあたって

1-1 趣旨

本市では、昭和 40 年代(1965)～50 年代(1975)の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立 9 小学校・3 中学校体制となりました。

その後半世紀近くが経過し、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化していることから、多様な教育課題に十分に対応できる小中学校の学校環境の整備が重要となっています。

京田辺市の未来を担う子ども達が、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境、すなわち安全性や快適性が確保され、障がいの有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送れる学校施設、1 人 1 台端末など ICT を活用した授業に対応できる教室、そして児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることのできる学校規模等を整えていく必要があります。

「京田辺市新しい学校づくりプラン」は、このような要請に応え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、京田辺市教育振興基本計画をはじめとする各計画と連携するとともに、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との整合を図るものとします。

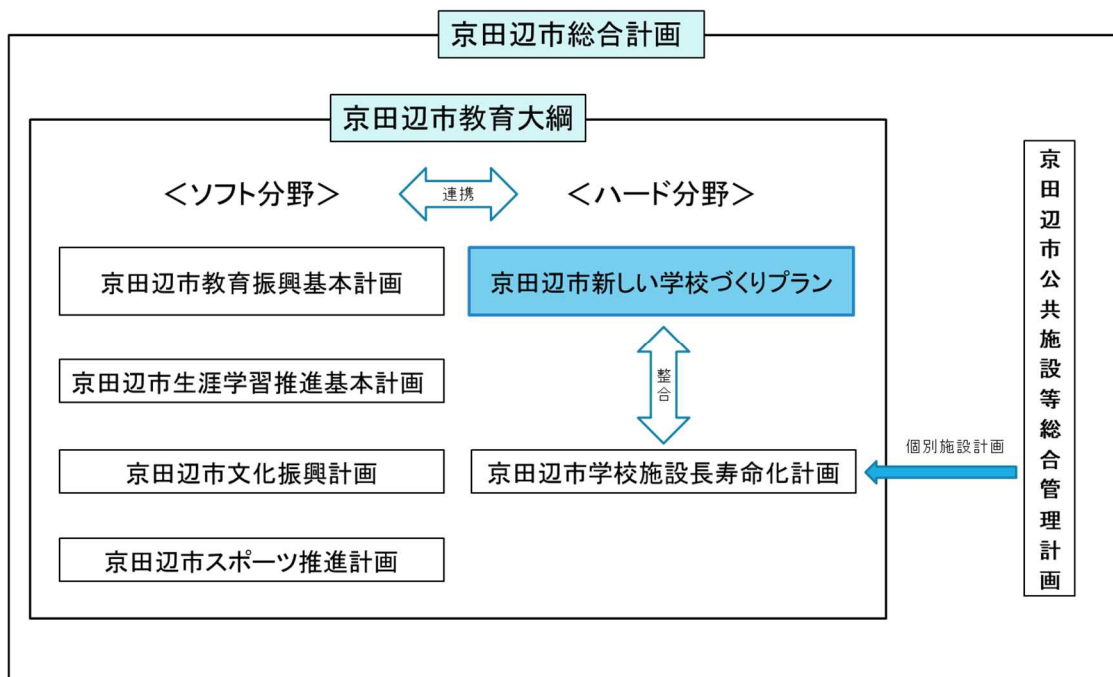


図 1-1 : 計画の位置付け

1-3 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度(2026)から令和 27 年度(2045)までの 20 年間とします。

ただし、10 年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については児童生徒数・学級数の将来推計や国の教育施策の動向、社会情勢の変化などを検証した上で、中間年である令和 18 年(2036)に計画を改定して示すものとします。

第2章 現状と課題

2-1 学校の変遷

明治6年(1873)、前年の学制発布を受け、大住村、田辺村、山本村(三山木地区)、水取村(普賢寺地区)に、明治11年(1878)には草内村にも小学校が設立され、旧村単位で5小学校が設置されました。

昭和22年(1947)には、学校教育法の公布に伴う小学校6年・中学校3年の義務教育制度のもと旧村全体で中学校が設立され、現在の市立小中学校の源流となる「5小1中」が成立しました。

その後、昭和40年代(1965)～50年代(1975)の人口急増期に、この5小1中から松井ヶ丘小学校、桃園小学校、薪小学校、田辺東小学校、大住中学校及び培良中学校の計6校が分離新設され、今日に至っています。

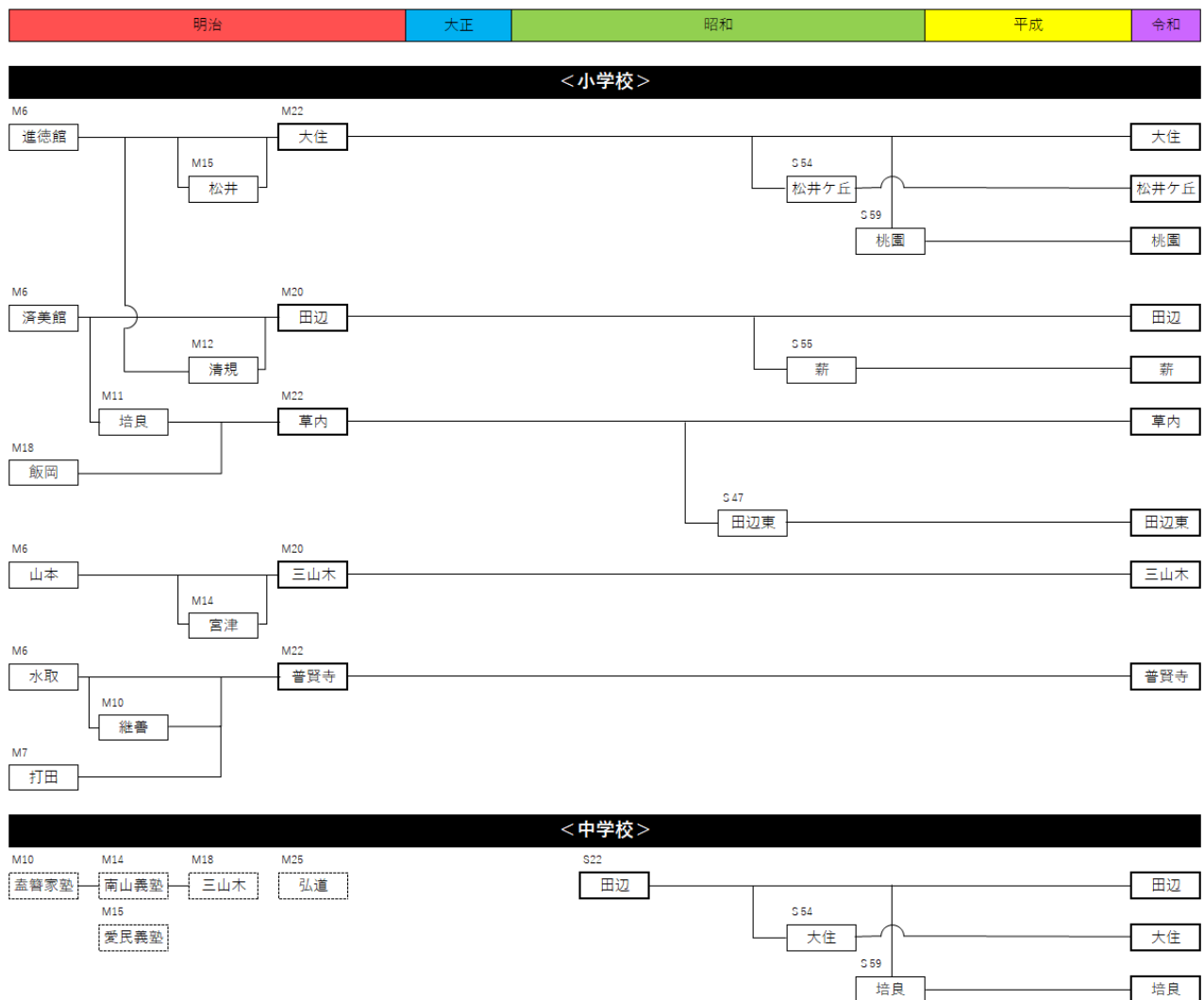


図 2-1 : 小中学校の変遷概要

2-2 学校の配置状況等

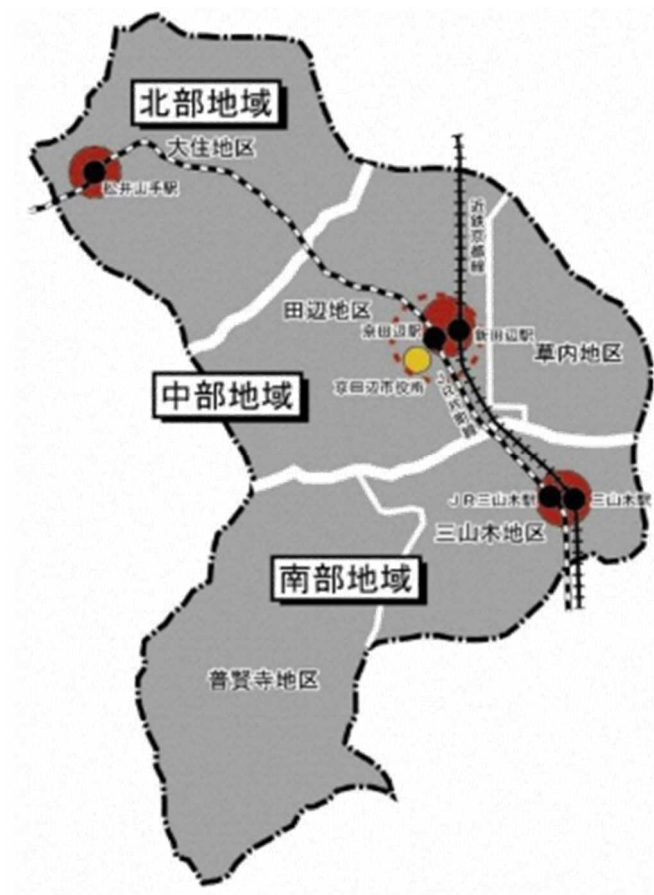
(1) 学校の配置

本市では、東西 5.5 km、南北 10.9 km に広がる市域を北部地域・中部地域・南部地域の 3 つの地域生活圏に分け、それぞれが有する自然や歴史を生かしたまちづくりを進めています。

現在、北部地域には小学校 3 校と中学校 1 校、中部地域には小学校 4 校と中学校 2 校、南部地域には小学校 2 校が配置されています。

表 2-1：三地域の施設数

| 地域 | 学校施設 | 施設数 |
|----|---------|-----|
| 北部 | 大住小学校 | 4 |
| | 松井ヶ丘小学校 | |
| | 桃園小学校 | |
| | 大住中学校 | |
| 中部 | 田辺小学校 | 6 |
| | 草内小学校 | |
| | 田辺東小学校 | |
| | 薪小学校 | |
| | 田辺中学校 | |
| | 培良中学校 | |
| 南部 | 三山木小学校 | 2 |
| | 普賢寺小学校 | |



(2) 通学距離と時間

① 小学校

徒歩による集団登校を実施している小学校の通学距離は概ね 1.5 km 以内、通学時間は概ね 30 分以内となっています。

通学区域（校区）に山間部の集落を含む普賢寺小学校については、通学距離が最長で 3 km 超となっており、通学費の補助やスクールバスの運行による通学支援を行っています。

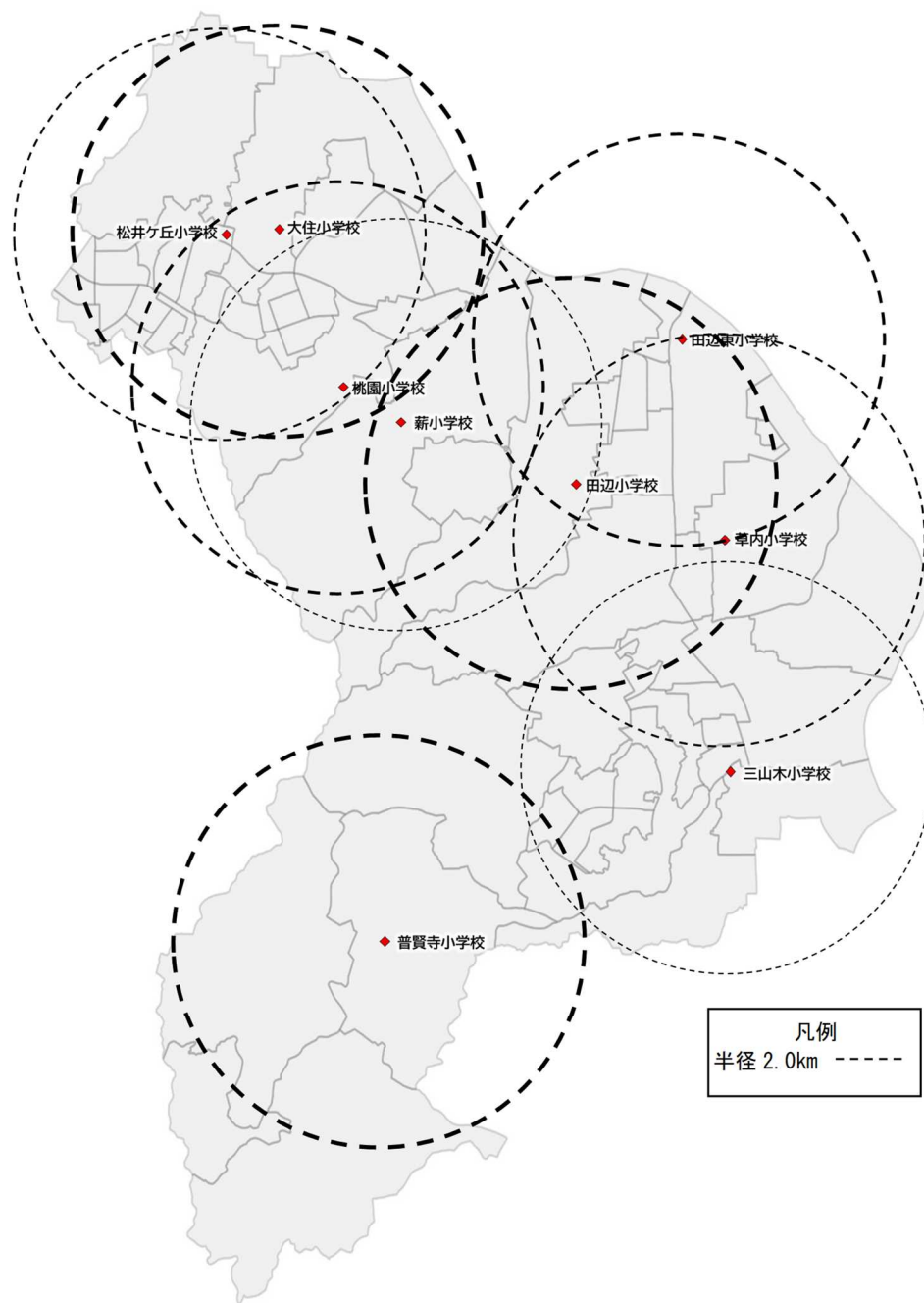


図 2-2 : 小学校の配置

② 中学校

中学校の通学距離・時間について、比較的校区が広い田辺中学校は、通学距離が最長で約5kmとなっていますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

大住中学校の通学距離は概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっている一方、通学距離が3km程度となる地域もあります。

培良中学校の通学距離も概ね1.5km以内、徒歩による通学時間は概ね30分以内となっています。通学距離が3km程度となる地域もありますが、遠距離通学者には自転車通学を許可しています。

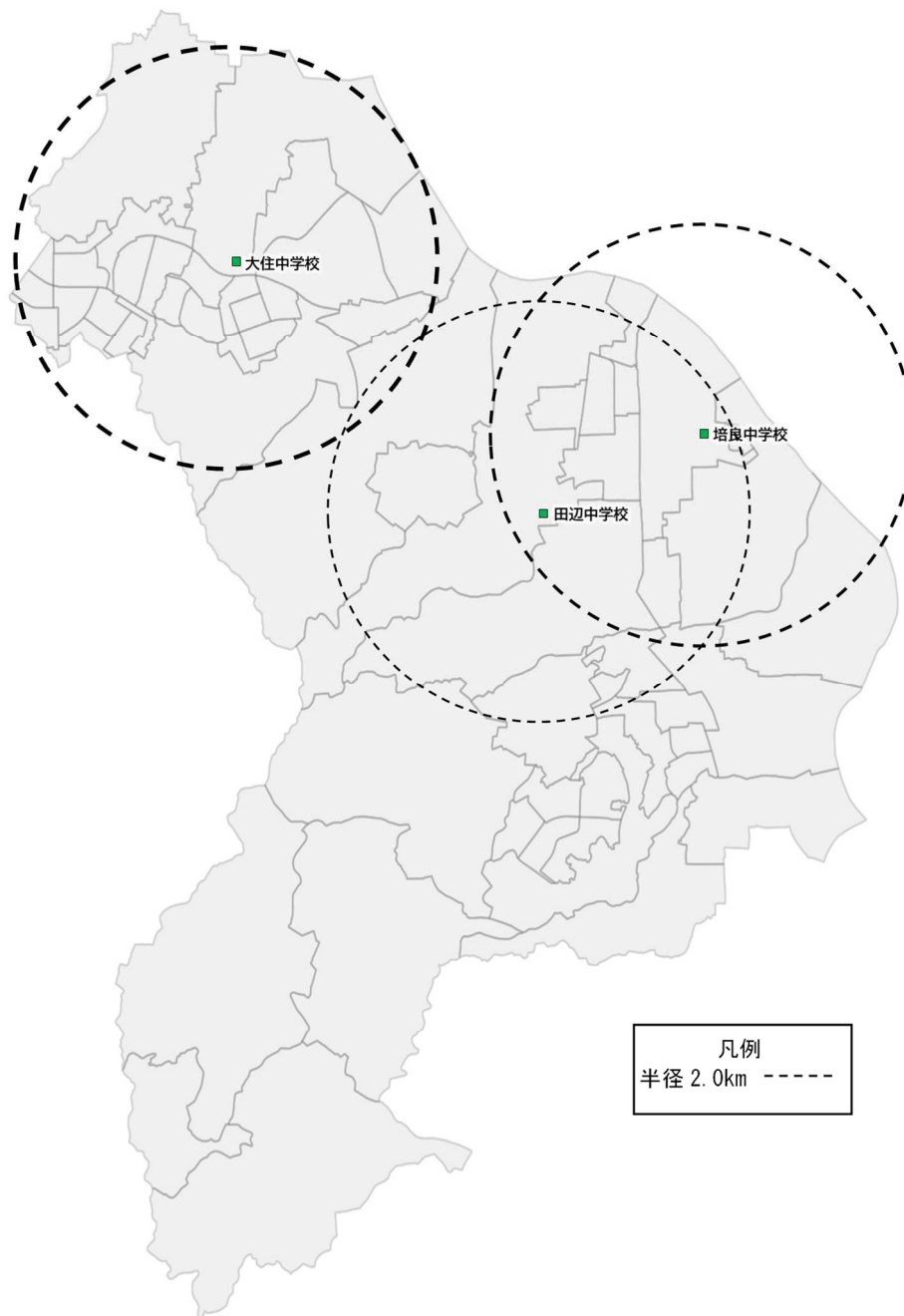


図 2-3 : 中学校の配置

2-3 児童生徒数の推移等

(1) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数は、昭和40年代(1965)後半から昭和50年代(1975)にかけて急増し、昭和59年度(1984)に7,937人とピークを迎えましたが、その後は一転して急減局面となり、平成10年度(1998)にはピーク時の6割弱の4,666人まで減少しました。

その後は再び増加傾向に転じ、令和7年度(2025)は6,048人となっています。

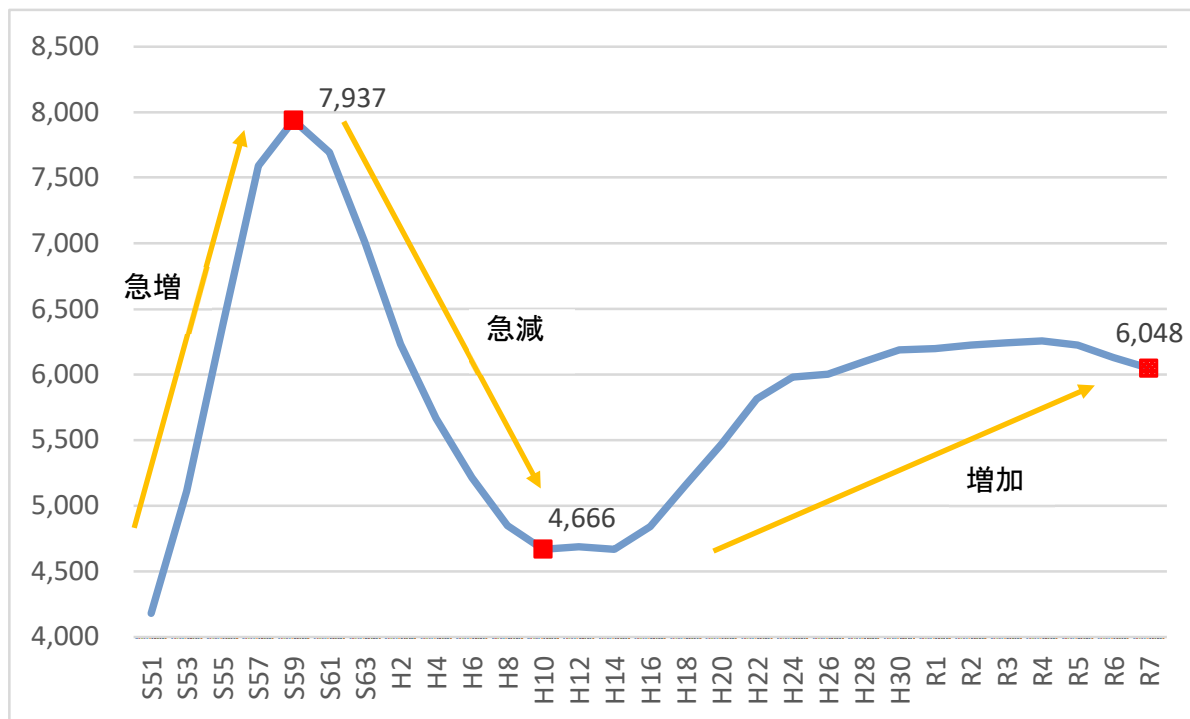


図 2-4 : 児童生徒数の推移

(2) 今後の大規模住宅開発

本市では現在、田辺小学校区・田辺中学校区内の田辺中央北地区において土地区画整理事業に伴う住宅開発が計画されています。

戸建て住宅のほか、200～250戸の大規模共同住宅（マンション）の建築が想定されていることから、田辺小学校及び田辺中学校の児童生徒数に大きな影響を及ぼすことが見込まれています。



図 2-5 : 田辺中央北地区の整備イメージ

2-4 学校規模

(1) 国における区分

児童生徒がお互いに切磋琢磨することを通じて一人一人の能力を伸ばしていくため、小中学校では一定の集団規模による教育が行われており、学校規模は良好な教育を進めるための重要な要素です。

国においては、学校教育法施行規則等で小中学校ともに学級数が12学級～18学級を学校規模の標準とするとともに、学校を統合する場合は12学級～24学級までを適正な規模の条件としています。

■ 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。※本規定は中学校も準用

■ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

表 2-2 : 学校規模の分類

| 分類 | 学級数 |
|-------|---------------------------|
| 過大規模校 | 31学級～ |
| 大規模校 | 25学級～30学級 |
| 適正規模校 | 12学級～24学級（標準規模：12学級～18学級） |
| 小規模校 | 6学級～11学級 |
| 過小規模校 | 1～5学級 |

※適正規模校以外の分類は文部科学省「これからの学校施設づくり」より。
※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。以下同じ。

(2) 小中学校の規模の現状

令和7年度(2025)現在、小学校は適正規模校が5校、小規模校が3校、31学級以上の過大規模校が1校で、中学校は適正規模校、小規模校、大規模校が各1校となっています。

なお、小学校の小規模校2校は学年単学級で、クラス替えができない規模です。

表 2-3 : 学校別児童生徒数と学級数

| | 学校名 | 児童生徒数 | 学級数 | 分類 |
|-----|---------|-------|-----|-------|
| 小学校 | 大住小学校 | 213 | 9 | 小規模校 |
| | 田辺小学校 | 637 | 20 | 適正規模校 |
| | 草内小学校 | 305 | 12 | 適正規模校 |
| | 三山木小学校 | 1,123 | 35 | 過大規模校 |
| | 普賢寺小学校 | 102 | 6 | 小規模校 |
| | 田辺東小学校 | 144 | 6 | 小規模校 |
| | 松井ヶ丘小学校 | 589 | 19 | 適正規模校 |
| | 薪小学校 | 595 | 19 | 適正規模校 |
| | 桃園小学校 | 411 | 15 | 適正規模校 |
| 中学校 | 田辺中学校 | 989 | 26 | 大規模校 |
| | 大住中学校 | 646 | 17 | 適正規模校 |
| | 培良中学校 | 294 | 9 | 小規模校 |

(令和7年5月1日現在)

(3) 小規模校・大規模校の課題

① 小規模校

小規模校には、「児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。」「異学年間の縦の交流が生まれやすい。」「保護者や地域社会との連携が図りやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

表 2-4 : 小規模校の課題

| 学習生活面 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。● 1 学年 1 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す学級間の相互啓発がなされにくい。● 運動会などの学校行事や音楽活動等の児童生徒の主体的な集団教育活動に制約が生じやすい。● 中学校に各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。● 部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。● 人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。● 集団内の性別に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 |
| 学校運営面 |
| <ul style="list-style-type: none">● 教職員数が少ないため、経験、校務分掌などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。● 一人の教員に複数の校務分掌が集中しやすい。● 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなる。 |
| その他 |
| <ul style="list-style-type: none">● PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。 |

② 大規模校

大規模校には、「運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。」
「クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。」
「PTA 活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。」などといった面がある一方、以下のような課題があります。

表 2-5 : 大規模校の課題

| 学習生活面 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 教職員による児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。● 学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくい。● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。● 児童生徒相互の人間関係が深まりにくい。● 異学年間の縦の交流が生まれにくい。● 複数の教員が同学年の教科を指導するため、指導と評価の一貫性を図るのが難しくなりやすい。 |
| 学校運営面 |
| <ul style="list-style-type: none">● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。● 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。● 学年が一体となって活動しにくい。 |
| その他 |
| <ul style="list-style-type: none">● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。● 災害発生等による緊急避難時に混雑が生じやすい。● 校舎（廊下）、運動場、体育館の密度が高くなり怪我の危険性が高まりやすい。 |

2-5 新しい時代の学びへの対応

(1) 教室などの学習空間

GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の日常的な活用に伴う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、その基盤となる教室などの学習空間も柔軟で創造的なものに転換していくことが求められています。

① 教室配置・面積

我が国では、戦後の児童生徒の急増期に量的確保の観点から、昭和 25 年(1950)に示された鉄筋コンクリート造の標準設計（以下「標準設計」という。）を踏まえ、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な学校施設が数多く整備されました。

本市においても、今日に至るまでに整備された市立小中学校の全てが片廊下一文字型の教室配置となっています。

また、普通教室の面積も標準設計でモデルプランとされた 63 m²（幅 7 メートル×長さ 9 メートル）と概ね同規模の 64 m²～68 m²となっています。

普通教室には、現在、児童生徒の荷物収納ロッカーや掃除用具入れが置いてあるだけでなく、GIGA スクール構想によるタブレット保管庫と大型提示装置が導入されており、学級規模によっては空間的余裕がない状況が発生しています。

② 特別教室

学校の教室には、普通教室のほか、音楽教室や理科教室、図書室など特別な教科の用途等に供する特別教室があります。

小学校では、全校で理科教室、音楽教室、家庭教室及び図書室が確保されていますが、教室不足により 2 校で図画工作教室が確保できていない状況です。

中学校では、全校で理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、コンピューター教室、図書室及び進路資料・指導室が確保されています。

③ 教室用机

小学校で使用されている教室用机は旧 JIS 規格（幅 600 mm×奥行 400 mm）で、タブレット端末を使用する際には机の上で教材等を広げることが難しいという課題があります。

なお、中学校で使用されている教室用机は新 JIS 規格（幅 650 mm×奥行 450 mm）となっています。

④ 黒板

従来の黒板はチョークを使用しますが、その粉末がタブレット端末等の故障の原因になるという指摘があります。

田辺小学校では、令和 5 年度(2023)からの長寿命化工事にあわせて北・中校舎教室の黒板をホワイトボードに交換し、タブレット端末使用時に映像を写し出すなど ICT を一層活用した学びが可能になりました。

⑤ ICT 環境

GIGA スクール構想のもと、令和 2 年度(2020)から令和 3 年度(2021)にかけて 1 人 1 台端末と大規模通信ネットワークを一体的に整備し、デジタル学習基盤を整えました。

令和 5 年度(2023)には、クラウド環境を有効に活用できるよう授業支援アプリを導入し、児童生徒と教員がタブレット端末で図表や写真、動画を共有しながら授業を進めることができるようになりました。

また、プリントの電子化やスタディ・ログの活用等を進めているほか、A I 学習ドリルを試行導入し、自主学習ができる環境づくりに取り組んでいます。

⑥ 空調設備

本市では、平成 24 年(2012)に中学校、平成 26 年(2014)に小学校で児童生徒が日中の大半を過ごす普通教室と特別教室の全てに空調設備を一斉に設置しました（増築工事中であった三山木小学校は平成 28 年(2016)に設置完了）。

設置後 10 年以上が経過し、機器の老朽化が進んでいることから、今後は既存空調設備の更新を計画的に進めていく必要があります。

なお、現在、体育館等には空調設備が設置されていませんが、令和 7 年度(2025)中に全ての小中学校の体育館等に設置する予定です。

⑦ トイレの洋式化等

現在、小中学校のトイレの洋式化率は 76.1%となっています。

令和 4 年度(2022)に新型コロナウイルス対策として洋式トイレの設置を進め、洋式化率は、それまでの 50.0%から大幅に向上しましたが、家庭では洋式トイレが一般的になっていることから、今後も洋式化を進めていく必要があります。

また、大半のトイレが水を流して清掃するタイル張りの床（湿式）で、菌が繁殖しやすくなっているほか、古い配管が臭いの原因にもなっており、抜本的な環境改善が求められています。

⑧ 照明

平成 28 年(2016)に締結された「水銀に関する水俣条約」によって令和 9 年(2027)末までに蛍光灯の製造が禁止されます。

小中学校については、長寿命化工事にあわせて、あるいは照明器具に不具合が生じた場合に LED 照明への交換を行っているものの、大半の教室が蛍光灯のままとなっており、早急に対応する必要があります。

(2) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備とともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の一層の充実が求められています。

① 特別支援教育の現状

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は近年増加傾向にあります。

通級指導¹を受ける情緒障害や ADHD 等の児童生徒も増加しており、本市では令和 7 年度(2025)に全ての小中学校に通級指導教室が設置されました。

また、令和 3 年(2021)の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受けて、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児の受入れ体制を整備しました。

今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の実現に向けて、障がいのある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできる空間や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの確保が求められています。

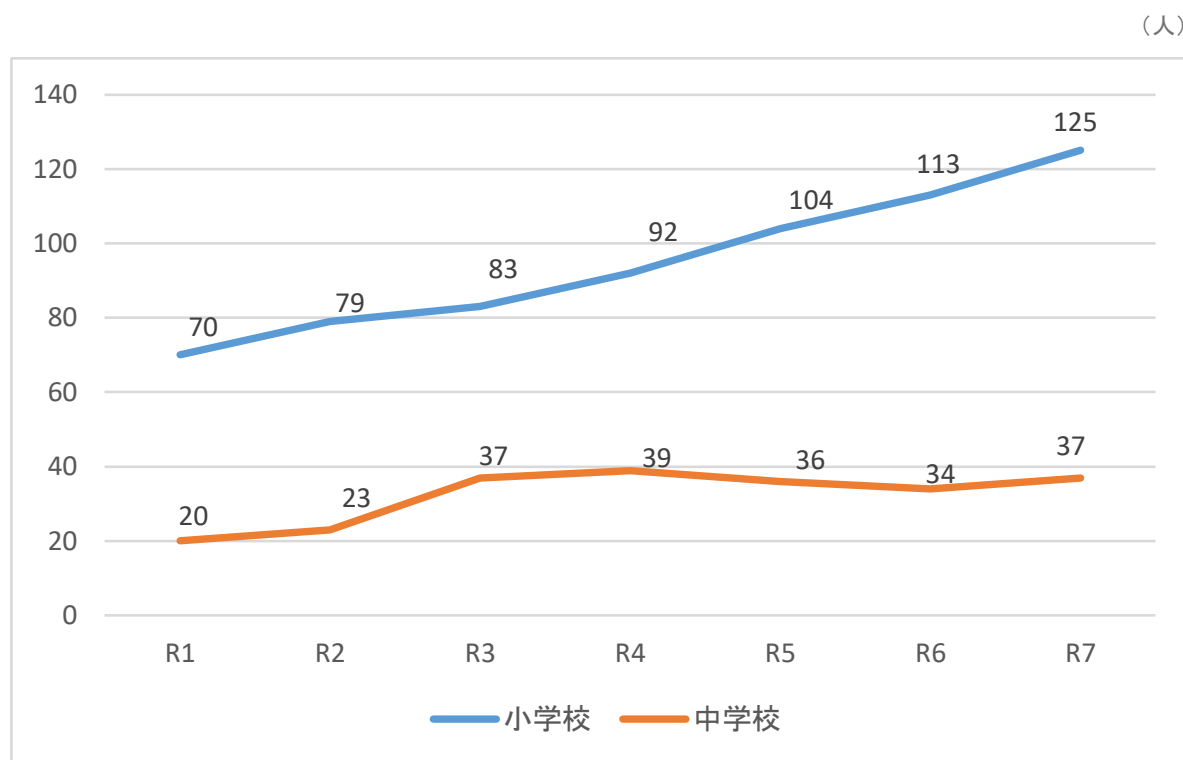


図 2-6 : 特別支援学級の児童生徒数の推移

¹ 通常学級に在籍する障がいのある児童生徒が一部の授業（特別の指導）を別の通級指導教室で受けるもの。

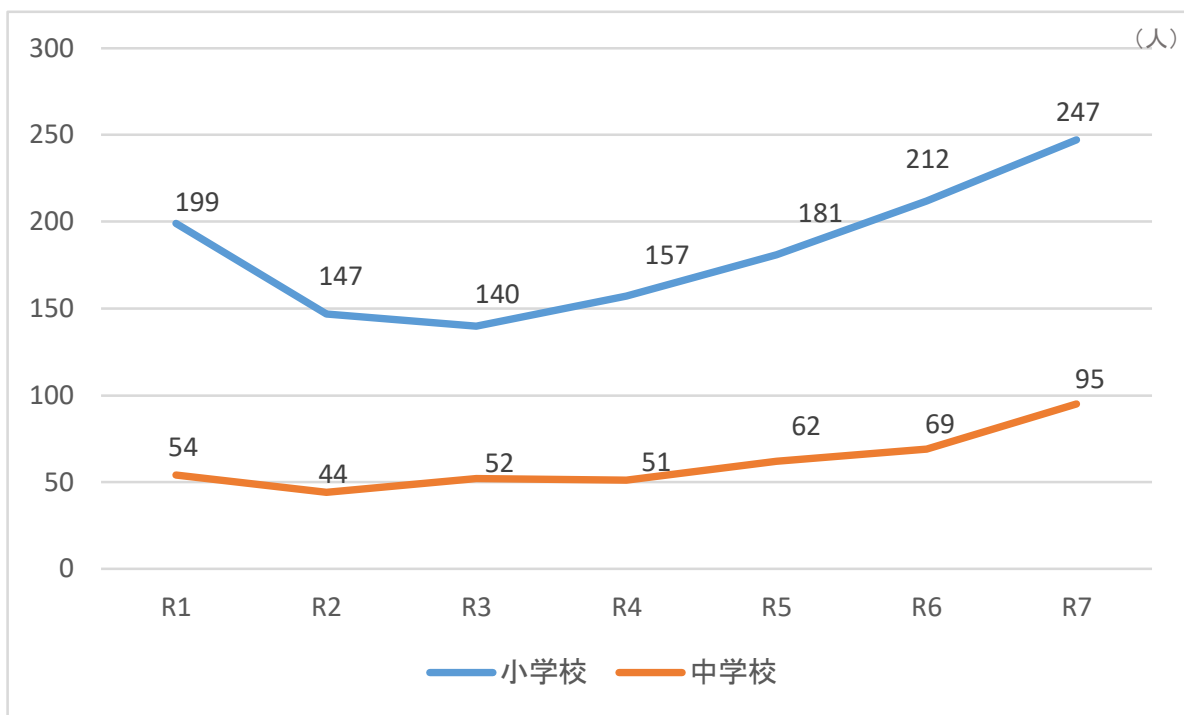


図 2-7：通級による指導を受けている児童生徒数の推移

② バリアフリー化の状況

令和 2 年(2020)の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の一部改正により、小中学校施設についても建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務が課せられました。

小中学校施設のバリアフリー化の状況は、現在、スロープ等による段差解消が 100%となっているほか、バリアフリースイレ及びエレベーターの設置率はともに 83.3%（いずれも校舎）となっています。

国では、バリアフリースイレは避難所に指定されている全ての学校、エレベーターは要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備することを目標としており、学校施設のバリアフリー化の一層の推進が必要です。

③ 不登校問題

不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあります。

本市では、不登校児童生徒の居場所づくりとして開設している教育支援教室の機能を拡充した「教育支援センター」を令和 5 年(2023)に京田辺市商工会館内で開設するとともに、自分のクラスに入りづらい児童生徒が学校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる「校内教育支援センター」を京都府教育委員会の事業指定を受けて 2 校で設置しています。

今後は、未然防止・早期対応の観点から、臨床心理士の学校への派遣やスクールカウンセラーの配置だけでなく、教育支援センターの充実、校内教育支援センターの更なる設置推進が必要です。

(3) 小中一貫教育

不登校の理由は様々ですが、小学校から中学校への進学に際しての生活環境や学習環境の大きな変化に十分に適応できない所謂「中1ギャップ」が大きな要因の一つとして挙げられています。

そのため、全国的に小中一貫教育が推進されており、平成28年(2016)の「学校教育法等の一部を改正する法律」等の施行により、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」や、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す「小中一貫型小・中学校」が制度化されました。

本市においても、より良い教育環境の確保と義務教育9年間を見通した継続性のある一貫した教育に取り組んでいくことが求められています。

2-6 学校施設の状況

(1) 校舎・屋内運動場

① 校舎

市立小中学校の校舎（部室棟を含む）43棟のうち、建築後40年以上経過している校舎は35棟で約81%を占めており、50年以上経過している校舎は16棟となっています。

令和3年(2021)3月に策定した京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、田辺小学校の2棟については長寿命化改修等を実施しました。

表 2-6 : 小中学校校舎の状況

| 学校名 | 建物名 | 構造 | 建築年度 | 築年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|-------|-------------|----|------|-----|-----------------------|--------|
| 大住小学校 | 校舎1(中校舎) | RC | S42 | 58 | 901 | |
| 大住小学校 | 校舎2(北校舎) | RC | S48 | 52 | 1,358 | |
| 大住小学校 | 校舎3(管理棟) | RC | S51 | 49 | 1,856 | |
| 大住小学校 | 校舎4(南校舎) | RC | S55 | 45 | 1,352 | |
| 田辺小学校 | 校舎1(北校舎) | RC | S34 | 66 | 1,742 | R5長寿命化 |
| 田辺小学校 | 校舎2(南校舎) | RC | S43 | 57 | 2,082 | |
| 田辺小学校 | 校舎3(中校舎) | RC | S53 | 47 | 737 | R6長寿命化 |
| 田辺小学校 | 校舎4(トイレ棟) | S | H19 | 18 | 78 | |
| 草内小学校 | 校舎1(南校舎東) | RC | S45 | 55 | 437 | |
| 草内小学校 | 校舎2(南校舎中・西) | RC | S55 | 45 | 1,269 | |
| 草内小学校 | 校舎3(中校舎) | RC | S45 | 55 | 429 | |
| 草内小学校 | 校舎4(管理棟) | RC | S40 | 60 | 252 | |
| 草内小学校 | 校舎5(北校舎) | RC | S50 | 50 | 1,226 | |

| 学校名 | 建物名 | 構造 | 建築年度 | 築年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|---------|-----------|----|------|-----|-----------------------|----|
| 三山木小学校 | 校舎1(東校舎西) | RC | S46 | 54 | 826 | |
| 三山木小学校 | 校舎2(東校舎東) | RC | S47 | 53 | 1,305 | |
| 三山木小学校 | 校舎3(東校舎北) | RC | S49 | 51 | 680 | |
| 三山木小学校 | 校舎4(西校舎) | RC | H27 | 10 | 4,917 | |
| 普賢寺小学校 | 校舎1(南校舎) | RC | S48 | 52 | 693 | |
| 普賢寺小学校 | 校舎2(管理棟) | RC | S49 | 51 | 1,043 | |
| 普賢寺小学校 | 校舎3(北校舎) | RC | H6 | 31 | 394 | |
| 田辺東小学校 | 校舎1(北校舎) | RC | S47 | 53 | 1,179 | |
| 田辺東小学校 | 校舎2(管理棟) | RC | S49 | 51 | 2,168 | |
| 田辺東小学校 | 校舎3(中校舎) | RC | H22 | 15 | 1,183 | |
| 松井ヶ丘小学校 | 校舎1(南校舎) | RC | S53 | 47 | 2,727 | |
| 松井ヶ丘小学校 | 校舎2(北校舎) | RC | H9 | 28 | 2,025 | |
| 薪小学校 | 校舎1(管理棟) | RC | S54 | 46 | 2,492 | |
| 薪小学校 | 校舎2(南校舎) | RC | S54 | 46 | 1,456 | |
| 桃園小学校 | 校舎1(南校舎) | RC | S59 | 41 | 1,995 | |
| 桃園小学校 | 校舎2(北校舎) | RC | S59 | 41 | 2,479 | |
| 田辺中学校 | 校舎1(北校舎) | RC | S50 | 50 | 2,151 | |
| 田辺中学校 | 校舎2(南校舎) | RC | H22 | 15 | 2,645 | |
| 田辺中学校 | 校舎3(管理棟) | RC | H24 | 13 | 1,815 | |
| 田辺中学校 | 部室棟 | RC | H24 | 13 | 276 | |
| 大住中学校 | 校舎1(南校舎西) | RC | S53 | 47 | 1,727 | |
| 大住中学校 | 校舎2(北校舎) | RC | S53 | 47 | 2,019 | |
| 大住中学校 | 校舎3(管理棟) | RC | S55 | 45 | 2,509 | |
| 大住中学校 | 校舎4(南校舎東) | RC | S58 | 42 | 796 | |
| 大住中学校 | 校舎5(昇降室棟) | RC | S58 | 42 | 449 | |
| 大住中学校 | 部室棟1 | S | S53 | 47 | 118 | |
| 大住中学校 | 部室棟2 | S | S53 | 47 | 83 | |
| 培良中学校 | 校舎1(南校舎) | RC | S57 | 43 | 2,567 | |
| 培良中学校 | 校舎2(北校舎) | RC | S57 | 43 | 2,716 | |
| 培良中学校 | 部室棟1 | RC | S57 | 43 | 175 | |

※構造は RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造・その他構造。以下同じ。
 ※築年数は令和7年度(2025)を基準に算出。以下同じ。

② 屋内運動場

小中学校の屋内運動場（体育館及び柔道場）13棟のうち、建築後40年以上経過している屋内運動場は12棟で約92%を占めており、50年以上経過している屋内運動場は4棟となっています。

京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、薪小学校の体育館については大規模改修を実施しました。

なお、屋内運動場は、校舎とともに避難所に指定されており、災害時には住民等が一時的に滞在する施設となります。

表 2-7 小中学校屋内運動場の状況

| 学校名 | 建物名 | 構造 | 建築年度 | 築年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|---------|-----|----|------|-----|-----------------------|---------|
| 大住小学校 | 体育館 | RC | S48 | 52 | 668 | |
| 田辺小学校 | 体育館 | RC | H5 | 32 | 860 | |
| 草内小学校 | 体育館 | RC | S56 | 44 | 740 | |
| 三山木小学校 | 体育館 | RC | S48 | 52 | 649 | |
| 普賢寺小学校 | 体育館 | RC | S58 | 42 | 631 | |
| 田辺東小学校 | 体育館 | RC | S49 | 51 | 808 | |
| 松井ヶ丘小学校 | 体育館 | RC | S53 | 47 | 703 | |
| 薪小学校 | 体育館 | RC | S54 | 46 | 716 | R5大規模改修 |
| 桃園小学校 | 体育館 | RC | S58 | 42 | 717 | |
| 田辺中学校 | 体育館 | RC | S50 | 50 | 1,179 | |
| 大住中学校 | 体育館 | RC | S53 | 47 | 1,035 | |
| 培良中学校 | 体育館 | RC | S57 | 43 | 1,070 | |
| 培良中学校 | 柔道場 | RC | S58 | 42 | 272 | |

(2) 給食施設

① 京田辺市の学校給食

本市の学校給食は、小学校では学校の敷地内に給食施設（調理場）があることから、当該学校の給食を調理する自校調理方式、中学校では学校給食センターで調理して各校へ配送する共同調理場方式で実施されています。

また、学校給食を効率的かつ効果的に運営することで給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供するため、調理業務、配缶業務、調理器具の洗浄消毒業務等を民間事業者に委託しています。

② 施設

小学校の給食施設 9 棟のうち、建築後 40 年以上経過している給食施設は 8 棟で約 89%を占めており、50 年以上経過している給食施設は 3 棟となっています。

令和 6 年(2024)には、中学校の給食を調理する学校給食センターが開所しました。

表 2-8 小学校給食施設及び学校給食センターの状況

| 学校名 | 建物名 | 構造 | 建築年度 | 築年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|----------|----------|----|------|-----|-----------------------|----------------------------|
| 大住小学校 | 給食室棟 | RC | S51 | 49 | 156 | |
| 田辺小学校 | 給食室棟 | RC | S53 | 47 | 164 | |
| 草内小学校 | 給食室棟 | RC | S42 | 58 | 131 | |
| 三山木小学校 | 給食室棟 | RC | H27 | 10 | 425 | |
| 普賢寺小学校 | 校舎2(管理棟) | RC | S49 | 51 | 1,043 | うち給食室 137m ² |
| 田辺東小学校 | 給食室棟 | RC | S47 | 53 | 144 | |
| 松井ヶ丘小学校 | 給食室棟 | RC | S53 | 47 | 153 | |
| 薪小学校 | 給食室棟 | RC | S54 | 46 | 150 | |
| 桃園小学校 | 給食室棟 | RC | S59 | 41 | 151 | |
| 学校給食センター | 学校給食センター | S | R5 | 1 | 2,192 | |

③ 学校給食衛生管理基準への適合

学校給食における衛生管理を徹底するため、施設や設備、調理等に関する「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」が定められています。

しかしながら、本市の給食施設の大半は学校給食衛生管理基準が定められる前に整備されたため、基準に対応できていません。

表 2-9 学校給食衛生管理基準適合状況

| 学校・施設名 | 建築年度 | 調理食数(食) | ドライシステム | 作業区域区分 | 3槽シンク |
|----------|------|---------|---------|--------|-------|
| 大住小学校 | S51 | 233 | × | × | × |
| 田辺小学校 | S53 | 674 | × | × | × |
| 草内小学校 | S42 | 328 | × | × | × |
| 三山木小学校 | H27 | 1,194 | ○ | ○ | ○ |
| 普賢寺小学校 | S49 | 117 | × | × | × |
| 田辺東小学校 | S47 | 161 | × | × | × |
| 松井ヶ丘小学校 | S53 | 626 | × | × | × |
| 薪小学校 | S54 | 629 | × | × | × |
| 桃園小学校 | S59 | 440 | × | × | × |
| 学校給食センター | R5 | 2,063 | ○ | ○ | ○ |

※調理食数は令和7年(2025)5月1日現在の児童生徒数・教職員数の合計としている。

※ドライシステムを導入していない学校はドライ運用（ドライシステムと同様に調理場を床を乾かした状態で使用）を行っている。

※作業区域区分は、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」「その他の区域」に部屋単位で区分しているものを○としている。

※3槽シンクは、「加熱調理用食品」「非加熱調理用食品」「器具洗浄」に用いるシンクを別々に設置しているものを○としている。

(3) 小学校プール施設

① 小学校の水泳授業

小学校の水泳授業については、これまで小学校敷地内のプール施設において実施してきましたが、屋外施設のため天候や気温に左右され授業時間数の確保が困難であったほか、清掃や維持管理が教職員の負担となっていました。

そのため、2年間の試行を経て、令和6年度(2024)から民間の屋内プール施設を活用して水泳授業を実施しています。

② 施設

小学校のプール施設10面のうち、建築後40年以上経過しているプール施設は9面で90%を占めており、50年以上経過しているプール施設は6面となっています。

今後、小学校のプール施設は廃止されるため、その跡地の活用方策を検討していく必要があります。

表 2-10 小学校プール施設の状況

| 学校名 | 建物名 | 構造 | 建築年度 | 築年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|---------|----------|----|------|-----|-----------------------|------|
| 大住小学校 | プール及び附属室 | S | S42 | 58 | 21 | 廃止予定 |
| 田辺小学校 | プール及び附属室 | S | S40 | 60 | 21 | 廃止予定 |
| 草内小学校 | プール及び附属室 | S | S43 | 57 | 21 | 廃止予定 |
| 三山木小学校 | プール及び附属室 | RC | S40 | 60 | 21 | 廃止予定 |
| | プール及び附属室 | RC | H28 | 9 | 141 | 廃止予定 |
| 普賢寺小学校 | プール及び附属室 | S | S41 | 59 | 21 | 廃止予定 |
| 田辺東小学校 | プール及び附属室 | RC | S50 | 50 | 32 | 廃止予定 |
| 松井ヶ丘小学校 | プール及び附属室 | RC | S54 | 46 | 80 | 廃止予定 |
| 薪小学校 | プール及び附属室 | RC | S54 | 46 | 74 | 廃止予定 |
| 桃園小学校 | プール及び附属室 | RC | S58 | 42 | 74 | 廃止予定 |

※延床面積は附属室の面積

第3章 プランの基本方針

3-1 学校規模・学校配置の適正化に係る基本方針

市立小中学校では、現在、学校間の児童生徒数に偏在が生じていますが、少子化の進展によって、将来的には全ての小中学校で児童生徒数が減少することが見込まれています。

小規模化が更に進む学校がある一方で、児童生徒数が減少しても適正規模を維持できる学校もあり、教育環境の学校差が極端に大きくなる恐れがあります。

そのため、児童生徒の良好な教育環境を可能な限り確保することができる望ましい学校規模、望ましい学校配置の基本的な考え方を示します。

(1) 望ましい学校規模

学校教育法施行規則では、小中学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下が標準とされていますが、京田辺市では、下記の視点を踏まえ「12 学級以上 24 学級以下」を望ましい学校規模（適正規模）の基準とします。

ただし、当該基準を一律に適用するのではなく、歴史的に地域コミュニティの核となってきた学校や小規模校として特色ある教育活動の実績を積み重ねてきた学校については適用しないものとしします。

また、児童生徒数が増加する学校と減少する学校が混在する前期計画においては、小学校は「6 学級以上 30 学級以下」、中学校は「9 学級以上 30 学級以下」まで許容するものとしします。

【望ましい学校規模の視点】

- ・多様な出会いができ、交友関係を広げられる環境とするため、クラス替えができること。
- ・バランスのとれた学年を編制でき、また同学年に複数の教員を配置できること。
- ・活気があり、学校が一体となって行事等を円滑に行うことができること。

表 3-1 学校規模の基準

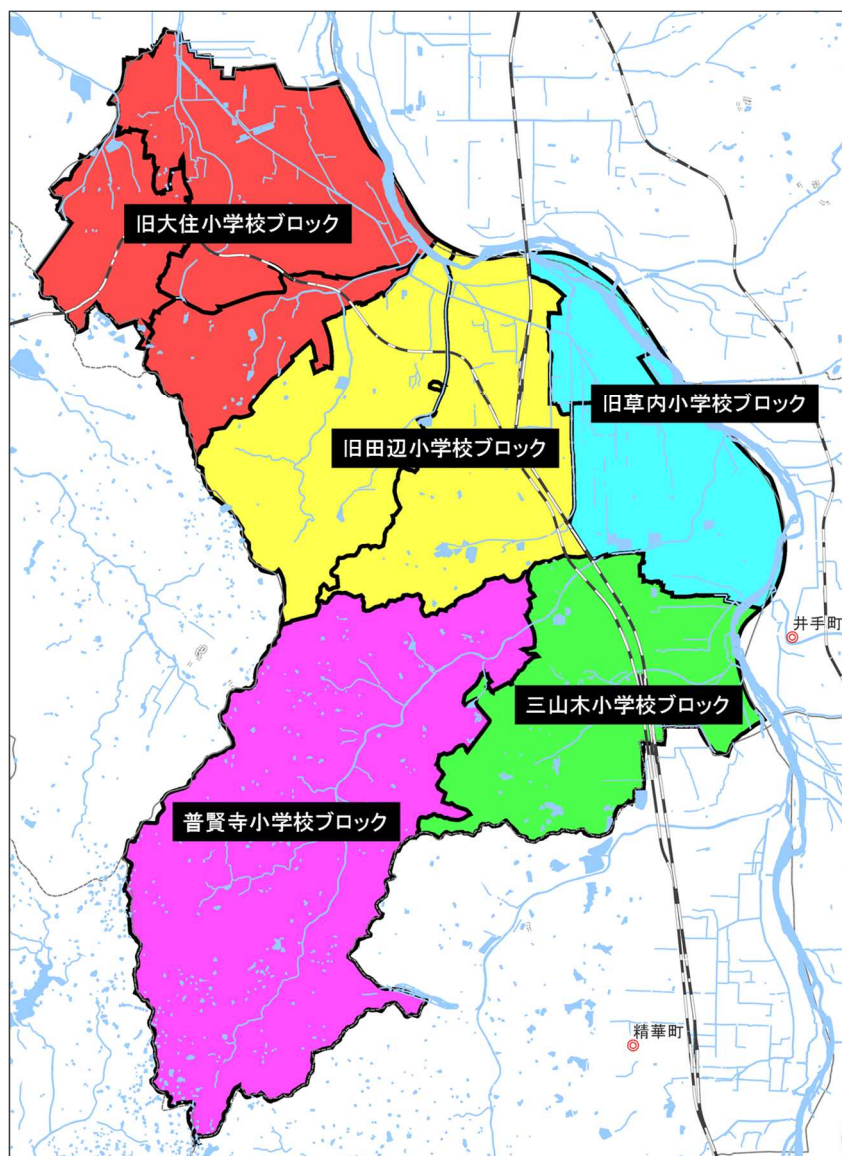
| 区分 | 基準 | 前期計画で許容する範囲 |
|-----|--------------|-------------|
| 小学校 | 1校あたり12～24学級 | 1校あたり6～30学級 |
| 中学校 | 1校あたり12～24学級 | 1校あたり9～30学級 |

(2) 望ましい学校配置

① 学校配置の検討区分

学校の配置については、京田辺市全域の児童生徒数だけに着目して単に数合わせで行うのではなく、地域とのつながりや歴史的経緯に十分に配慮したものとしなければなりません。

そのため、現在の市立小中学校の源流となった「5小1中」をベースに、小学校は旧大住小学校、旧田辺小学校、旧草内小学校、三山木小学校及び普賢寺小学校を単位とする5つのブロックごとに、中学校は京田辺市全域を校区としていた旧田辺中学校を単位とする1ブロックで検討し、対策を講じるものとします。



※中学校の検討ブロック＝旧田辺中学校ブロックは京田辺市全域（奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く。）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものです。（承認番号 平 19 総複、第 460 号）

図 3-1 小学校の検討ブロック

② 通学距離及び時間

学校の配置を検討するにあたっては、通学距離や時間にも十分に配慮して、児童生徒の通学に過度な負担が生じることを避けなければなりません。

そのため、小中学校の望ましい通学距離は、現状に合致し、国が適正な通学距離としている小学校 4 km、中学校 6 km以内とします。

また、望ましい通学時間は、児童生徒の心身への影響及び家庭生活での時間を考慮して 1 時間以内とします。

なお、通学距離が 3 km程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行うとともに、校区の見直しや統廃合により徒歩による通学時間が 1 時間²を超えるような場合は、通学費の補助やスクールバスの導入等の通学支援を行うものとします。

表 3-2 通学距離及び時間の基準

| 区分 | 基準 | | 備考 |
|-----|-------|-------|---|
| | 通学距離 | 通学時間 | |
| 小学校 | 4km以内 | 1時間以内 | 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援 |
| 中学校 | 6km以内 | 1時間以内 | 通学距離3km程度の地域は自転車通学 徒歩通学時間が1時間を超える場合は通学支援 |

² 小学生の歩行速度は 3 km/時間、中学生の歩行速度は 4 km/時間を基準とする。

(3) 各ブロックについて

① 旧大住小学校ブロック

大住小学校、松井ヶ丘小学校及び桃園小学校の3校が配置されている旧大住小学校ブロックは、農業集落と計画的に整備された住宅地が共生するとともに、市の活性化に資する工業地を備えた地域生活圏エリアです。

京阪東ローズタウンなどの住宅開発が現在も継続する一方、松井ヶ丘、花住坂、大住ヶ丘地区は開発から時間が経過し、少子化・高齢化が進行しています。

令和7年度(2025)現在、大住小学校が小規模校となっています。

3小学校の児童数は、現在の1,213人から10年後の令和17年度(2035)は1,224人と横ばいで、松井ヶ丘小学校は増加が見込まれます。

しかしながら、20年後の令和27年度(2045)には3小学校全てで児童数が大幅に減少し、児童数の動向によっては桃園小学校も適正規模を下回る可能性があります。

表 3-3 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R7 (2025) | R17 (2035) | R27 (2045) |
|---------|------|--------------|---------------|---------------|
| 大住小学校 | 児童数 | 213 | 159 | 99 |
| | 学級数 | 9 | 6 | 6 |
| 松井ヶ丘小学校 | 児童数 | 589 | 680 | 409 |
| | 学級数 | 19 | 22 | 13 |
| 桃園小学校 | 児童数 | 411 | 385 | 256 |
| | 学級数 | 15 | 14 | 12 |
| 合計 | 児童数 | 1,213 | 1,224 | 764 |
| | 学級数 | 43 | 42 | 31 |

② 旧田辺小学校ブロック

田辺小学校と、同校から分離した薪小学校の2校が配置されている旧田辺小学校ブロックは、大規模商業施設や金融機関、総合病院といった市民生活の中心となる都市機能が集中するほか、市役所や図書館など公共施設が集積するエリアです。

近年は子育て世帯を中心に人口が増加しており、現在進められている田辺中央北地区の土地区画整理事業等により、更なる増加が予想されています。

令和7年度(2025)現在、田辺小学校、薪小学校はともに適正規模となっています。

2小学校の児童数は、現在の1,232人から10年後の令和17年度(2035)は1,203人と微減に止まりますが、薪小学校は児童数が150人以上減少する一方、田辺小学校は逆に100人以上増加して教室不足の発生が予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には、田辺小学校は概ね横ばい、薪小学校は児童数が半減するものの、適正規模は維持される見通しです。

表 3-4 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R7 (2025) | R17 (2035) | R27 (2045) |
|-------|------|--------------|---------------|---------------|
| 田辺小学校 | 児童数 | 637 | 760 | 643 |
| | 学級数 | 20 | 24 | 21 |
| 薪小学校 | 児童数 | 595 | 443 | 302 |
| | 学級数 | 19 | 15 | 12 |
| 合計 | 児童数 | 1,232 | 1,203 | 945 |
| | 学級数 | 39 | 39 | 33 |

③ 旧草内小学校ブロック

草内小学校と、同校から分離した田辺東小学校の 2 校が配置されている旧草内小学校ブロックは、木津川沿いの豊かな農地を生かしたお茶栽培等が盛んなエリアです。

府営住宅や興戸駅東側地区では人口が減少傾向にあり、高齢化も進行しています。

令和 7 年度(2025)現在、田辺東小学校が小規模校となっています。

2 小学校の児童数は、現在の 449 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 347 人と約 20%減少するものの、草内小学校は適正規模、田辺東小学校は各学年単学級のまま推移することが予想されています。

しかしながら、20 年後の令和 27 年度(2045)には、草内小学校も適正規模を下回り、田辺東小学校では複式学級³が発生する見通しです。

表 3-5 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R7 (2025) | R17 (2035) | R27 (2045) |
|--------|------|--------------|---------------|---------------|
| 草内小学校 | 児童数 | 305 | 278 | 228 |
| | 学級数 | 12 | 12 | 10 |
| 田辺東小学校 | 児童数 | 144 | 69 | 44 |
| | 学級数 | 6 | 6 | 4 |
| 合計 | 児童数 | 449 | 347 | 272 |
| | 学級数 | 18 | 18 | 14 |

³ 2 学年の児童生徒で編制する学級。京都府の場合、1 学級の児童生徒数が小学校は 12 人（1 年生は 5 人）、中学校は 8 人を下回る場合に編制される。

④ 三山木小学校ブロック

三山木小学校が配置されている三山木小学校ブロックは、関西文化学術研究都市の北部に位置するエリアです。

近鉄三山木・JR三山木駅周辺での土地区画整理事業及び同志社山手における住宅開発によって子育て世代を中心に人口が増加しています。

令和7年度(2025)現在、同校は過大規模校となっています。

児童数の増加に対応するため令和元年度(2019)と令和4年度(2022)に仮設校舎を整備したほか、令和5年度(2023)には近隣に第2グラウンドを整備しました。

児童数は、現在の1,123人から10年後の令和17年度(2035)は1,075人と微減に止まり、過大規模校のまま推移することが予想されています。

20年後の令和27年度(2045)には756人まで減少し、適正規模となる見通しですが、児童数の動向によっては、なお大規模校に止まる可能性があります。

表 3-6 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R7 (2025) | R17 (2035) | R27 (2045) |
|--------|------|--------------|---------------|---------------|
| 三山木小学校 | 児童数 | 1,123 | 1,075 | 756 |
| | 学級数 | 35 | 34 | 24 |

⑤ 普賢寺小学校ブロック

普賢寺小学校が配置されている普賢寺小学校ブロックは、山間部を中心とした自然豊かなエリアで、人口は減少傾向にあり、高齢化が進行しています。

令和 7 年度(2025)現在、同校は各学年単学級の小規模校となっています。

校区内に在住する児童は少なくなっていますが、平成 19 年(2007)に導入した小規模特認校制度⁴により校区外からも児童を受け入れ、令和 3 年(2021)には約 20 年ぶりに児童数が 100 人台を回復しました。

また、普賢寺小学校は小規模校の良さを生かした特色ある教育活動を展開するとともに、本市唯一のコミュニティ・スクール⁵として、地域住民が積極的に学校運営に参画するなど地域コミュニティの核となっています。

児童数は、現在の 102 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 78 人、20 年後の令和 27 年度(2045)には 52 人と半減するものの、複式学級の発生には至らず、各学年単学級のまま推移することが予想されています。

表 3-7 児童数の現状と将来推計 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R7 (2025) | R17 (2035) | R27 (2045) |
|--------|------|--------------|---------------|---------------|
| 普賢寺小学校 | 児童数 | 102 | 78 | 52 |
| | 学級数 | 6 | 6 | 6 |

⑥ 旧田辺中学校ブロック

田辺中学校と、同校から分離した大住中学校、培良中学校の 3 校が配置されている旧田辺中学校ブロックは、奈良県生駒市に教育事務を委託している打田区及び高船区を除く京田辺市全域がエリアです。

令和 7 年度(2025)現在、田辺中学校が大規模校、培良中学校が小規模校となっています。

培良中学校については、令和 6 年度から学校選択制度⁶を導入し、校区外の生徒も受け入れています。

3 中学校の生徒数は、現在の 1,929 人から 10 年後の令和 17 年度(2035)は 1,827 人と小幅に減少しますが、田辺中学校は生徒数の増加により教室不足の発生と過大規模校となることが予想されています。

⁴ 小規模校の良さを生かした学校運営を行う学校に対し、市内全域からの就学を認めるもの。

⁵ 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくため、地域住民等が参画する「学校運営協議会」を設置している学校。

⁶ 保護者及び児童生徒の主体的な判断に基づいて学校を選択する制度の総称。培良中学校については、従来の通学区域は残したまま、市内全域（一部地域を除く）から就学を認めている。

20年後の令和27年度(2045)には3中学校とも生徒数が減少しますが、大住中学校は40%以上の減少となる見通しで、生徒数の動向によっては適正規模を下回る可能性があります。

表 3-8 生徒数の現状と将来推計 (人、学級)

| 学校名 | 生徒数等 | R7 (2025) | R17 (2035) | R27 (2045) |
|-------|------|--------------|---------------|---------------|
| 田辺中学校 | 生徒数 | 989 | 1,009 | 705 |
| | 学級数 | 26 | 30 | 21 |
| 大住中学校 | 生徒数 | 646 | 562 | 388 |
| | 学級数 | 17 | 17 | 12 |
| 培良中学校 | 生徒数 | 294 | 256 | 212 |
| | 学級数 | 9 | 9 | 6 |
| 合計 | 生徒数 | 1,929 | 1,827 | 1,305 |
| | 学級数 | 52 | 56 | 39 |

※令和8年度(2026)から3年間で段階的に35人学級に移行するものとして学級数を算出。

(4) 適正化の考え方

学校規模・学校配置の適正化を具体的に実施する時期について、各ブロックにおける児童生徒数の今後の推移を見ると、少なくとも前期計画の計画期間である令和17年度(2035)まで大きな変化は見込まれていません。

そのため、前期計画では、現在の市立9小学校・3中学校体制を維持することを前提として適正化に取り組めます。

なお、後期計画においては、改めて児童生徒数の推移を精査した上で、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置といった小中一貫教育とあわせ、必要に応じて統廃合を含めた適正化の検討を行うものとします。

3-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本方針

1人1台端末の導入など学校のICT化が進展する中、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の更なる充実、多様な学びや交流できる機会を創出する学校づくりが求められています。

また、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるだけでなく、地域住民にとっても生涯学習、文化、スポーツ等の活動の場として親しまれるとともに、災害が発生した際には避難所としての役割を果たすことから、今後も地域と連携した学校づくりに取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る基本的な考え方を示します。

なお、個々の学校の条件や既存校舎の構造上、改築時以外に実現が難しい内容もありますが、京田辺市の未来を担う子ども達の「生きる力」を育む柔軟で創造的な学習環境の実現に努めていきます。

(1) 学校施設の目指すべき姿

① 多様な学びができる柔軟性のある学校施設

多様な学びのスタイルの中から児童生徒が自分に合った学び方を柔軟に選択できる学校施設を目指します。

- ・タブレット端末が1人1台整備されたことで場所を問わず学習できる環境が整いつつある一方で、知識の概念的理解や思考力、判断力、表現力等を育むためには、他者との対話を通じた学びが有効であることから、ICTを活用しながら、対話が生まれやすい学習環境を整備します。
- ・多様な学び方に対応できるよう、学校で工夫できるオープンスペースやラーニング・コモンズ等を整備します。
- ・普通教室についても、学習空間の柔軟性を高めるためのレイアウトや設備の見直しを行います。

② ゆとりのある学校施設

誰もが行きたくなくなるような、わくわく感があるだけでなく、ゆったりとした余裕のある空間、自然に触れながら交流できる場所がある、居心地の良い学校施設を目指します。

- ・心が落ち着ける空間を学校内の複数箇所を整備します。
- ・友達と安心して過ごせる場や自分のペースで学べる個別の学習スペースを整備します。

③ 地域とともにある学校施設

地域と連携し、学びや関係性を深める拠点となる学校施設を目指します。

- ・教員以外の人材の活用ができるよう地域住民との関係を深める活動場所を整備します。

- ・児童生徒の学習と生活の場としての基本的な機能を維持しながら、体育館等の地域開放を進めます。
- ・学校は指定避難所としての役割を担っていることから、災害時にも児童生徒の学びを継続できるよう校内施設の運用方法を検討します。

④ 安全で安心な計画的にメンテナンスされている学校施設

計画的に設備の更新等を行い、安全で安心な過ごしやすい学校施設を目指します。

- ・児童生徒の安全確保と生活環境の向上に向けて、空調設備の計画的な更新、照明設備のLED化、トイレ環境の改善、防犯設備の充実を進めます。
- ・障がいの有無や年齢等の個々の持つ特徴・特性にかかわらず、全ての児童生徒が快適に学習や生活を営むことができ、地域の人々も利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- ・地震等の災害に備え躯体の耐震性を維持するとともに、民間の活力を活用し、学校施設の効率的な維持管理と施設の安全性の向上を図ります。

(2) 教室等の整備水準

① 普通教室

- ・机上でタブレット端末や教材・教具を同時に使用できるよう、小学校でも新 JIS 規格（幅 650 mm×奥行 450 mm）の机や天板を拡張する製品等を導入
- ・35 人学級と新 JIS 規格の机等の使用を想定し、教室面積の拡充と廊下との一体的な活用
- ・教室空間を有効に使用するため、ロッカーなどの大型備品の教室外への移設、レイアウトや設備の見直し
- ・黒板のホワイトボード化
- ・教室又はその周辺に児童生徒が落ち着くためのスペースを整備
- ・特別支援学級、通級指導の普通教室には、リラックスできる個別スペースや防音設備、バリアフリーなど児童生徒の特性に応じた環境を整備

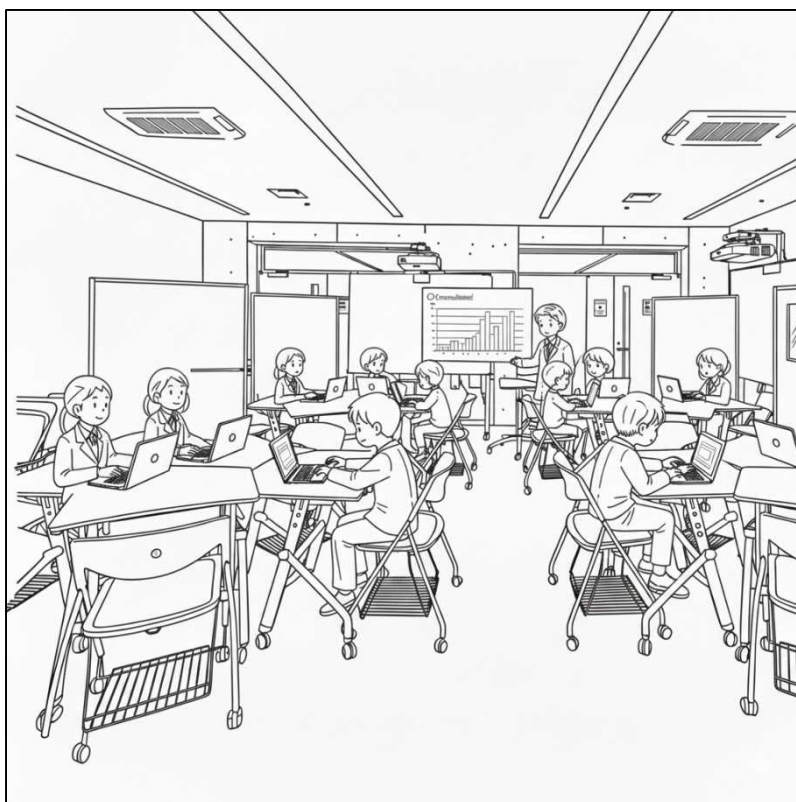
② 特別教室

- ・小学校では、理科教室、音楽教室、家庭教室、図画工作教室及び図書室を専用教室として準備室を含め確保
- ・中学校では、理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、進路資料・指導室及び図書室を専用教室として準備室を含め確保

③ ラーニング・コモンズ⁷

- ・ 1人1台端末やハイスペック PC の使用を前提とした新しい形態のコンピューター教室として、教科を横断する創作的・探究的な学び等が実現できる「マルチ・ラーニングルーム」を中学校に整備
- ・ 小中学校の図書室に情報交換ができるスペースを確保し、学習・情報センターとしての機能を付加

【マルチ・ラーニングルーム イメージ図】



- 1人1台端末環境下で、タブレット端末だけでは実現困難な学習活動を展開する新しい形態のコンピューター教室
- 高性能 PC や最新の電子機器により、問題解決型学習や STEAM 教育を推進し、生徒の情報活用能力の向上を実現
- 技術家庭科だけでなく、美術科、総合学習、特別活動などでも利用

④ 職員室・会議室

- ・ 十分な執務スペースを有する職員室の確保
- ・ 休憩や打合せ等ができるスペースを職員室又はその周辺に整備
- ・ ICT が活用できる会議室の整備

⁷ 児童生徒が集まって、電子情報・印刷物を含めた情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、児童生徒の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。

⑤ 子どもの居場所となる空間

- ・ 児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の居場所として、校内教育支援センターの設置
- ・ 児童生徒が悩みを相談できる部屋や医療的ケアの実施に配慮されたスペースの整備
- ・ 自習スペースを中学校に整備
- ・ 児童生徒が気軽に立ち寄ることができるデン空間や自然を感じることができる交流の場の整備

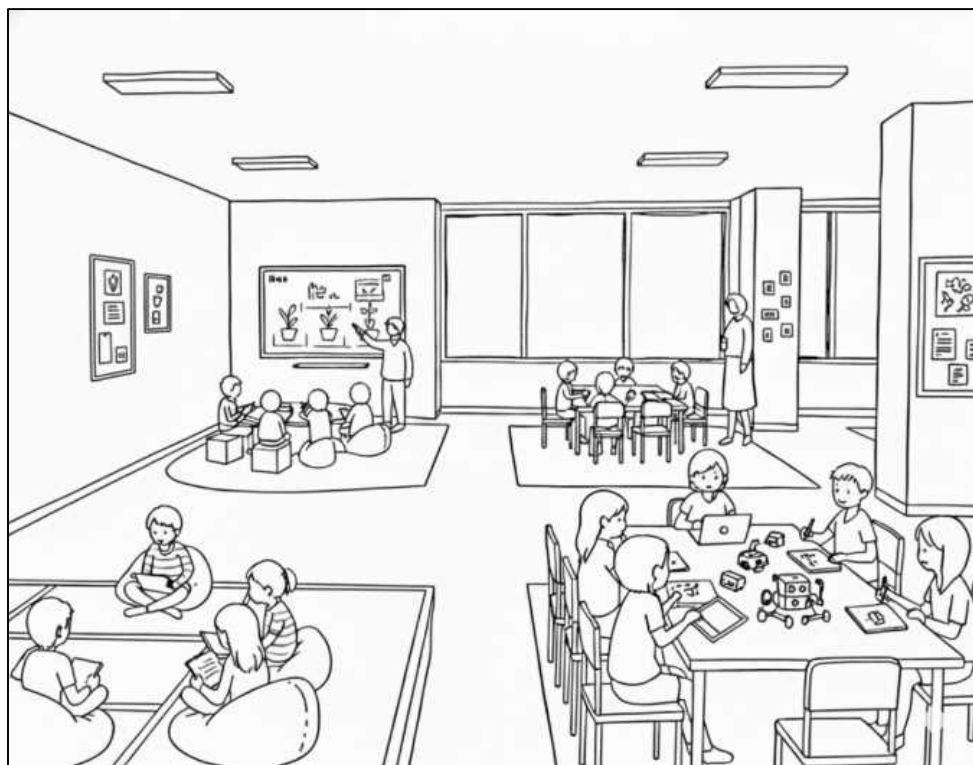
⑥ 地域の活動空間

- ・ 地域と学校をつなぎ、児童生徒が多世代と交流できるコミュニティ・スクールの活動拠点の整備

⑦ オープンスペース

- ・ グループワークなどの協働的な学びができる多目的で開放的な共有空間として「コモンルーム」を整備

【コモンルーム イメージ図】



- グループワークや個別学習だけでなく、教職員のミーティングスペース、子どもの居場所、地域の活動拠点などとしても利用できる多目的な空間
- 可動式パーティションで仕切ることが可能な柔軟な空間設計
- 利用者が安心して過ごせる環境となるよう畳やソファなどを配置

⑧ その他

- ・ 児童生徒のプライバシーを確保する更衣室の整備
- ・ 学校行事等でも使用する体育館の機能を向上させるため、大型モニターや ICT 機器を整備
- ・ グラウンドの利用環境の向上を図るため、人工芝等を導入

3-3 学校付属施設のあり方に係る基本方針

(1) 小学校給食施設

学校給食の提供方式は、学校敷地内の給食施設（調理場）で給食を調理・提供する「自校調理方式」、調理場を有する学校で調理した給食を他の学校へ配送する「親子調理方式」、複数の学校の給食を学校給食センターで調理して各校へ配送する「共同調理場方式」の3方式が一般的です。

中学校給食は、令和6年(2024)に学校給食センターが開所し、共同調理場方式で実施していることから、給食施設の老朽化等が課題となっている小学校給食の提供方式について比較・検討を行いました。

① 自校調理方式の検討

ア) 施設面積

小学校の給食施設について、学校給食衛生管理基準に基づき自校調理方式で更新する場合、最大で約3.5倍の床面積が必要です（ドライシステム化されている三山木小学校を除く）。

表 3-9 自校調理方式の必要面積

| 学校名 | 計画食数(食) | 必要床面積(m ²) | 参考 | |
|---------|---------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | 現況面積(m ²) | 不足面積(m ²) |
| 大住小学校 | 250 | 301 | 156 | 145 |
| 田辺小学校 | 700 | 509 | 164 | 345 |
| 草内小学校 | 350 | 347 | 131 | 216 |
| 普賢寺小学校 | 150 | 254 | 137 | 117 |
| 田辺東小学校 | 150 | 254 | 144 | 110 |
| 松井ヶ丘小学校 | 800 | 556 | 161 | 395 |
| 薪小学校 | 600 | 463 | 150 | 313 |
| 桃園小学校 | 500 | 417 | 151 | 266 |

※計画食数は、令和18年(2036)までに見込まれる最大必要食数から算出している。

※必要床面積は「改訂 学校給食施設計画の手引き（美味しい学校給食施設研究委員会）」から算出している。

イ) 対応可能性評価

給食施設の更新整備にあたっては、学校内での敷地の確保や校舎への接続、学校運営への支障の回避が求められますが、田辺小学校、草内小学校、普賢寺小学校、薪小学校、桃園小学校の5校は敷地形状、校舎配置状況、車両動線に課題があるほか、学校活動の安全確保への影響が大きく、更新整備は物理的に困難です。

表 3-10 自校調理方式の対応可能性評価

| 学校名 | 評価項目 | | 判定 | 備考 |
|---------|-------|-----|----|----------|
| | 敷地・動線 | その他 | | |
| 大住小学校 | ○ | ○ | ○ | プール撤去が必要 |
| 田辺小学校 | ○ | × | × | |
| 草内小学校 | × | ○ | × | |
| 普賢寺小学校 | × | ○ | × | |
| 田辺東小学校 | ○ | ○ | ○ | |
| 松井ヶ丘小学校 | ○ | ○ | ○ | プール撤去が必要 |
| 薪小学校 | × | ○ | × | |
| 桃園小学校 | ○ | × | × | |

ウ) 検討結果

大住小学校、松井ヶ丘小学校、田辺東小学校の 3 校については給食施設の更新整備が可能と考えられるものの、整備期間中も児童への給食提供を継続しなければならず、学校給食センターで調理した給食の配送を受け入れる仮設配膳室の設置スペースの確保やその他関連附带工事に多額の費用を要します。

② 親子調理方式の検討

ア) 施設面積

給食施設の更新整備が可能で大住小学校、松井ヶ丘小学校、田辺東小学校の 3 校について、親校として給食施設を整備する場合は、更に大きな面積が必要となります。

表 3-11 親子調理方式の必要面積

| 学校名 | 計画食数 (食) | 必要床面積 (㎡) |
|---------|----------|-----------|
| 大住小学校 | 960 | 760 |
| 田辺東小学校 | 1,600 | 1,460 |
| 松井ヶ丘小学校 | 820 | 680 |

イ) 対応可能性評価

給食を他の学校へ配送する親子調理方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、整備できる学校が限定的になるほか、配送トラックの安全な通行のため周辺道路の幅員が 6.5m 以上必要であると考えられるものの、3 校とも課題があります。

表 3-12 親子調理方式の対応可能性評価

| 学校名 | 評価項目 | | | | | | 判定 |
|---------|------|------|----|-------|----|-----|----|
| | 立地条件 | | | 敷地内条件 | | | |
| | 用途地域 | 周辺道路 | 防災 | 敷地 | 動線 | その他 | |
| 大住小学校 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |
| 田辺東小学校 | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | △ |
| 松井ヶ丘小学校 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |

※用途地域は、市街化調整区域の場合を○、許可が必要な市街化区域の場合を△と評価。

※周辺道路は、敷地に接する道路幅員が 6.5m 以上の場合を○、6.5m 未満で拡幅が必要な場合を△と評価。

※防災は、災害危険区域その他の危険な区域内に存在しない場合を○、存在する場合を△と評価。

ウ) 検討結果

新たな給食施設の整備敷地が確保できる 3 校のうち、松井ヶ丘小学校の敷地は用途区域が住居専用地域であることから、搬入・配送車の車両通行の増加、調理臭気や設備騒音など周辺住宅環境への影響もあり、建築基準法の許可に向けた不確実性が高く、計画的な施設整備を行う見通しは極めて不透明です。

大住小学校は、整備が想定されるプール敷地等への配送用トラックの進入経路と駐車スペース確保が必要となります。

田辺東小学校については、田辺東幼稚園敷地の活用が想定されますが、当該敷地への経路は大型車両の通行が規制されており、施設整備上の課題があります。また、学校校舎に近接した施設整備となることから、工事期間中の騒音や振動だけでなく、給食施設稼働後の臭気や設備騒音など教育活動への影響が懸念されます。

③ 共同調理方式の検討

ア) 施設面積

計画食数を将来の必要給食数をもとに 2,400 食と設定し、令和 6 年(2024)に開所した学校給食センターの実績を踏まえると、共同調理場に必要延床面積は 1,560 m²となります。

表 3-13 共同調理方式の施設面積

| 学校名 | 計画食数（食） | 施設床面積（㎡） |
|--------------|---------|----------|
| 共同調理場 | 2,400 | 1,560 |
| （参考）学校給食センター | 3,000 | 2,192 |

イ) 対応可能性評価

小学校の給食施設を1つの共同調理場（センター）へ集約し、各学校へ配送する共同調理場方式の給食施設は、建築基準法上「工場」扱いとなります。

そのため、工業地域や市街化調整区域等で、かつ、配送トラックの通行のため周辺道路の幅員が6.5m以上ある場所での整備が求められます。

ウ) 検討結果

施設運営の観点では、自校調理方式である小学校給食は調理員73名（62.9食/1名）により業務を行っているものの、共同調理場方式により調理運営を行っている中学校給食は23名（95.7食/1名）で業務を行っており、効率的な調理運営による給食提供が可能です。

今後の少子高齢化の更なる進展による生産年齢人口の減少など社会変化に対応した調理員の安定した人材確保の観点からも、調理運営の省人化を図る施設整備として共同調理場方式は有利と考えられます。

しかしながら、共同調理場方式による給食センターの整備にあたっては、相当の規模を有する用地の確保が不可欠で、市有地以外は取得に係る諸手続きが発生するため、整備完了までに一定の期間を要します。

④ 今後の小学校給食施設整備の方向性

自校調理方式による給食施設の更新整備は、半数を超える小学校において物理的に困難です。

一方、親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備は、搬入・配送車の通行や周辺環境への影響、用地の確保などといった施設整備上の課題を解決するだけでなく、施設規模の設定に影響を及ぼす児童生徒数の推移を慎重に見極める必要があります。

そのため、現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を実施し、今後も安全かつ衛生的に使用できる環境の維持に努めながら、学校給食衛生管理基準への適合と施設保有量の適正化を図るため、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

① アンケート調査結果

令和7年(2025)に学校教育審議会が市立小学校の4～6年生を対象に実施したアンケート調査では、プールの跡地利用について「みんなで遊べる広場」が良いという意見が60%を占めました。

教職員を対象に実施したアンケートでも「広場等の屋外空間」が良いという意見が最も多く、次に「駐車場」が続きました。

② プール跡地活用の基本的な考え方

小学校プール施設撤去後の跡地については、広場（グラウンドの拡張を含む）をはじめ駐車場、多目的校舎の整備用地など学校教育での活用のほか、地域による利用、防災拠点、民間事業者による利活用といった他用途活用も考えられます。

しかしながら、当該跡地は学校敷地内であり、その教育活動が継続していることから、教育環境の充実を基本として、各小学校が抱える課題の解決を最優先に個別に活用方針を定めます。

ただし、特段の課題が認められない場合は、現時点で具体的な用途を定めず、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた保留地とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

また、プール施設の撤去により給食施設の更新整備が可能と考えられる大住小学校及び松井ヶ丘小学校は同施設も選択肢とします。

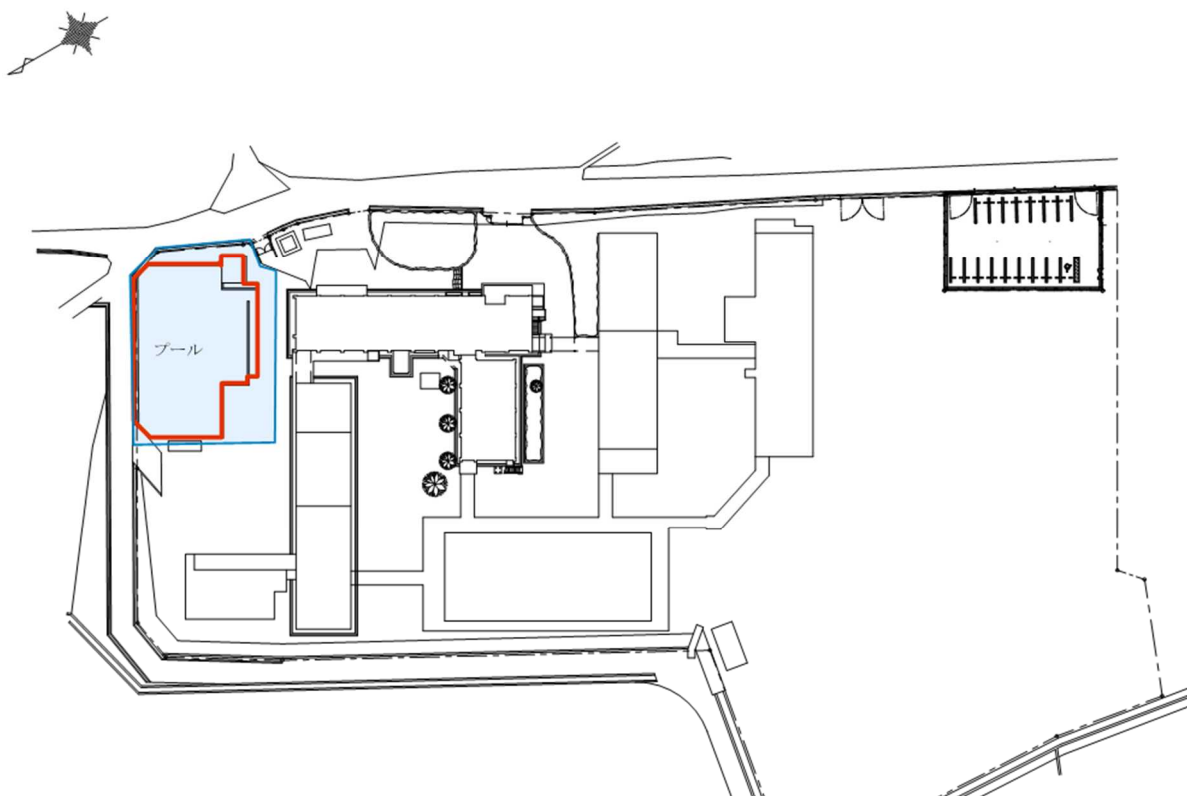
③ 活用方針

ア) 大住小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

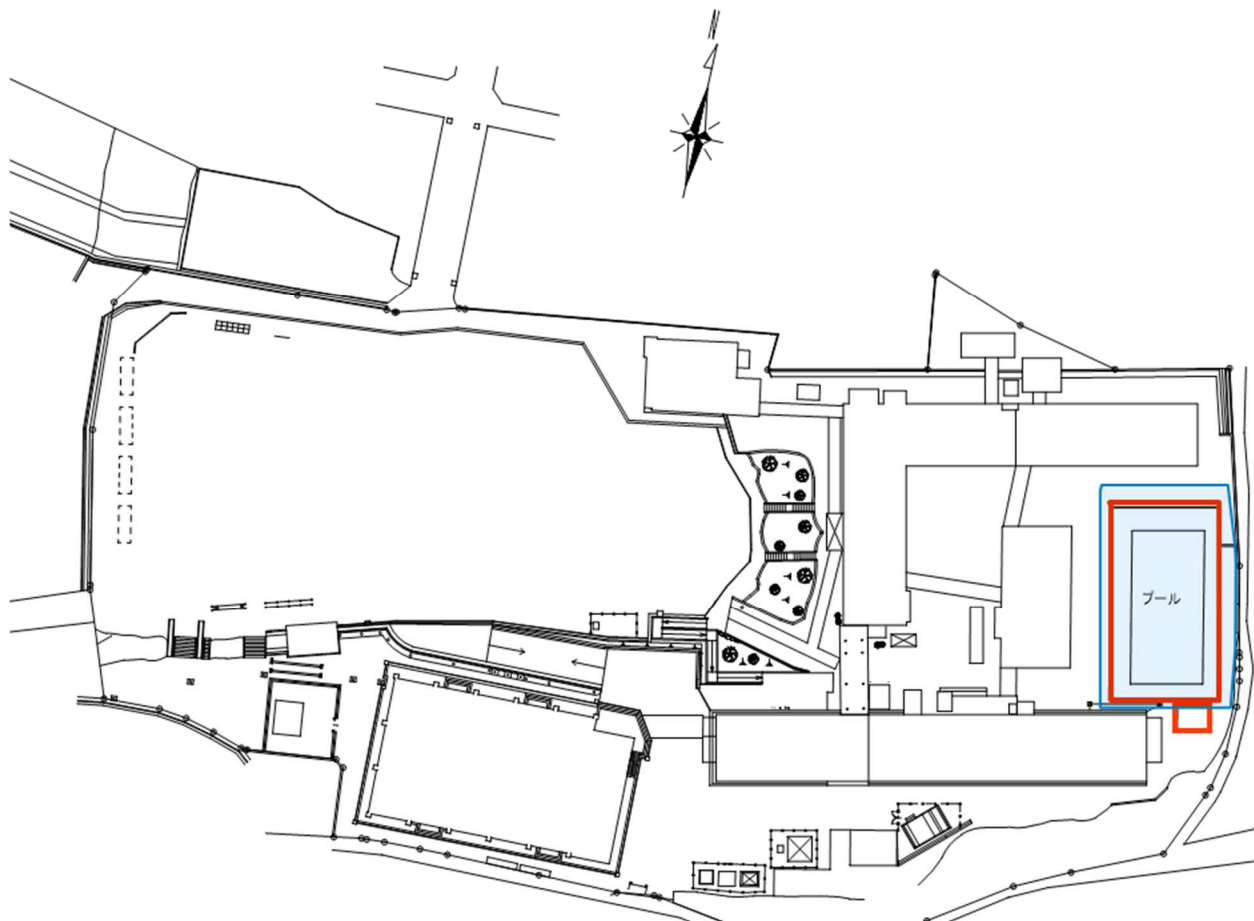
一方で、公共交通機関によるアクセスが困難な立地であるものの、駐車場の整備が不十分であることから、教職員や来客用の「駐車場」として活用します。

なお、プール施設の撤去により給食施設の整備が可能と考えられることから、同施設としての活用も選択肢とします。



イ) 田辺小学校

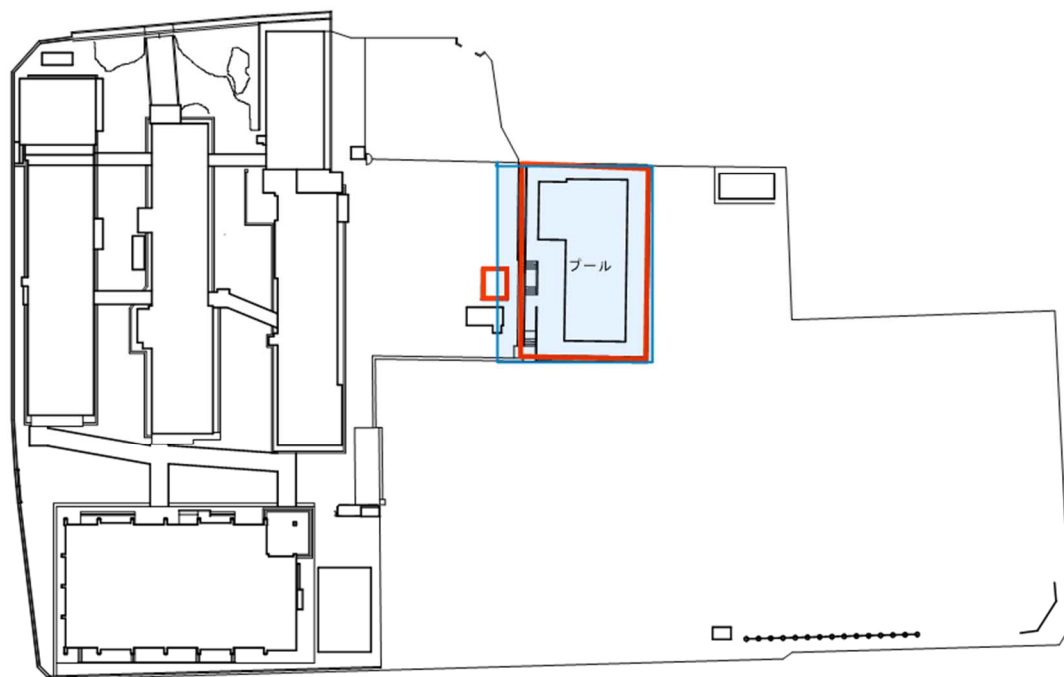
児童数に対してグラウンドの面積は適正水準を確保しているものの、今後の児童数の動向により不足が生じる可能性があることから、第2グラウンドとしても活用できる「広場」として活用します。



ウ) 草内小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

一方で、学校敷地内に設置されている留守家庭児童会専用施設の排水性に課題があり、今後移転を検討する必要があることから、「留守家庭児童会施設」として活用します。



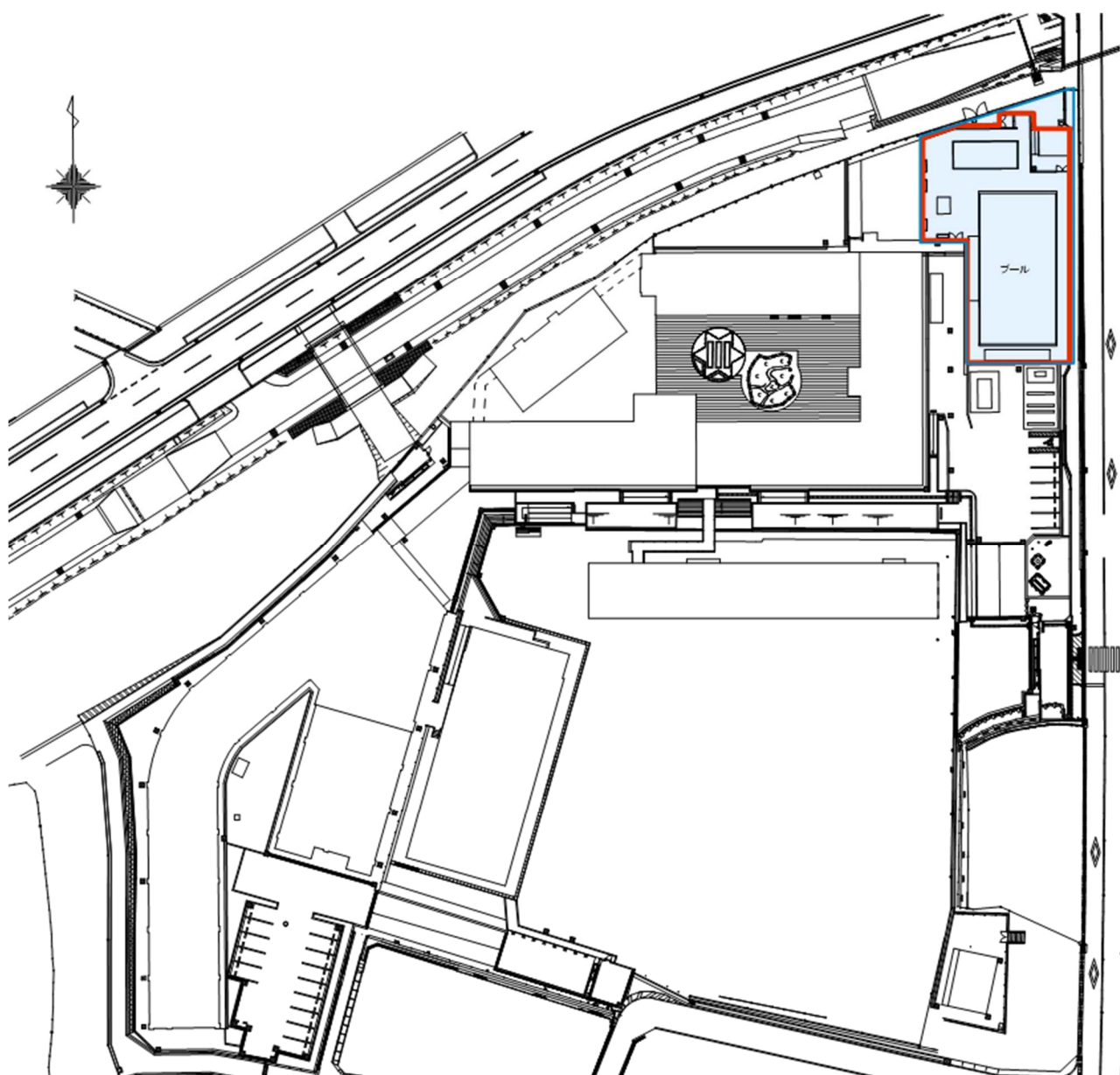
エ) 三山木小学校

児童数に対してグラウンドの面積が不足しており、近隣の土地を借用して第2グラウンドとして使用しています。

また、教室数にも余裕がなく、隣接する留守家庭児童会専用施設の定員も不足しています。

そのため、留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」又は「留守家庭児童会施設」として活用します。

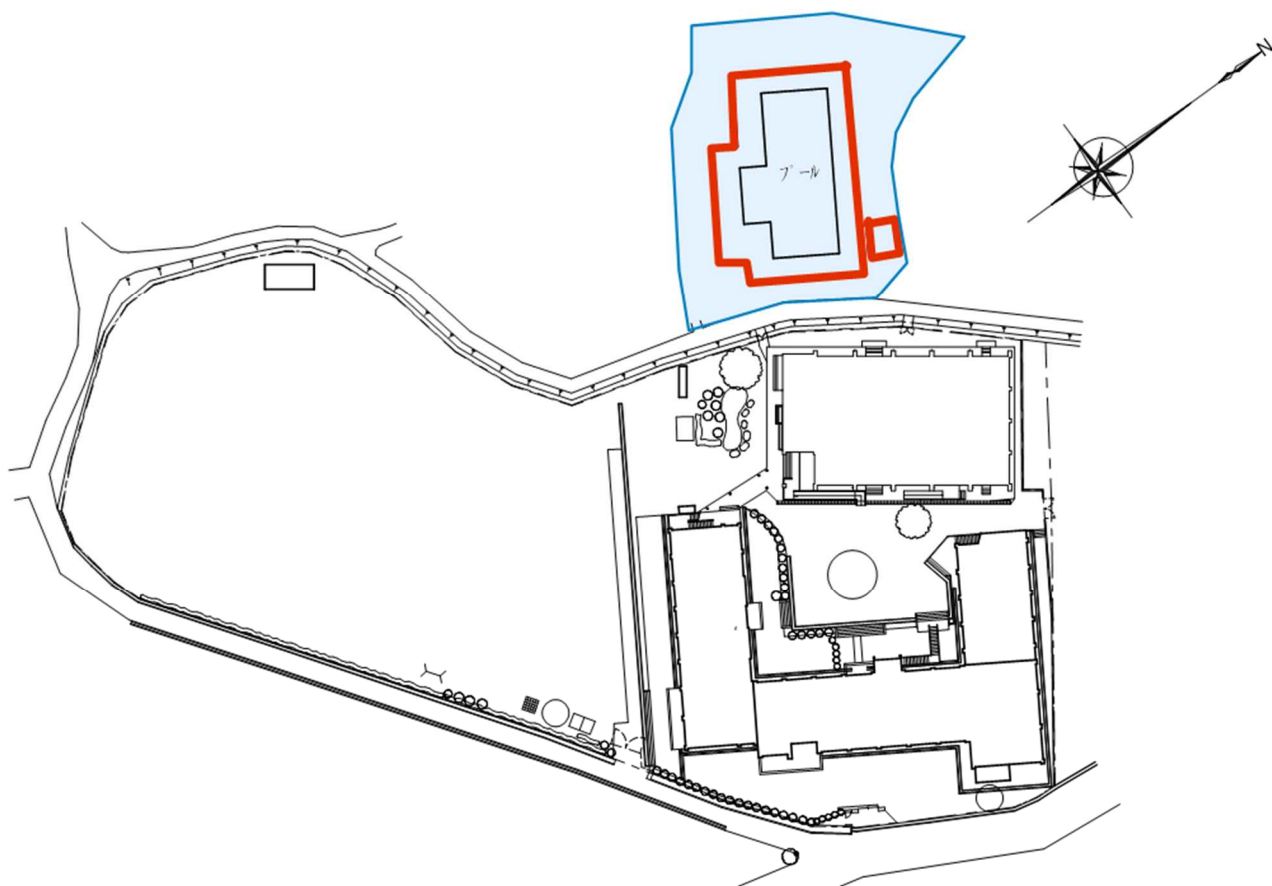
なお、具体の整備内容については、現在買収を進めている学校敷地東側の用地等と一体的に整理・検討を行うものとしします。



オ) 普賢寺小学校

市内で唯一のコミュニティ・スクールであり、地域と連携した教育活動が展開されています。児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があるものの、校舎建築時から各学年単学級の小規模校であり、教室数に余裕がなく、留守家庭児童会も開設されていません。

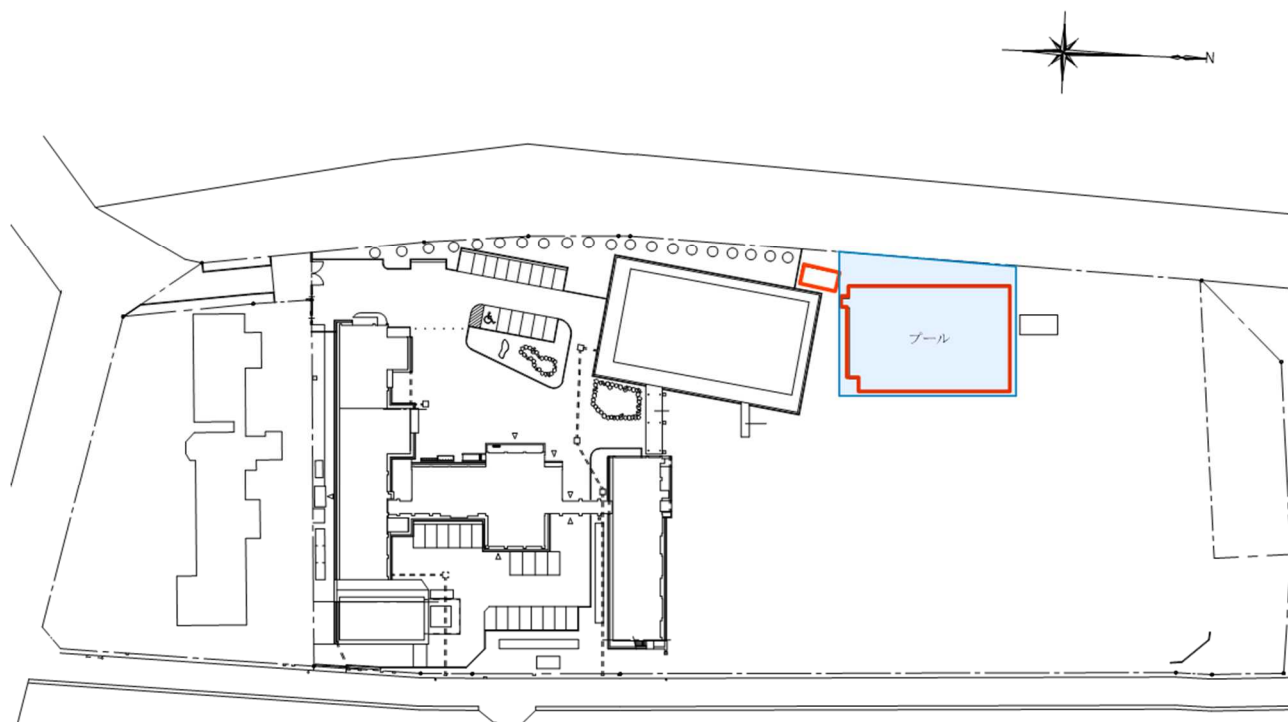
そのため、地域交流の場や留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」として活用します。



カ) 田辺東小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

そのため、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

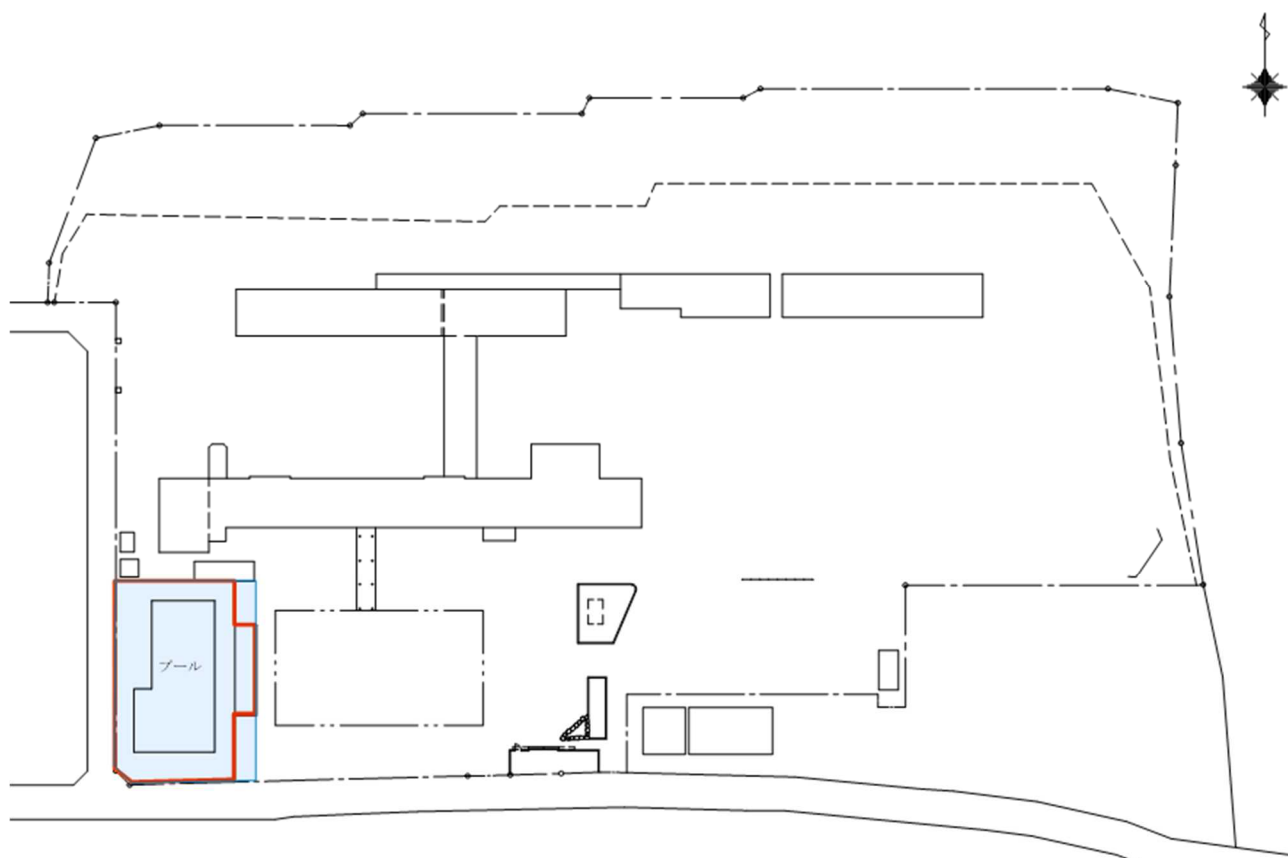


キ) 松井ヶ丘小学校

児童数に対してグラウンドの面積は余裕があり、また、教室数も充足しています。

そのため、将来的な地域や民間による利活用の可能性も視野に入れた「保留地」とし、当面は児童の活動空間等として暫定的に活用します。

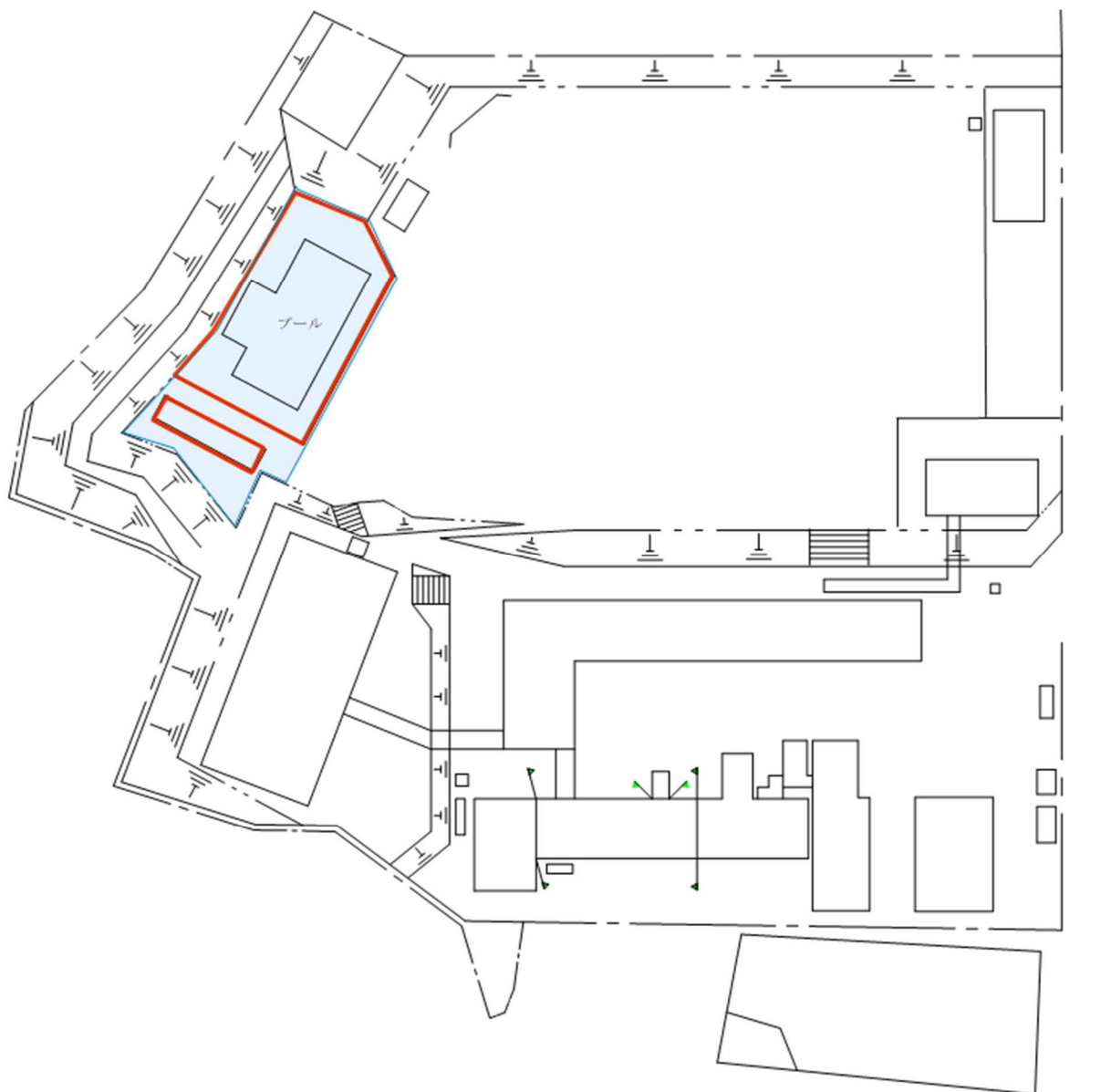
なお、プール施設の撤去により給食施設の整備が可能と考えられることから、同施設としての活用も選択肢とします。



ク) 薪小学校

児童数に対してグラウンドの面積は適正水準を確保しているものの、一部が他用途に転用され、従前に比べて縮小しています。

そのため、「グラウンド」の拡張用地として活用します。

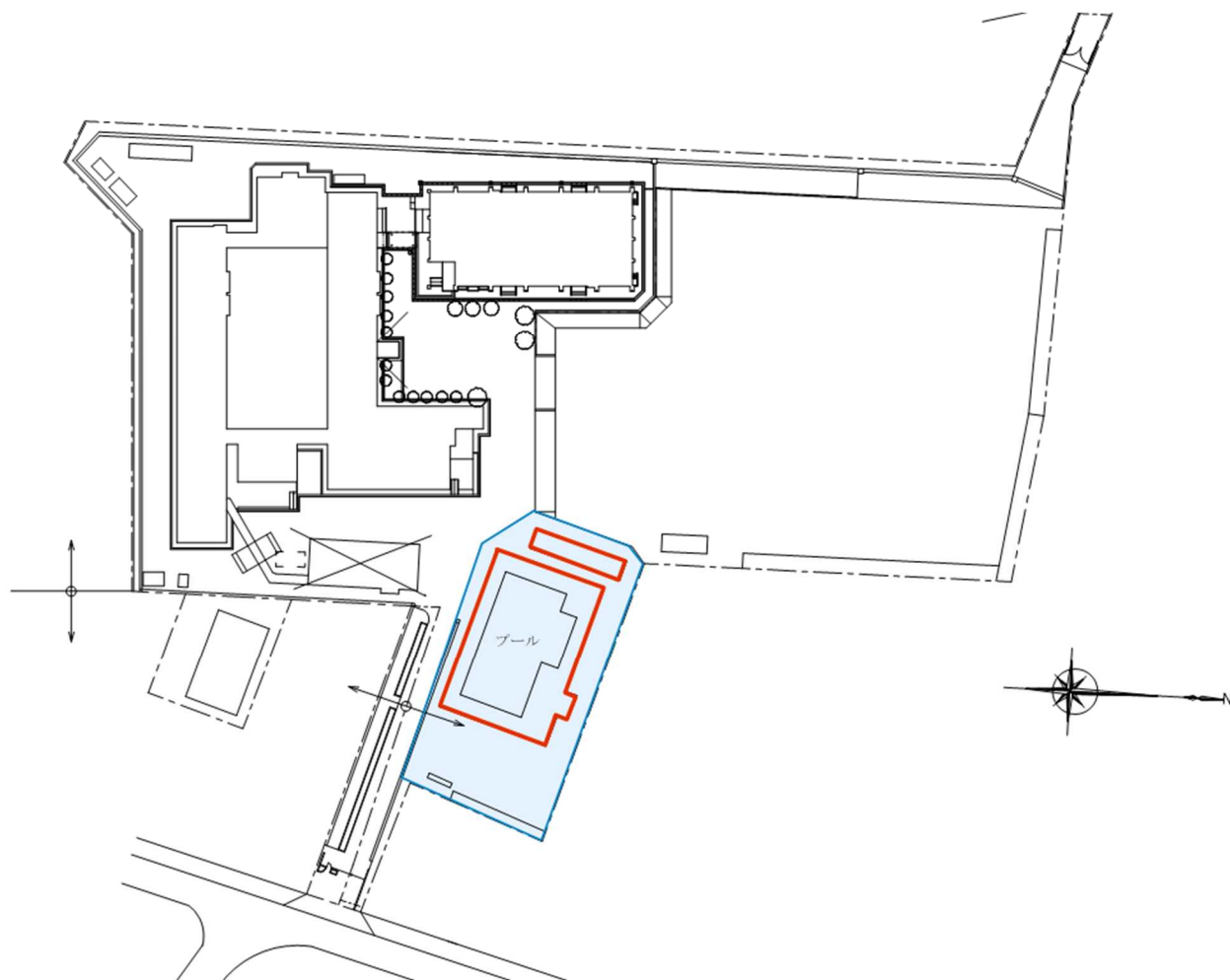


ケ) 桃園小学校

児童数に対してグラウンドの面積は十分余裕があり、また、教室数にも余裕があります。

一方で、隣接地に設置されている留守家庭児童会専用施設が老朽化しているほか、定員が不足しつつあります。

しかしながら、敷地条件から学校施設以外の他用途活用が困難であることから、留守家庭児童会としても利用できる「多目的教室棟」として活用します。



第4章 前期計画

4-1 学校規模・学校配置の適正化に係る計画

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、現在の市立 9 小学校・3 中学校体制の維持を前提に、教室不足の発生回避と過大規模校の解消を目的として、旧田辺小学校ブロック、三山木小学校ブロック及び旧田辺中学校ブロックで学校選択制度の導入及び通学区域（校区）の変更による適正化に取り組みます。

(1) 旧田辺小学校ブロック

① 適正化対策

現在、土地区画整理事業が進められている田辺中央北地区では、令和 10 年度(2028)から戸建て住宅のほか、大規模共同住宅の建築が想定されています。

同地区は田辺小学校区となっていますが、これらの建築に伴って教室不足の発生が予想され、特に共同住宅は入居が一時期に集中し、児童数に与える影響の大きさが懸念されます。

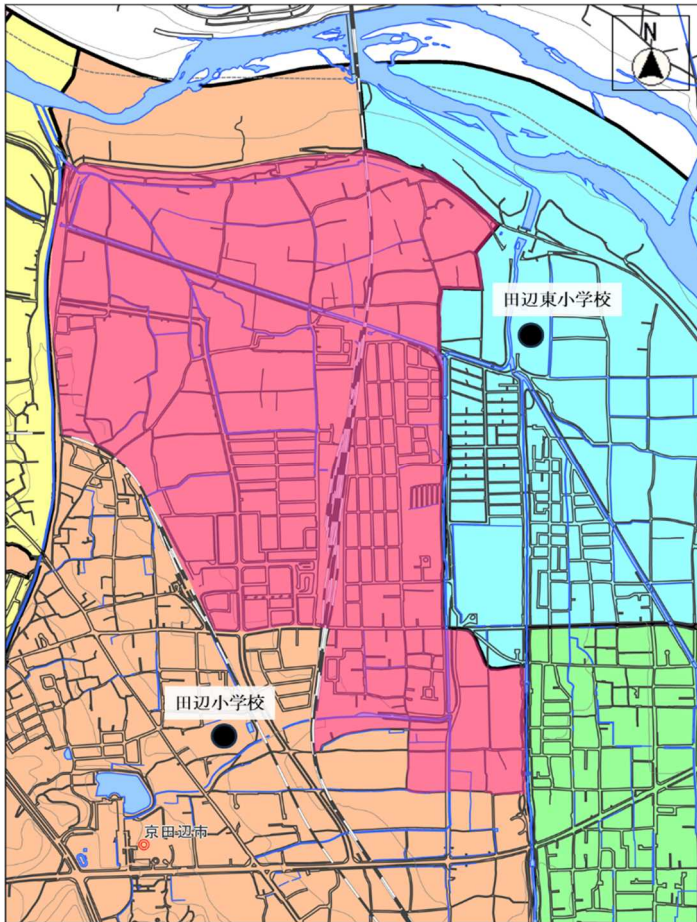
そのため、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅について、校区を変更します。

なお、校区の変更にあたっては、同じブロックで隣接する新小学校への変更が考えられますが、かえって同小で教室不足が発生するため、旧草内小学校ブロックの田辺東小学校へ校区を変更します。

また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域には、田辺小学校又は田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度⁸を導入します。

これらの校区変更等は、歴史的経緯を踏まえて時限的な措置とし、後期計画策定時に見直しを行います。

⁸ 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。



- 小学校の位置
- 田辺小学校区
- 田辺東小学校区
- 田辺小学校区（対象区域）

※今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする。
 ※上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものです。（承認番号 平 19 総複、第 460 号）

図4-1 田辺小学校の校区変更等

② 適正化対策の実施時期

校区の変更及び特定地域選択制度の導入は令和 8 年度(2026)からとします。

③ 学校規模

適正化対策実施後、10 年後の令和 17 年度(2035)における学校規模については、田辺小学校が児童数 631 人 18 学級、薪小学校が児童数 443 人 15 学級と、いずれも適正規模となる見込みです。

また、田辺東小学校も児童数 258 人 12 学級となり、現在の全学年単学級の小規模校から全学年複数学級の適正規模となる見込みです。

表 4-1 児童数の将来推計【適正化後】 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R17 (2035) |
|-------|------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 田辺小学校 | 児童数 | 633 | 611 | 587 | 614 | 591 | 631 |
| | 学級数 | 21 | 21 | 20 | 19 | 18 | 18 |
| 薪小学校 | 児童数 | 590 | 552 | 524 | 497 | 477 | 443 |
| | 学級数 | 19 | 18 | 18 | 17 | 17 | 15 |
| 合計 | 児童数 | 1,223 | 1,163 | 1,111 | 1,111 | 1,068 | 1,074 |
| | 学級数 | 40 | 39 | 38 | 36 | 35 | 33 |

表 4-2 児童数の将来推計【適正化後】 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R17 (2035) |
|--------|------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 田辺東小学校 | 児童数 | 139 | 145 | 147 | 145 | 200 | 252 |
| | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 12 |

④ 通学距離及び時間について

田辺中央北地区及びその周辺地域から田辺東小学校への通学距離は 1.5 km以内で、徒歩による通学時間は 30 分以内となります。

(2) 三山木小学校ブロック

① 適正化対策

児童数は令和 8 年度(2026)をピークに減少へ転じるものの、令和 17 年度(2035)までは過大規模校のまま推移することが予想されています。

対策として、隣接する草内小学校又は普賢寺小学校への校区の変更が考えられますが、三山木小学校を含めたいずれの小学校も地域により設立された歴史を有し、それぞれの地域と密接不可分の関係にあります。

また、児童が集中する同志社山手地区の普賢寺小学校への校区の変更については、例え一部の変更であっても同小で教室不足が発生するだけでなく、現在の小規模特認校としての特色が失われることとなります。

そのため、学校敷地の拡大やプール跡地の活用により教育環境の確保・改善に努めるとともに、大規模状態を緩和するため三山木小学校区に旧草内小学校ブロックの草内小学校・田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入します。

さらに、三山木小学校区内で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、その影響を検討した上で必要に応じて校区変更を行うものとします。

② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入は令和 9 年度(2027)以降とします。

③ 学校規模

10年後の令和 17 年度(2035)における三山木小学校の学校規模については、児童数 1,021 人 30 学級で、過大規模は解消される見込みです。

表 4-3 児童数の将来推計【適正化実施後】 (人、学級)

| 学校名 | 児童数等 | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R17 (2035) |
|--------|------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 三山木小学校 | 児童数 | 1,190 | 1,185 | 1,160 | 1,146 | 1,021 |
| | 学級数 | 37 | 37 | 37 | 36 | 30 |

④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する三山木小学校区から田辺東小学校へ通学する場合、通学距離は最長 5 キロメートル超となります。

徒歩による通学時間が 1 時間を超えることから、支援を含めた通学手段を検討します。

(3) 旧田辺中学校ブロック

① 適正化対策

大規模校である田辺中学校の生徒数は令和 11 年度(2029)までは増加が続き、過大規模校となることが予想されています。

その後は減少に転じるものの、令和 17 年度(2035)まで過大規模校のまま推移する可能性があります。

一方で、大住中学校は今後大幅な生徒数の減少が見込まれます。

そのため、現在大部分が田辺中学校区となっている薪小学校区に、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入します。

また、田辺中央北地区及びその周辺地域で今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、旧田辺小学校ブロックにおける田辺小学校の校区変更にあわせて、田辺中学校から培良中学校への校区変更を行います。

② 適正化対策の実施時期

特定地域選択制度の導入及び校区の変更は令和 8 年度(2026)からとします。

③ 学校規模

適正化実施後、10 年後の令和 17 年度(2035)における学校規模については、田辺中学校が生徒数 801 人 24 学級、大住中学校が生徒数 677 人 20 学級、培良中学校は生徒数 349 人 12 学級といずれも適正規模となる見込みです。

表 4-4 生徒数の将来推計【適正化実施後】 (人、学級)

| 学校名 | 生徒数等 | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R17 (2035) |
|-------|------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 田辺中学校 | 生徒数 | 1,013 | 975 | 937 | 968 | 960 | 801 |
| | 学級数 | 27 | 27 | 27 | 28 | 29 | 24 |
| 大住中学校 | 生徒数 | 713 | 747 | 797 | 792 | 760 | 677 |
| | 学級数 | 21 | 22 | 24 | 24 | 23 | 20 |
| 培良中学校 | 生徒数 | 317 | 300 | 293 | 287 | 294 | 349 |
| | 学級数 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 12 |
| 合計 | 生徒数 | 2,043 | 2,022 | 2,027 | 2,047 | 2,014 | 1,827 |
| | 学級数 | 57 | 58 | 60 | 61 | 61 | 56 |

④ 通学距離及び時間について

特定地域選択制度を導入する薪小学校区から大住中学校へ通学する場合、通学距離は最長 3km 超となります。

そのため、通学距離が 3 km 程度となる地域に居住する中学校生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行います。

4-2 新しい時代の学びを支える学習環境の整備に係る計画

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、教室等の照明設備の LED 化、空調設備の更新、トイレのリニューアルを計画的・年次的に進めます。

また、「新しい時代の学び」を効果的に実現するため、教室等の整備を順次実施します。

(1) 照明設備の LED 化

令和 9 年(2027 年)末までに蛍光灯の製造が禁止されることから、教室等の照明設備を全て LED 化します。

実施時期：令和 8 年度(2026)

(2) 空調設備の更新

耐用年数を迎える教室等の空調設備を更新します。

実施時期：令和 10 年度(2028)～令和 14 年度(2032)

(3) トイレのリニューアル

衛生環境に課題があり、改善要望の多い小中学校トイレのリニューアルを進めます。

実施時期：令和 9 年度(2027)～令和 17 年度(2035)で毎年 2 棟程度

(4) 教室等の整備

マルチ・ラーニングルーム、コモンルームの整備や黒板のホワイトボード化等を順次実施します。

4-3 学校付属施設に係る計画

令和 17 年度(2035)までの前期計画においては、施設整備等の実施に向けた条件整理を中心とした取り組みを進めます。

(1) 小学校給食施設

現在の給食室について、老朽化状況に応じた長寿命化対策や大型備品の更新を順次実施します。

あわせて、将来的な親子調理方式又は共同調理場方式での給食施設の整備に向けた検討を進めます。

(2) 小学校プール施設

財源の確保状況にあわせて、跡地活用の前提となるプール施設の解体撤去を順次実施します。

ただし、跡地への施設整備等が決定した場合には、当該施設整備とあわせて解体撤去を実施します。